国分寺市男女平等推進行動計画

（国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

推進状況年次評価報告書

【平成 27 年度　実施状況】

人はだれもが「ただその人である」というだけで，

かけがえのない存在です。

国　分　寺　市

目　次

Ⅰ　評価の考え方・手法について 2
１．評価の目的 2
２．評価者とその役割 2
３．評価の頻度と公表 2
４．評価の方法 2
５．評価結果の反映 4
６．男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ 5
Ⅱ　男女平等推進委員会からの答申 6
１．本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯 8
２．平成 27 年度の評価方法 8
３．施策評価における全体の傾向と特記事項について 9
４　施策別評価理由と提言 13
Ⅲ　施策別推進状況評価 24
課題１　男女平等意識の醸成 25
課題２　たがいの性の尊重と健康支援 32
課題３　性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 35
課題４　就労における男女平等の推進 44
課題５　男女共同参画を支える環境の充実 49
課題６　政策・方針等の意思決定への男女共同参画 58
Ⅳ　数値目標の達成状況 63
Ⅴ　評価方法の確認事項 67
Ⅵ　参考指標 68
Ⅶ　参考資料 73
資料№.１　事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）..... 74
資料№.２　自己点検票書式 94
資料№.３　平成 28 年度会議の開催状況 95
資料№.４　国分寺市男女平等推進行動計画の概要 97
１　計画の目的 97
２　計画の位置づけ 97
３　計画の期間 97
４　計画の推進 97
５　計画の基本理念 98
６　計画の体系 99
資料№.５　国分寺市男女平等推進条例 101
資料№.６　国分寺市男女平等推進協議会設置規程 108

Ⅰ　評価の考え方・手法について

１．評価の目的

国分寺市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）は，男女平等を推進するための施策を体系化したものです。行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで，どの分野で男女平等推進施策が進んだか，あるいは進んでいないか，どういう事業が効果的か，あるいは効果的でないかが明らかになり，次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また，男女平等を推進するためには，市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで，男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

２．評価者とその役割

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）からの意見と，国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて，国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし６人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で，総合的な評価を行います。

推進委員会は評価をするにあたり，市民，事業者等の意見が十分反映され，公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

また，推進委員会の評価は，専門的，市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので，推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ，総合的評価を行うよう努めます。

３．評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために，評価は毎年度実施し，その結果については，市が市民や事業者等に広く公表します。

４．評価の方法

計画の実効性を高めるため，以下の各段階を踏んで評価を行います。

（１）所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は，自己点検票を作成し，自らの事業について事業評価の視点から評価を行い，事務局である文化と人権課に提出します。

「事業評価の視点」は，次の①から③の３つの視点を各事業に応じて予め設定しました。

３つの視点	①　計画に沿った事業を行ったか
	②　事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか，又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか（事業の主たる実施目的が男女平等推進そのものである場合には後者，そうでない場合には前者を選択）
	③　事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

「男女平等推進の視点」は，国分寺市男女平等推進条例第３条の規定事項のうち，当該事業に関連のある事項を自己点検票に記載しました。

これにより，所管課は事業の実施にあたり，男女平等推進の視点として条例の基本理念を改めて認識するとともに，事業評価の視点から，自己の事業について具体的・客観的に振り返り評価することができます。

所管課の評価の基準は下表のとおりです。各事業評価の３つの視点における評価の合計点を「３（事業評価の視点の数）」で除し，各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価として平均値を所管課評価としました。

評価	評価の基準	数値換算
A	前年度よりも実績が上がった	４点
B	前年度と同様の実績があった	３点
C	前年度より実績が下がった	２点
D	実績がなかった	１点
達成	計画所定の事業内容を達成した	４点
休止・廃止	計画所定の事業内容が休止・廃止になった	１点

（２）推進委員会の評価

以下の手順で評価を行います。

イ）所管課の行った自己評価の点検

所管課から提出された自己点検票の記入内容を，男女平等推進の視点及び事業評価の視点から検討します。推進委員会の各委員は，課題ごとに複数のグループに分かれて検討を進め，推進委員会で報告します。

ロ）所管課に対するヒアリングの実施

推進委員会が，事業の内容について直接質疑応答をする必要があると考えた所管課に対し，ヒアリングを行います。推進委員会がヒアリング

をすることで，市職員の男女平等施策に対する考えを知ることができ，施策の推進を滞らせるものがある場合には，それは何であるのかを知ることもできます。

ハ）施策評価と提言

自己点検票の検討，ヒアリングの結果等をもとに，計画の推進状況を施策ごとに評価します。その際には評価理由を記載し，必要に応じて所管課に対する提言を行います。

評価基準は所管課の自己評価と同様ですが，数値換算した平均値による評価ではなく，総合判断で施策ごとの評価を行います。

評価をまとめて，市長に意見として答申します。

（３）専門委員会の評価

所管課から提出された自己点検票を，事業ごとに検討します。

所管課評価と同様の基準に基づいて評価を行います。１つの事業に複数の所管課がある場合には，所管課評価を数値換算した合計を所管課数で除し，その平均値をもとめて評価します。ただし，☆評価については勘案しません。

委員に所管課の職員がいる場合には，所管課としての意見も聞きながら，評価を進めます。

必要に応じて評価理由を記載します。

（４）推進協議会の評価

推進委員会からの意見と，専門委員会からの報告を受け，総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。評価理由と今後の見通しについても併せて記載します。

５．評価結果の反映

市は，評価結果を年次報告書としてとりまとめ，市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

年次報告書は次年度予算の策定前に公表しますので，所管課は次年度予算策定に評価結果を加味することができます。

６．男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ

○国分寺市男女平等推進条例
○国分寺市男女平等推進行動計画（平成 24 年度中間見直し版）（２目標，６課題，26 施策，70 事業）

これに基づき

		男女平等推進委員会	男女平等推進協議会	男女平等推進専門委員会	事業所管課	事務局
役　割		市長の諮問に応じ，男女平等推進施策に係る重要事項に関すること及び行動計画の進ちょく状況に関することについて調査審議し答申するほか，市長に建議することができる。	市の男女平等推進施策の総合調整，行動計画の策定・進行管理に関すること，その他男女平等推進施策に関する重要事項について協議を行う。	行動計画の策定及び進行管理に関して，左記協議会の指示により調査検討を行い，結果を協議会会長に報告する。	行動計画所定の事業を取り行う。	行動計画を推進するため関係機関と調整をする。
構成員		男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者：4人以内 公募市民：3人以内 有識者：3人以内	会長：副市長 副会長：市民生活部長 その他委員：政策部長，総務部長，福祉保健部長，子ども家庭部長，教育部長	市職員14人以内 （政策部：2人以内，総務部1人，市民生活部2人以内，福祉保健部3人以内，子ども家庭部2人以内，教育部4人以内）		文化と人権課職員
時期	4月		第1回会議（4/28）開催 ○評価スケジュールについて ○今年度評価の手法について			○今年度方針課内打合せ ○協議会開催準備 ○推進委員会へ諮問事項通知，推進委員会開催準備
	5月	第1回会議（5/27）開催 ○委員長・副委員長選出 ○年間スケジュールと今年度評価手法の説明 ○評価作業グループ分け ○次回以降の委員会日程検討	（第2回会議（5/24）開催 第2次行動計画策定のための開催） ※評価のための開催ではない	（第1回会議（5/12）開催 第2次行動計画策定のための開催） ※評価のための開催ではない	各課で自己点検票作成・事務局へ提出（締切5/18）。	掲示板及び課別メールにて，各課へ自己点検票記入依頼（自己点検票配布）。
		○課題ごとにグループに分かれて審議		（第2回会議（5/19）開催 第2次行動計画策定のための開催） ※評価のための開催ではない		点検票内容確認，各課と調整，推進委員会へ点検票送付。
	6月	第2回会議（6/21)開催 ○施策推進状況の検討（各グループからの報告） ○ヒアリング対象課検討				ヒアリング対象課との調整
	7月	第3回会議（7/1）開催 ○ヒアリング ○意見交換			対象課はヒアリングに参加（子ども若者計画課，健康推進課）	
		第4回会議（7/8）開催 ○施策別推進状況評価審議				
		第5回会議（7/15)開催 ○施策別推進状況評価審議				
		第6回会議（7/25)開催 ○施策評価内容の最終調整 ○答申案審議				
	8月	答申提出（8/24）（評価報告部分）				
	9月			第3回会議（9/9）開催 ○事業推進状況評価検討		
				第4回会議（9/12）開催 ○事業推進状況評価検討		
			第3回会議（9/28）開催 ○施策別推進状況評価について （推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討）			報告書案検討
	10月以降				評価内容を勘案して年度後半の事業を執行する。また，次年度予算案に反映する。	評価年次報告書起案（市長決裁・各課へ送付）

Ⅱ　男女平等推進委員会からの答申

（写）

平成 28 年 8 月 24 日

国分寺市長
　　井澤　邦夫　様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長　　長津　芳

国分寺市男女平等推進行動計画の評価について（答申）

平成 28 年 5 月 27 日付で，国分寺市男女平等推進行動計画の平成 27 年度推進状況評価について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果，実施状況の評価について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

国分寺市男女平等推進行動計画
平成 27 年度実施状況の評価

平成 28 年 8 月 24 日

国分寺市男女平等推進委員会

1. 本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯

国分寺市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という）は平成 20 年５月にスタートしました。本委員会は，市長の諮問を受け，平成 20 年度は「行動計画の実施状況の評価にかかる指標及び方法について」を答申，平成 21 年度，22 年度，23 年度は「行動計画の達成度の評価について」答申いたしました。さらに，平成 23 年度は行動計画の中間見直し年であったことから，平成 20 年度から平成 22 年度の３年間の総括評価についても答申いたしました。

平成 24 年度，25 年度，26 年度，27 年度は，見直し後の行動計画の実施状況を評価しました。

今年度も，引き続き平成 27 年度の行動計画の実施状況について評価します。

2. 平成 27 年度の評価方法

（1） 施策評価作業について

今年度も評価は①所管課（室）による自己点検票，②ヒアリング（今年度は子ども若者計画課，健康推進課へ実施），③総合評価の３段階による方法で行いました。評価は施策単位で行いました。

本委員会での具体的な評価作業は，下記のように行いました。

委員長を除く８人の委員を４つのグループに分け，行動計画の課題１・２，課題３，課題４・６，課題５を各グループで分担する。

↓

各グループは，担当課題について，所管課（室）作成の自己点検票に基づき男女平等推進の視点から分析を行う。

↓

本委員会で各グループの行った分析を報告し，検討する。

↓

ヒアリング実施結果も交え，本委員会で施策別の評価及び評価理由・提言をまとめる。

（2） 評価の考え方について

評価の目的は，行動計画の実効性を高めることにあるため，本委員会の評価は，男女平等推進の視点からみた次の表で示す基準によって行ってい

ます。したがって，事業本来の目的からは成果があげられていても，男女平等推進の視点からみて成果をあげられたと評価できなければ，D評価とさせていただくことがあります。

本委員会としては，なぜこのような評価になったのか評価理由を明示するとともに，提言を盛り込むことに力点をおきました。

各所管課（室）におかれましては，本答申の内容を念頭におきながら，平成28年度下半期の事業に取り組んでいただくとともに，来年度の予算作成に反映してくださることを期待します。

評価	評価の基準
A	前年度よりも実績が上がった
B	前年度と同様の実績があった
C	前年度より実績が下がった
D	実績がなかった
達成	計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止	計画所定の事業内容が休止・廃止になった

3. 施策評価における全体の傾向と特記事項について

（※　基本目標・課題・施策番号については施策体系図を参照）

○　前年度より取組が改善されていると認められるものが５施策，昨年度と同様にA評価と認められるものが３施策ありました。尽力に敬意を表し，今後に大いに期待したいと思います。

↑	A	課題３－（１）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み
↑	A	課題３－（６）子どもにとっての男女平等
↑	A	課題４－（４）働き方における格差の是正
↑	A	課題６－（１）庁内における男女共同参画
↑	B	課題５－（１）「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活との調和）の推進
→	A	課題１－（１）家庭や地域における男女平等の意識づくり
→	A	課題１－（４）男女平等に関する実態把握
→	A	課題４－（３）起業・再就職への支援

○　反対に，前年度より取組に改善が認められず，Ｃ評価や，Ｄ評価にせざるを得ないものが，５施策ありました。残念に思うとともに，是非とも奮起をお願いしたいところです。

➡	C	課題４－（１）事業者への啓発と支援
⬇	C	課題１－（３）庁内における男女平等意識の徹底
⬇	C	課題３－（３）相談業務の充実と関係機関との連携
⬇	C	課題３－（４）セクシュアル・ハラスメント等の防止
⬇	D	課題１－（５）男女の人権に配慮した表現の推進

＜ヒアリングを通して＞

○　今年度は,「子ども若者計画課」と「健康推進課」にヒアリングを行いました。

「子ども若者計画課」には，主に「課題５－(２)子育てへの支援」について説明を受けました。課の事業に精通している担当者から話を聞くことができ，新規施設の開設予定や，保育形態の多様化などが進められていることが分かりました。保育の充実は，働きたいと考える女性の後押しをするものであり，大いに期待できる内容でした。

さらに，男性保育士を積極的に採用することなど工夫していただくことで，男女共同参画の意識が高まるものと考えます。乳児期の両親学級も男女共同参画を促す有意義なものです。さらに，子育てのポイントとなる幼児期や学齢期における両親学級も実施していくことで，意識が強まるのではないでしょうか。

「健康推進課」からは，主に「課題２－（２）性差や年代に応じた健康支援」に関連した内容を伺い,着実に事業が推進されていると感じました。「ＬＧＢＴ」への適切な対応は今日的課題であり，果敢に進めていただきたいことです。

セクシュアル・マイノリティーの方が相談しやすいような方策（研修を受けた職員がバッジをつけるなど）の検討を提言します。

また，男性特有の検診（例：前立腺ガン検診）も視野に入れたり，妊娠届出時アンケートは過去形の質問項目だけでなく現在の状況も把握できる項目を追加していただければ，さらに進展するものと思います。

＜Ａ評価の主なもの＞

○　「課題３－（１）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み」において前年度課題とした若年層向けＤＶ防止リーフレットを作成・配布したことを高く評価します。さらに，弁護士によるいじめ防止授業の際に，デートＤＶ等も視野に入れた指導を進めていただければ有効だと思われます。

○　「課題３－（６）子どもにとっての男女平等」では，子育て相談室において父母が協力して育児に取り組む支援を行ったことが高く評価できることです。さらに，関係機関との連携を密にしていってください。

○　「課題４－（４）働き方における格差の是正」において，市報での情報提供や，セミナーの充実など積極的な取組が成果を上げていることは，他の施策の推進にも良い影響が及ぶものと高く評価します。

＜Ｂ評価の主なもの＞

○　「課題１－（２）学校における男女平等教育の充実」では，これまでと同程度の実績（Ｂ評価）に留まっていますが，「ＬＧＢＴ研修」は情勢的にも必至のことであり，管理職のみならず，全教職員対象に研修を行うなど，これまでより一歩踏み出して推進してくださることを願っています。

○　「課題５－(３)介護への支援」「課題５－(４)生活の安定と自立の促進」「課題５－(５)高齢者の虐待防止」などは，Ｂ評価となっていますが，いずれも課の事業の内容がルーティーン化されて，継続的に実施されているものと評価しています。

＜Ｃ評価の主なもの＞

○　「課題１－（３）庁内における男女平等意識の徹底」では，イクボス研修や，男女平等に関する職員意識調査の実施を望みます。庁内の意識を高めることが肝心であり，意識調査において実態をつかみ，今後のやるべき課題を浮き彫りにし，事業に反映していってください。

○　「課題３－（４）セクシュアル・ハラスメント等の防止」では，昨年度の協議会評価・推進委員会提言が，生かされていないことは憂慮すべきことです。外部の相談員の配置が早急に望まれます。

○　「課題４－（１）事業者への啓発と支援」においては，市独自の積極的な取り組みの工夫を求めます。経済課の報告では「実態調査は不可能」と一蹴されていますが，市内事業者への実態調査など可能性があるのではないでしょうか。再考を願います。

経済課には，起業支援に関する「ワンストップ相談窓口」の設置等，実践的なサポート体制の充実など，期待を寄せているところです。

＜Ｄ評価のもの＞

○　「課題１－（５）男女の人権に配慮した表現の推進」において，男女平等の視点による表現のガイドライン作成は，昨年度も強く求めたところです。他市の先進例もあることから，それらを手掛かりに国分寺市としてもガイドラインが示されるものとの感触を得ていたかと思いますが，未だその実績がないことから，Ｄ評価にせざるを得ませんでした。国分寺市としてのガイドラインを明確にしていただきたいと思います。

＜評価全体を通して＞

本委員会では，次年度の政策に反映されていくことを望みながら，評価，及び提言をさせていただいております。

しかし，前年度や，前々年度来の提言に対して，自己点検票に何ら進捗状況すら記述されていない事例があります。是非，提言に対する方策を示していただきたいと思います。

さらに，自己点検票の記載にあたっては，実施した内容がわかるように具体的な記述をお願いいたします。

通常業務の報告ではなく，男女平等推進に関する観点を中心に目標をもち，その目標の達成度を点検していただけますと，有効なものになることと思います。自己点検票の評価を通して，次年度への目標が明確になることが意義あることと考えております。

【施策体系図】

※本報告書 99・100 頁と重複するので掲載を割愛します。

4. 施策別評価理由と提言

基本目標１　男女の人権を尊重するまち

課題１　男女平等意識の醸成

施策（１）家庭や地域における男女平等の意識づくり（事業№.１～３）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】男女平等推進センターの講座回数は昨年より減ってはいるが，開催日時や内容等の工夫により成果を上げたと思われる。他課との連携による職員啓発も評価できる。情報誌を通じて「モラルハラスメント」の情報提供ができたことも意義深い。国際理解講座に男女平等の視点を意識的に取り入れたことも大きく評価できる。総合的にＡと評価する。 【提言】 ◆デートＤＶ防止リーフレットの拡大配布を検討していただきたい。 ◆市報のＪＲ国立駅配布も検討していただきたい。 ◆情報誌の内容については好評であり，更に市民に関心を持って読んでもらえる工夫を期待する。 ◆公民館課の事業評価には，昨年度からの進捗状況を具体的に表記していただきたい。

施策（２）学校における男女平等教育の充実（事業№.４～６）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】「ＬＧＢＴ」研修は情勢的にも必至のことである。全般的に昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆教職員の男女平等・共同参画の意識の高まりを具体的に評価できるような手立てを検討していただきたい。 ◆「ＬＧＢＴ」研修は管理職だけでなく全教職員対象に行う必要があると思われる。 ◆引き続き，「男女平等教育」が日常的に，継続的になされていくことを期待する。

施策（３）庁内における男女平等意識の徹底（事業№.７～８）

評価	評価の理由と提言
C	【理由】ワークライフバランス研修やハラスメント防止研修の実施は評価できるが，前年度に実施されていたイクボス研修が実施されなかったのは残念。前年度に引き続き，男女平等に関する職員意識調査が実施されておらず，25 年度実施した調査の結果も未だ効果的に反映されていな

	いという点から評価はＣが妥当と思われるため。 【提言】 ◆女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進にあわせて意識調査を実施していただきたい。 ◆管理職研修の実施は毎年行っていただきたい。

施策（４）男女平等に関する実態把握（事業№.９～10）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】男女平等に関する市民意識・実態調査を実施したことを評価するため。 【提言】 ◆調査結果を踏まえた次期行動計画策定を期待する。 ◆男女平等推進状況評価報告書が男女平等施策に反映されるよう期待する。

施策（５）男女の人権に配慮した表現の推進（事業№.11～13）

評価	評価の理由と提言
D	【理由】「男女平等の視点による表現のガイドライン」が策定されておらず，評価Ｄが妥当と思われるため。 【提言】 ◆ガイドライン策定に向け，速やかに取り組みをすすめていただきたい。 ◆市刊行物に関しては引き続き，ジェンダーにとらわれず，人権を配慮した表現を徹底していただきたい。 ◆公民館事業として，メディア・リテラシーを育成する学習の機会を提供していただきたい。

課題２　たがいの性の尊重と健康支援

施策（１）たがいの性を理解し，尊重する意識の醸成（事業№.14～15）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】デートＤＶ啓発講座を実施できたことは高く評価できるが，全体的には昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆学校現場に専門的知識のある外部講師の派遣をしていただきたい。健康推進課の出前講座を活用し意識を高めていただきたい。 ◆教職員が性に関する知識を学習できるような研修機会を設けていただきたい。

施策（２）性差や年代に応じた健康支援（事業№16～18）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 ◆各種検診の受診率が上がるよう，引き続き啓発を行っていただきたい。 ◆セクシュアル・マイノリティに対する婦人科検診の方法の工夫や精神面での健康支援についても検討していただきたい。 ◆他市では，ＬＧＢＴの研修を受けた職員が「ＬＧＢＴバッジ」をつけていると聞くが，当市でも検討していただきたい。 ◆次期行動計画では，男性独特の検診も視野に入れて検討していただきたい。 ◆妊娠届出時アンケートは，過去形でなく現在の状況を把握できる項目を入れていただきたい。

課題３　性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（１）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み（事業№19～21）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】文化と人権課が前年度課題とした若年層向けＤＶ防止リーフレットを作成，配布できたことを評価し，Ａとした。 【提言】 ◆中高生タイム回数減に伴う課題と今後の取組みを記入していただきたい。（子ども子育て事業課） ◆前年提言同様，弁護士によるいじめ防止授業の際に，デートＤＶ等ジェンダーを視野にいれた指導を行っていただきたい。（学校指導課） ◆同じ事業内容を担当する課同士のさらなる連携を促す為にも，「連携の必要な所管課」欄へしっかり記入をしていただきたい。

施策（２）ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援（事業№22～29）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査が実行されていたので，そのことを記入していただきたい。（健康推進課） ◆関係する課同士の緊密な情報連携および適正なシステム運用を目指していただきたい。 ◆前々年度来の提言や課題である被害者への対応マニュアルが運用され

	ていたので，そのことを記入していただきたい。 ◆自己点検票の記入は実施した内容がわかるように具体的な記述をお願いしたい。

施策（３）相談業務の充実と関係機関との連携（事業№30～34）

評価	評価の理由と提言
C	【理由】担当者情報交換会実施は評価するものの，対象講座・ＤＶ防止連絡会の回数減と東京都合同研修開催年でない年の積極的な対策を講じておらず，昨年度Ｂ☆に比し後退しているため。 【提言】 ◆東京都合同研修開催年度でない年には，庁内での相談業務勉強会など研修に相応するような研鑽場面を設けていただきたい。（職員課） ◆推進委員会また協議会から提言のあったＬＧＢＴに関する課題の進捗状況を明らかにしていただきたい。

施策（４）セクシュアル・ハラスメント等の防止（事業№35～36）

評価	評価の理由と提言
C	【理由】前年同様の実績であるが，昨年度の協議会評価・推進委員会からの提言が生かされていない。 【提言】 ◆セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報啓発は，さまざまな機会をとおして行われるべきであり，限られた期間の市報記事掲載以外の手段も講じていただきたい。 ◆前々年以来提言と同様，学校指導課内に担当部署の設置をしていただきたい。前年度，男女平等推進協議会の見通しとしても「外部の相談員の配置など相談しやすく実効性のある仕組づくりの検討」が促されていることに本委員会も同意する。

施策（５）人権侵害を予防するための支援（事業№37）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆防犯出前講座や防犯まちづくり委員会開催の折には，ストーカー被害や情報について言及していただきたい。（防災安全課） ◆他市町村でのストーカー被害の情報など積極的に受信発信していただきたい。

施策（６）子どもにとっての男女平等（事業№38）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】子育て相談室において父母が協力して育児に取り組める支援を行ったことから，評価Ａとする。 【提言】 ◆今後とも関係機関の連携を積極的に図られたい。

施策（７）性犯罪被害者の支援（事業№39）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆引き続き，積極的に広報啓発していただきたい。 ◆ＳＮＳなどの媒体を活用することが，広報・啓発に効果的と考える。

基本目標２　男女が平等に社会参画できるまち

課題４　就労における男女平等の推進

施策（１）事業者への啓発と支援（事業№40～42）

評価	評価の理由と提言
C	【理由】「事業者への啓発と支援」に関しては現状の実態把握が欠かせないと考える。残念ながら，契約管財課が入札の際に実施しているだけで，不十分だと考える。「啓発・情報提供」に関しては市独自の積極的な取り組みが足りないと考える。「就労支援ネットワーク化」に関しては事業が進展しているように思われる。しかし，施策全体として取り組みが不十分と思われるため，評価Ｃとした。 【提言】 ◆雇用における男女平等に関する実態把握に関して， ・文化と人権課の実態把握に関しては単独では困難なこともあると思われる。他の課と連携して取り組むことが有効ではないかと考える。 ・経済課では「実態調査は不可能」と明記しているが，取り組み姿勢に誠意が感じられない。経済課が中心となって市内事業者への実態調査などはできるのではないか。また，他の課と連携し，実施に向けて再検討を要望する。 ◆雇用における男女平等に関する啓発・情報提供に関して ・文化と人権課の事業では女性を対象とした起業家，働きたい女性へ

	の啓発・情報提供は，行われているが，事業者への啓発支援も，他の課と連携し，積極的に取り組んでいただきたい。 ・経済課では，東京都が実施したセミナーで，チラシを配布したとのこと，国分寺市独自の活動にも取り組んでいただきたい。 ◆就労支援ネットワーク化の推進に関して ・経済課で，国分寺市就労支援地域連絡会を開催して，事業が進展しているが，そこで検討した内容を地域における直接的な就労支援につなげていただきたい。

施策（２）男女平等の視点による調達の仕組みの検討（事業№43）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。ただし，「調達の仕組みの検討」に関して，国分寺市公共調達条例に基づく，総合評価方式競争入札として，本年度の案件は６件あり，適切に運用されていることは評価できる。 【提言】 ◆市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討に関して ・契約管財課で競争入札方式の評価基準の一つとして育児・介護休業制度の社内規定への盛り込みが挙げられているが，更に男女平等推進の実施状況についての基準が加えられると効果的だと考える。 ・文化と人権課では，公共調達条例の施行を 24 年に達成しているが，今後の条例の見直しの際に，男女平等推進の観点から，入札要件に，実施状況等の追加を図っていただきたい。

施策（３）起業・再就職への支援（事業№44～45）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】「起業・再就職への支援」に関して，起業支援講座を開催し，前年より多くの参加者があり，実績が向上している。小口事業資金融資斡旋および創業支援事業においても，前年より実績が上がっているため，評価Ａとした。 【提言】 ◆再就職に関する情報提供・支援に関して ・文化と人権課で行っている支援セミナーなどでは充実していると思われるが，個別的なキャリアコンサルティングによるサポートも体制を整え支援していただきたい。 ◆起業に関する情報提供・支援に関して ・文化と人権課と経済課で連携して，全市民に向けて，幅広く，起業支援に関する情報の提供を行っていただきたい。 ・経済課には，起業支援に関するワンストップ相談窓口の設置等実践

	的なサポート体制の充実を図っていただきたい。近隣市において実施されているので，それらを参考に実施していただきたい。

施策（４）働き方における格差の是正（事業№46～47）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】「働き方の格差是正」に関して，事業者に向け，市報での情報提供を行っている。また，男女雇用平等推進セミナーの開催回数，参加人員ともに増えている。市民に向けた情報提供で，就労支援講座や労働セミナーで参加人員の実績が上がっている。施策全体として実績が上がっているため，評価Ａとした。 【提言】 ◆事業者に向けた啓発・情報提供に関して ・文化と人権課で，就職差別解消促進月間に市報で情報提供が行われているが，前年からの就業体験事業が行われなかったのは残念に思う。事業の再検討を期待したい。 ◆市民に向けた情報提供に関して ・文化と人権課で，推進センター情報誌にて，情報提供されているようだが，市報で特集を組むなど，多くの市民に伝わるよう工夫していただきたい。 ・経済課で，労働セミナーが開催され，参加者も大きく増加している。しかし昨年同様国分寺市民の参加人員の状況が記述されていない。国分寺市民に浸透しているか確認し，浸透していないのであれば，努力していただきたい。

課題５　男女共同参画を支える環境の充実

施策（１）「ワークライフバランス（仕事と生活との調和）」の推進（事業№48～49）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】庁内の広報活動に関しては，継続的に行われており，男性職員の育児休業取得者も１名いたことから成果があったことがうかがわれるため。 【提言】 ◆事業実績欄への記入が不足している。チラシの配架だけしか実績報告がなかったのかなと感じる。一昨年の提言「東京都のイベントチラシの配架だけでなく，独自の政策や工夫を行うか，もしくはその姿勢だけでも見せた記述がほしい」に関して，全く変化がない。改善を強く

	求める。（経済課） ◆男性の育児休業取得者数１名で８％。この前例を活かしてどのように目標を達成するか，次の一手が見えてくるといいと思われる。ただし国の基準では 20%だったはず。いないよりましだがさらなる取得率アップのために何をすればよいのか，是非検討して欲しい。（職員課） ◆イントラネットに掲載する際，おそらくその情報を経て行動に移す職員は相当意識の高い職員だと思う。イントラネットだけでは参加者の応募は難しいかもしれないので，まずは文化と人権課が庁内のロールモデルになることも大事なのではないか。（文化と人権課）

施策（２）子育てへの支援（事業№50～54）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】認可保育所１施設の開設と新規開設の企画がなされていること，延長保育・病後児保育も実施されていること，市内公共施設でのベビーシート等の設置も進むなど，積極性がうかがわれるため。 【提言】 ◆実施していること自体は評価したいが，市民の量的ニーズにどこまで応えられているかについては疑問が残る。待機児童については，前年度から増加しているにも関わらず評価が上がっており，評価の視点について再検討して頂きたい。 ◆乳児期に限らず幼児期の両親学級を検討していただきたい。 ◆保育士に男性の保育士を積極的に採用していただきたい。（子ども若者計画課） ◆ファミリーサポートセンターの活動件数が増えていることについては，もっと評価してもいいのではないか。今後とも是非継続していただきたい。（子ども子育てサービス課） ◆親子ひろば研修は予算そのままで回数も人数も３倍になっている。委託者の負担についての配慮を要望する。（子育て相談室） ◆今現在保育所を利用する中で，どうすれば支援センターにアクセスできるのかがわからない。保護者による支援センターへのアクセスのしやすさについて検討をお願いしたい。（子ども子育て事業課）

施策（３）介護への支援（事業№55～57）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】男性介護者への支援などが前年度同様確実に行われているため。 【提言】 ◆男性にフォーカスをあてて施策を実施している所は評価できるが，予算が倍以上になっているにも関わらず目標値が前年度とほぼ変わらない部分などは気になる。また，介護当事者だけでなく，予防施策が必

	要な領域かと思われるので，男女平等に配慮した予防に関する事業の実施を検討していただきたい。 ◆介護予防に関する普及啓発を行う事業の予算が前年度より 1,500 万円増えているにもかかわらず，実績がほぼ同数であった。予算が増えただけの事業の展開を期待したい。（高齢者相談室）

施策（４）生活の安定と自立の促進（事業№58～61）

評価	評価の理由と提言
B	（理由）高齢者，ひとり親家庭，障害者，外国人への支援が昨年度と同様適切に行われているため。 【提言】 ◆市の施策がライフラインになっている可能性があるので，相談実績が 200 件以上減ってしまったことの原因追求，および対策を検討していただきたい。（障害福祉課） ◆自動翻訳が必要な箇所とそうではない箇所を国際協会との連携によって検討し，より精確な情報を提供できるようにしていただきたい。（協働コミュニティ課）

施策（５）高齢者の虐待防止（事業№62）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】高齢者虐待防止のための実務が昨年度と同様適切に行われているため。 【提言】 ◆今後もジェンダーを意識した事業の展開を期待する。

課題６　政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（１）庁内における男女共同参画（事業№63～65）

評価	評価の理由と提言
A	【理由】「庁内における男女共同参画」に関しては各審議会への女性の割合が向上している。数値による提示で実績が上がっている。また職員の適正，能力，成果によって配属されていると思われる。審議会女性委員の比率調査を直接実施し，調査結果を周知し，女性委員登用の意識づけを行うなど積極的な活動を行っていることも評価できる。具体的な活動も提示されているため評価Ａとした。 【提言】 ◆「審議会などの委員における性による偏りの解消」に関して， ・女性委員の改善が図られているので，さらに目標値の４割を目指し

	ていただきたい。委員の団体推薦等，男性の応募しかない場合があるので周知に努めていただきたい。 ・より一層の女性委員登用の意識付けを行っていただきたい。 ◆「庁内の職域の偏りの解消」に関して， ・都市開発部，選挙管理委員会事務局には女性職員が０パーセント，まちづくりには女性の視点も必要と思われる。 ◆「女性管理職の登用促進」に関して， ・女性職員係長職のキャリアビジョン研修など実績があがっているがマネージメントスキルの向上支援の充実が望まれる。 ・女性管理職登用の妨げの要因，対策が明確ではない。 妨げになっている要因を洗い出す必要があると思われる。 ・女性活躍推進法が施行されて市として行動計画が策定されている。なお国の基準に近づけるように努力していただきたい。 ・昨年も提言したが，厚労省の推奨しているメンター制度，女性リーダーのフォーラムなども，企画・検討していただきたい。

施策（２）地域における男女共同参画（事業№66～68）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】「地域参画の促進」には各職場とも市民活動への支援も含めて講座の企画などよく活動している。数値が向上しているものもあるが，全体として昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆公民館の講座の中に，男女共同参画の視点を取り入れられるものには取り入れていただきたい。 ◆「男性の地域参画の促進」に関して， ・男女共同参画活動は現状同様に継続して行くように努力をお願いする。なお参加者の男性女性比がわかるとよいと思われる。 ◆「市民活動への支援」に関して， ・「団体ヒヤリング」実績数が前年度に比較して少ないのは残念に思う。団体ヒヤリングの一定の回数が必要と思われる。 ◆「女性リーダーの育成」に関して， ・男女平等推進センター主催講座の実施回数が前年度の実績と比較して少ないので回数を増やして行く必要があると思われる。

施策（３）新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画（事業№69～70）

評価	評価の理由と提言
B	【理由】「都市計画・防災分野への男女共同参画」では審議会，防災会議に女性委員が参画している。また，農業経営への女性参加の重要性が徐々に認識されていることは評価できる。しかし，全体として昨年度と同程度の実績という点で評価はＢが妥当と思われるため。 【提言】 ◆「都市計画・防災分野への男女共同参画」に関して， ・実績は前向きであるが，地域市民からの意見などを募り，女性の視点からの具体的な意見なども聞きだすこともしていただきたい。 ◆「農業経営への男女共同参画」に関して， ・男女共同参画の視点から農業経営への女性の一層の参加を周知されることを求めたい。

Ⅲ　施策別推進状況評価

施策別推進状況評価表の見方

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	1．男女平等意識の醸成

施策（1）　家庭や地域における男女平等の意識づくり

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No.1・2)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること
(事業No3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1)男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 保育課(現:子ども子育て事業課)	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう，テーマや開催日時の工夫をします。◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知◇多様な団体との連携による広報　◇公民館保育室事業の実施◇男女平等の保育、幼児教育の促進◇若年層とともに進める事業の実施　◇市民の作品募集による意識の普及	[文人]男女平等推進センターの各種講座を実施する際に関連部署と連携したことで，各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができた。連携した際に各課の職員への情報提供も同時に行うことができた。例として，起業支援講座での経済課との連携，デートDV講座における児童館との連携があげられる。講座以外では，若年層向けのデートDV防止リーフレットを作成し，市内都立高校の生徒に配付し，男女平等・DVについて考えるきっかけ作りなどに取り組んだ。 [公民]『幼い子のいる親のための教室』を5館全館で開催。本多・並木公民館ではどもの育ちを考えるなどの講座を実施。光・もとまち公民館では，防災学習会や地域での子育て・孫育ての学習会を開催。恋ヶ窪公民館ではおこづかいの使い方講座やコーチング講座を実施した。『お父さん応援講座』を光公民館で実施。ワーク・ライフ・バランスや雑談力，夫婦間のコミュニケーションの取り方などを学習。今年度は女性の参加もあり，それぞれの立場での意見交換等が出来た。また託児付にしたことで同じ年齢の子供を持つお父さん同士の交流の場となり，講座終了後も家族同士の繋がりができた。また光公民館では男性向けの講座として『男性のための食生活講座』を実施。講座終了後はグループとして公民館で継続的に活動している。 [子事]園児に対し，男女隔てなく保育を行い，幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。保育所の日々の保育の中では男性保育士も女性保育士も安心・安全な保育，より良い保育という共通の目標の下，協力しあっている。園行事や地域交流で集まった保護者に，男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで，子育ては男女隔てないものという意識と，子育てをすることの喜びを感じてもらう機会とした。	B

～～～～～～～～～～（略）～～～～～～～～～～

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉
【理由】男女平等推進センターの講座回数は昨年より減ってはいるが，開催日時や内容等の工夫により成果を上げたと思われる。他課との連携による職員啓発も評価できる。情報誌を通じて「モラルハラスメント」の情報提供ができたことも意義深い。国際理解講座に男女平等の視点を意識的に取り入れたことも大きく評価できる。総合的にAと評価する。
【提言】
◆デートDV防止リーフレットの拡大配布を検討していただきたい。
◆市報のJR国立駅配布も検討していただきたい。
◆情報誌の内容については好評であり、更に市民に関心を持って読んでもらえる工夫を期待する。
◆公民館課の事業評価には、昨年度からの進捗状況を具体的に表記していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉
講座開催日時・内容等の工夫により，市民の評価を得ていると考えられる。
関係課が連携して講座の開催等をすることにより，職員の男女平等意識向上を図ったことは評価できる。

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

所管課で事業評価をする際の評価視点及び男女平等推進の視点です。

行動計画記載の事業内容です。

所管課から提出を受けた自己点検票記載の，事業実績の抜粋です。所管課名は下記の略称で表しています。

職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。必要に応じて評価理由をつけています。評価は，事業別評価です。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。評価は施策別評価です。

男女平等推進委員会の評価理由と提言です。

男女平等推進専門委員会と男女平等推進委員会の評価を基に，市の男女平等施策を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会（副市長を会長とし6人の部長で組織）で行った評価です。
評価は施策別評価です。

男女平等推進協議会の評価理由と今後の見通しです。

評価基準です。前年度比進ちょく度評価となっています。

男女平等推進行動計画所管課一覧表

部	課（室）	略称
政策部	総合情報課（現：市政戦略室）	[市政]
	政策経営課	[政経]
総務部	総務課（現：契約管財課）	[契約]
	職員課	[職員]
	くらしの安全課（現：防災安全課）	[防安]
市民生活部	市民課	[市民]
	経済課	[経済]
	協働コミュニティ課	[協コ]
	文化のまちづくり課（現：協働コミュニティ課）	[協コ]
	男女平等人権課（現：文化と人権課）	[文人]
福祉保健部	生活福祉課	[生福]
	障害者相談室	[障相]
	健康推進課	[健推]
	高齢者相談室	[高相]
	介護保険課	[介護]
子ども福祉部	保育課	
	子育て支援課	
	（現：子ども子育て事業課）	[子事]
	（現：子ども子育てサービス課）	[子サ]
	（現：子ども若者計画課）	[子若]
	子育て相談室	[子相]
都市建設部	都市計画課（現：都市企画課）	[都企]
教育部	学校指導課	[学指]
	公民館課	[公民]
	図書館課	[図書]

課題１　男女平等意識の醸成

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課　題	1. 男女平等意識の醸成

施策（1）　家庭や地域における男女平等の意識づくり

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No.1・2）性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること
（事業No3）国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1)男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課（現：文化と人権課） 公民館課 保育課（現：子ども子育て事業課）	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう，テーマや開催日時の工夫をします。◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知◇多様な団体との連携による広報　◇公民館保育室事業の実施◇男女平等の保育、幼児教育の促進◇若年層とともに進める事業の実施　◇市民の作品募集による意識の普及	[文人]男女平等推進センターの各種講座を実施する際に関連部署と連携したことで，各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができた。連携した際に各課の職員への情報提供も同時に行うことができた。例として，起業支援講座での経済課との連携，デートDV講座における児童館との連携があげられる。講座以外では，若年層向けのデートDV防止リーフレットを作成し，市内都立高校の生徒に配付し，男女平等・DVについて考えるきっかけ作りなどに取り組んだ。 [公民]『幼い子のいる親のための教室』を5館全館で開催。本多・並木公民館ではどもの育ちを考えるなどの講座を実施。光・もとまち公民館では，防災学習会や地域での子育て・孫育ての学習会を開催。恋ヶ窪公民館ではおこづかいの使い方講座やコーチング講座を実施した。『お父さん応援講座』を光公民館で実施。ワーク・ライフ・バランスや雑談力，夫婦間のコミュニケーションの取り方などを学習。今年度は女性の参加もあり，それぞれの立場での意見交換等が出来た。また託児付にしたことで同じ年齢の子供を持つお父さん同士の交流の場となり，講座終了後も家族同士の繋がりができた。また光公民館では男性向けの講座として『男性のための食生活講座』を実施。講座終了後はグループとして公民館で継続的に活動している。 [子事]園児に対し，男女隔てなく保育を行い，幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。保育所の日々の保育の中では男性保育士も女性保育士も安心・安全な保育，より良い保育という共通の目標の下，協力しあっている。 園行事や地域交流で集まった保護者に，男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで，子育ては男女隔てないものという意識と，子育てをすることの喜びを感じてもらう機会とした。	B
(No.2)男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課(現：文化と人権課） 図書館課 総合情報課（現：市政戦略室）	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 ◇男女平等推進センター情報誌の発行 ◇男女平等推進センターホームページの作成 ◇男女平等推進センター図書資料室事業の充実　◇図書館でのコーナー設置	[文人]情報誌では，特集として，モラルハラスメントについて扱った。講座開催情報，各種相談の情報などを継続してHPに掲載し，わかりやすくなるようHPの改善を行った。図書資料室の本棚の一部をロビーに配置し，室内に入らずとも図書が手にとれるように改良し，新規利用者増を図った。 [図書]6月に男女共同参画週間に合わせて，全館で男女平等をテーマとした図書を含めた展示を行った。市内各図書館で，男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を，購入し，提供した。市役所等が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。 [市政]市報を作成する上で，常に男女平等の視点に立ち，人権及び男女平等に配慮した。	B

(№3)国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 文化のまちづくり課(現:協働コミュニティ課)	男女平等社会実現の取組みは，国際社会における取組みと密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し，学習する場を提供します。	[文人]国際理解講座を行い，男女平等意識の理解や多文化共生社会を考えるきっかけを作った。バイリンガル教育や多文化共生をテーマに研究をしている講師から，子どもを国際人に育てるヒントを聞き，家庭や子どもにとって何が必要なのかを参加者が考える講座とした。 [公民]地域に住む外国人の日本語学習支援および市民との交流を目的とし，日常生活での日本語使用において，できるだけ不自由のないよう，また活動が制限されることがないよう，日本語の基本的な知識・話法を生活レベルで修得を目指すことをねらいとし，全32回実施。本多公民館で開催した人権講座は「地域で暮らす外国人」のテーマのもとに，各国の生活様式の違いなどを理解し，学習する機会とした。 [協コ]「外国人おもてなし語学ボランティア養成講座(初級)」(全5回)(東京都の共催事業) 以下の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出。 ●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施)第1回 「スウェーデンの移民受け入れの現状と問題点」第2回 「ロシアと日本の文化比較」第3回 「東アジアの動向と日本の今後について」第4回 「オーストリアの魅力と人々の生活について」 ●姉妹都市交流講演会「オーストラリアの見どころと日豪の文化」 ●日本語地域連携連絡会懇談会 「都市の中の生活の安全－自転車の安全走行と各国の自転車事情」	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】男女平等推進センターの講座回数は昨年より減ってはいるが，開催日時や内容等の工夫により成果を上げたと思われる。他課との連携による職員啓発も評価できる。情報誌を通じて「モラルハラスメント」の情報提供ができたことも意義深い。国際理解講座に男女平等の視点を意識的に取り入れたことも大きく評価できる。総合的にAと評価する。
【提言】
◆デートDV防止リーフレットの拡大配布を検討していただきたい。
◆市報のJR国立駅配布も検討していただきたい。
◆情報誌の内容については好評であり、更に市民に関心を持って読んでもらえる工夫を期待する。
◆公民館課の事業評価には、昨年度からの進捗状況を具体的に表記していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

講座開催日時・内容等の工夫により，市民の評価を得ていると考えられる。
関係課が連携して講座の開催等をすることにより，職員の男女平等意識向上を図ったことは評価できる。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	1．男女平等意識の醸成

施策（2） 学校における男女平等教育の充実

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No4・5)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること
(事業No6)性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.4)男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ，児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重，男女平等意識を育む教育を推進します。	国分寺市人権教育推進委員会を開催し，「人権教育の基盤に立った教育活動の創造と推進」という主題のもと，各教科等における人権教育について指導方法の改善・充実を図るとともに，人権課題「性的マイノリティ」について言及したリーフレットの作成を行った。市独自のいじめに関する実態調査を年間3回実施し，性差にかかわらず相手を大切にすることの大切さについて，啓発を行った。各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。「LGBT」をテーマにした研修会を初めて開催した。	B
(No.5)性別にとらわれない職業意識の醸成，進路指導	学校指導課	職場体験や進路指導などにおいて，性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	国分寺市のキャリア教育を推進し，児童・生徒のキャリア形成を図るために，キャリア教育・進路指導推進委員会を開催した。また，児童・生徒の望ましい勤労観・職業観をはぐくむための具体的な機会として，中学校全校で1年生又は2年生を対象とする職場体験活動を3日間実施した。	B
(No.6)教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	男女平等教育研修を充実し，教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	各学校においては男女が互いの違いを認めつつ，個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために，学習指導要領に基づいて，男女平等教育の適正な実施に努めている。校内において，セクシュアル・ハラスメント担当を配置して，相談できる体制をつくっている。教員研修では，セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため，各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。毎月の校長連絡会や副校長連絡会及び学校訪問の機会に，服務事故の具体的な事例に基づき，事故防止のための啓発を図っている。校長対象の研修会で「LGBT」について理解を深めた。	A [学指]校長対象の研修会で「LGBT」について理解を深める取組を行ったことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「LGBT」研修は情勢的にも必至のことである。全般的に昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆教職員の男女平等・共同参画の意識の高まりを具体的に評価できるような手立てを検討していただきたい。
◆「LGBT」研修は管理職だけでなく全教職員対象に行う必要があると思われる。
◆引き続き、「男女平等教育」が日常的に、継続的になされていくことを期待する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
教職員の男女平等・人権尊重の意識を高められる取組を検討されたい。
男女平等教育が日常的・継続的に実施されることを望む。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課題	1．男女平等意識の醸成

施策（3）庁内における男女平等意識の徹底

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No7・8）性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
（No.7）職員への男女平等研修の実施	職員課 男女平等人権課(現：文化と人権課） 保育課（現：子ども子育て事業課） 子育て支援課（現：子ども子育て事業課）	職員への男女平等意識の徹底を図るため，職員研修を実施します。全職員対象の研修のほか，対象や階層をしぼった研修を行います。	[職員]男女平等研修として，庁内研修「ワーク・ライフ・バランス研修」を全職層を対象に実施した。新任研修及び重点課題研修として「ハラスメント防止研修」を実施した。東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。 [文人]新人研修において，ハラスメント防止についての説明を実施した。庁内イントラネット掲示板で，男女平等推進センターの講座案内を行い，関心のある職員は出席した。庁内イントラネット掲示板で，男女平等に関する情報提供（男女共同参画週間標語募集など）を行った。 [子事]（旧保育課）ハラスメントやワークライフバランスの庁内研修に職員を派遣し，男女平等の意識について認識を高めた。 （旧子育て支援課）児童館・学童保育施設として，子どもたちの男女平等の意識形成など配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換をした。	B 各所属で，男女平等意識の徹底を図るための研修実施や，同様の効果を得られるような研修への派遣を考慮されたい。
（No.8）男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課 男女平等人権課(現：文化と人権課）	男女平等に関する職員意識調査を行い，研修等を効果的に進めるための資料とします。	[職員]平成27年度については調査を実施しなかった。 [文人]結果分析・公表についての協議を行った。。	D 調査の実施がないため評価はDとする。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
C

協議会（総合）評価
C

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】ワークライフバランス研修やハラスメント防止研修の実施は評価できるが，前年度に実施されていたイクボス研修が実施されなかったのは残念。前年度に引き続き，男女平等に関する職員意識調査が実施されておらず，25年度実施した調査の結果も未だ効果的に反映されていないという点から評価はCが妥当と思われるため。
【提言】
◆女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進にあわせて意識調査を実施していただきたい。
◆管理職研修の実施は毎年行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より取組が進められたとは言えない。
特定事業主行動計画の推進にあわせた職員意識調査の実施や管理職研修の実施について，検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課題	1．男女平等意識の醸成

施策（4）男女平等に関する実態把握

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No9・10）性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
（No.9）男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等人権課(現：文化と人権課）	無作為抽出による調査を行い，市民の意識や実態を把握します。	平成27年7月に「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施した。結果は11月に報告書としてまとめ，関係者に送付し，次期行動計画策定のための資料としている。	A 調査結果を次期行動計画策定につなげていただきたい。
（No.10）資料・データ等の整備	男女平等人権課(現：文化と人権課）	市の各部署が保有する様々なデータ等を男女平等推進の視点から整理し，施策に反映していきます。 ◇男女別データの整備	昨年度に引き続き，男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し，市長以下担当課長，市議会議員，都や他市の関係部署に送付し，行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。各課に当課から直接連絡し，審議会への女性登用状況を調査した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
A

協議会（総合）評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】男女平等に関する市民意識・実態調査を実施したことを評価するため。
【提言】
◆調査結果を踏まえた次期行動計画策定を期待する。
◆男女平等推進状況評価報告書が男女平等施策に反映されるよう期待する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

市民意識・実態調査を実施したことは評価できる。調査結果を次期行動計画や政策に反映させることを望む。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課題	1．男女平等意識の醸成

施策（5）男女の人権に配慮した表現の推進

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No11・12・13）性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
（No.11）メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	男女平等人権課(現：文化と人権課） 公民館課 学校指導課	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり，一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	[文人]メディア・リテラシーに特化した講座は実施しなかったが，男女平等推進センターの国際理解講座の中で，情報に惑わされず，多文化共生社会を生きる子どもを育てるための情報提供を行い，参加者が考えるきっかけを作った。 [公民]五館で実施している幼い子のいる親を対象にした講座の中で，メディア・リテラシーを学ぶ機会を持っている。 [学指]いじめ防止児童会・生徒会フォーラムにおいて児童・生徒が自ら話し合って策定した「国分寺e－ルール」について，全小・中学校への一層の周知を図った。このことを踏まえて，各校は情報モラルの向上を図って指導を行い，メディアリテラシーの向上に取り組んだ。全校において，携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための指導を実施するとともに，自らが加害者になり得る危険性について指導した。情報教育・ICT教育活用委員会を年２回，情報教育・ICT教育活用研修会年１回開催し,その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い，情報教育の推進に努めた。	B
（No.12）男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課（現：市政戦略室） 男女平等人権課(現：文化と人権課） 公民館課	「男女平等の視点による表現のガイドライン」をつくり，その活用を通じて市が情報を発信する際には，ジェンダー(社会的性別)にとらわれず，人権を尊重した表現を徹底します。	[市政]「男女平等の視点による表現のガイドライン」は作成されなかったものの市報を作成する上で，男女平等の観点に配慮した。また，配慮が欠けている原稿については，校正段階で広報担当と原稿作成者の間で協議し修正した。 [文人]ガイドライン作成を検討するため，他の自治体の情報を集めることとした。 [公民]公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては，人権を尊重した表現を行っている。	D ガイドライン作成のための情報収集は実施されていたが，ガイドラインが作成されていないため評価はDとする。
（No.13）「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	男女平等人権課(現：文化と人権課） 総合情報課（現：市政戦略室）	人権に配慮した情報発信が行われるよう，「男女平等の視点による表現のガイドライン」について市民に広報します。	[文人]ガイドラインの策定について方向性の検討を行ったが，策定までは至らなかったので広報もしていない。 [市政]「男女平等の視点による表現のガイドライン」が作成されなかったため，市民に広報することができなかった。	D ガイドライン作成のための情報収集は実施されていたが，ガイドラインが作成されていないため評価はDとする。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
D

協議会（総合）評価
C

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「男女平等の視点による表現のガイドライン」が策定されておらず，評価Dが妥当と思われるため。
【提言】
◆ガイドライン策定に向け，速やかに取り組みをすすめていただきたい。
◆市刊行物に関しては引き続き，ジェンダーにとらわれず，人権を配慮した表現を徹底していただきたい。
◆公民館事業として，メディア・リテラシーを育成する学習の機会を提供していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より取組が進められたとは言えない。
メディア・リテラシー育成のための取組は継続して着実に実施されているが，ガイドライン策定の取組は進んでいない。ガイドライン策定に向け，速やかに取り組む必要がある。

課題２　たがいの性の尊重と健康支援

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	2．たがいの性の尊重と健康支援

施策（1）　たがいの性を理解し，尊重する意識の醸成

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No14・15)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.14)たがいの性を理解し，尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課) 学校指導課	男女平等推進センターにおける講座等を通じて，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として，児童館と連携した取組みを行います。学校教育の場において，人権尊重の視点に立ち，性について正しい理解を得るための授業を行います。	[文人]男女平等推進センター主催講座で，デートDV啓発講座を市内の2つの児童館で行った。児童館の宿泊行事に集まった児童に対し，自分を大事にし相手も大事にすることを考えるきっかけを作った。 [子事]日常の児童館において，児童が自然な関わりをもてるよう配慮している。小学生から中高生などの若年層が，同空間にて自然な形で相手と調和がとれる場の設定として，館内宿泊を実施する。また，児童館と学童保育所および中学生障害児保育が実施されている施設においては，日常的に幅広い学年の関わりが持て，多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。 [学指]小学校4年生の体育では，体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では，思春期には，内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや，成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。これらの発達段階に応じた指導が，全小・中学校で作成する指導評価計画に記載され，教育課程に位置付いている。また，都の「性教育の手引」を踏まえ，道徳や理科及び学級活動等でも指導がなされている。	A 文化と人権課が児童館の宿泊行事で，若年層への啓発を行ったことは評価できる。
(No.15)HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 健康推進課 学校指導課	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため積極的に情報提供を行います。	[文人]東京都エイズ予防月間にあわせ，市ホームページで，広報を行った。 [健推]センター内にポスターの掲示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施している。健康推進課では，相談時に対応(質問に回答)したり，保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。 [学指]小学校6年生の体育の学習指導では，病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し，中学校3年生の保健体育では，感染症は病原体が主な要因となって発生すること，感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること，主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。こうした教育活動をとおして，HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。また，都の「人権教育プログラム」において人権課題「HIV感染者・ハンセン病患者等」の指導事例が掲載されており，人権教育の視点から啓発が図られている。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】デートDV啓発講座を実施できたことは高く評価できるが、全体的には昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆学校現場に専門的知識のある外部講師の派遣をしていただきたい。健康推進課の出前講座を活用し意識を高めていただきたい。
◆教職員が性に関する知識を学習できるような研修機会を設けていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
児童館宿泊行事において，若年層への啓発講座を行ったことは評価できる。
児童・生徒への知識普及は継続して着実に実施されている。
学校現場への出前講座の活用や教職員への性に関する知識研修機会について検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	2．たがいの性の尊重と健康支援

施策（2）性差や年代に応じた健康支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No16・17・18）性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
（No.16）性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	性差に応じた疾病や健康上の課題について，講演会を開催するなど情報提供を行います。	女性特有のがんである「乳がん予防」の講座を実施した。また，女性に多い気分の落ち込みの対処法について「メンタルヘルス講座」を実施した。保育（託児）も実施し，子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。H26年度より子育て世代の女性を対象に子どもの健診時に乳がん・子宮がんの予防方法，視触診について説明とポスター配布をH27年度も継続的に行った。また，健康づくりの情報提供として，高齢者に対しては敬老会や地域包括支援センターでの出前講座の実施，働き盛り世代等に対しては両親学級などの母子保健事業の中で親世代の健康づくりについての情報提供の実施，若い世代に対しては，市内大学に食事や健康に関するチラシの配布を実施するなど，年代に応じた内容・情報発信方法を工夫して実施した。	B
（No.17）性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	骨粗しょう症検診，乳がん検診，子宮がん検診を実施します。	乳がん検診：40歳以上の女性を対象。受診者総数：2,334人。子宮がん検診：20歳以上の女性を対象。受診者総数：2,608人。骨粗検診：20歳以上の女性を対象。参加者数合計：584名。骨粗検診の翌週，丈夫な骨作り講座と題して，管理栄養士による講座を実施。	A 骨粗しょう症について検診だけでなく予防的な講座を実施したことは評価できる。
（No.18）妊産婦への支援	健康推進課	母子の健康に着目した健康指導，健康診査を実施します。	妊娠届出時に，妊娠に対する気持ちや協力者の有無等についてアンケート記載をいただき，産後のメンタルヘルスについて周知徹底，相談先の紹介実施。記載いただいたアンケート結果は，保健師による会議を開催し，支援が必要な方に対して個別支援を開始できるようにした。妊娠期から乳幼児期にかけて（妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等）電話・訪問等で母子の相談を実施している。支援が必要な母子に，つなげた方が良い社会資源の紹介実施，紹介後も経過確認等を専門職で実施した。	A 母子の健康について相談先等の紹介だけでなく紹介後の経過確認を実施したことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
◆各種検診の受診率が上がるよう、引き続き啓発を行っていただきたい。
◆セクシュアル・マイノリティに対する婦人科検診の方法の工夫や精神面での健康支援についても検討していただきたい。
◆他市では、LGBTの研修を受けた職員が「LGBTバッジ」をつけていると聞くが、当市でも検討していただきたい。
◆次期行動計画では、男性独特の検診も視野に入れて検討していただきたい。
◆妊娠届出時アンケートは，過去形でなく現在の状況を把握できる項目を入れていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
検診だけでなく予防的な取組を実施していることや妊産婦への支援を充実させていることは継続していただきたい。
女性・母親だけに限定しない，性差や年代に応じた健康支援の充実を検討されたい。
セクシュアル・マイノリティに対してできる健康支援について検討されたい。

課題３　性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（1）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No19・20・21)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.19)広報啓発活動による普及	男女平等人権課(現：文化と人権課)	DVのメカニズムや背景，実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう，さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇広報活動の強化 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催	男女平等推進センター主催の啓発講座を4回開催した。 ・デートDV講座（2回）：2箇所の児童館の宿泊行事にあわせて，講師及び文化と人権課職員が出向き，自分を大切に相手も大切にすることを考えるきっかけを作った。 ・DV被害者支援講座：精神的DVともいえるモラルハラスメントについて，身近な人が被害にあっていたらどのような支援ができるかについて考えるきっかけを作った。 ・DV・モラハラ理解講座：実際にDV被害にあって現在は独立して社会生活を営んでいる女性講師に実体験を通じた話をしていただき，参加者がともにDV・モラハラについて考えるきっかけを作った。 啓発リーフレットを市内の民間商業施設におけるよう調整を図り，広く一般市民の目に触れるようにした。男女平等推進センター情報誌でモラハラについて特集を組み，関係各所に配布した。	B
(No.20)「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課(現：文化と人権課) 子育て支援課（現：子ども子育て事業課）	「デートDV」について，若年層が主体的に考えることができるよう，児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	[文人]男女平等推進センター主催の啓発講座を開催した。デートDV講座（2回）を児童館の宿泊行事にあわせて開催。講座以外では，若年層向けのデートDV防止リーフレットを作成し，市内都立高校の生徒に配付し，男女平等・DVについて考えるきっかけ作りなどに取り組んだ。 [子事]児童館の中高生タイムの実施により，中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で，自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。	A 文化と人権課が児童館の宿泊行事で若年層への啓発を行ったことや，デートDV防止リーフレットを作成し高校生への啓発を行ったことは評価できる。
(No.21)学校教育における暴力予防教育	学校指導課	学校教育を通じて，どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し，児童・生徒の意識の向上を図り，主体的に考え，行動する機会とした。また，小学校5年生，中学校1年生の全学級で弁護士によるいじめ防止授業を行い，法の視点から暴力の否定を訴えた。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し，いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また，国の問題行動調査における暴力に関する調査も年間1回実施している。教職員に対しては，不適切な指導を含めて，体罰防止の撲滅について啓発するとともに，都調査と連携した体罰防止研修を実施した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
A

協議会（総合）評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】文化と人権課が前年度課題とした若年層向けDV防止リーフレットを作成，配布できたことを評価し，Aとした。
【提言】
◆中高生タイム回数減に伴う課題と今後の取組みを記入していただきたい。（子ども子育て事業課）
◆前年提言同様，弁護士によるいじめ防止授業の際に，デートDV等ジェンダーを視野にいれた指導を行っていただきたい。（学校指導課）
◆同じ事業内容を担当する課同士のさらなる連携を促す為にも，「連携の必要な所管課」欄へしっかり記入をしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度課題としていた若年層向けDV防止リーフレットの作成・配布を実施したことは評価できる。
学校教育においては，ジェンダーの視点を取り入れた暴力予防教育が行われることを期待する。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（2） ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No22・23・24・25・26・27・28・29)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.22)健診などを通じての発見と対応	健康推進課	子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め，見つかった際には，関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	母子保健事業を通じて，母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し，信頼関係を築き，安心して相談できる関係を作る。家族の全体像をアセスメントし，安全確保と，生活面や精神面でのフォローとして必要な機関（相談・医療機関）の利用・支援者の自己決定を支援した。	B
(No.23)関係者による通報の周知	男女平等人権課(現：文化と人権課)	市民や医療関係者，福祉関係者に対して，「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	啓発リーフレットを，昨年度まで配布していたところに，引き続き補充配布を行った。市報で，オビに男女平等推進センター相談専用電話の案内を掲載（毎月の相談案内コーナーとは別に）。市報で，東京都の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援の案内を掲載。	B
(No.24)被害者の安全確保	生活福祉課 男女平等人権課(現：文化と人権課) 総務課（現：契約管財課）	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして，保護を求める被害者の安全確保を図ります。	[生福]DV被害者との面接相談によって，一時保護の必要性を判断し，被害者にとって最も適切な施設に一時保護した。なお，一時保護解除後については，世帯の状況に応じて，母子生活支援施設入所や民間アパート転宅となった。 [文人]緊急一時保護費支給対象となる案件がなかった。予算は確保し，いつでも緊急一時保護ができる準備をしていた。 [総務]休日や夜間など市役所の閉庁時に，ドメスティック゜・バイオレンスによる被害者から保護を求めてきた時は，二次被害を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。近くに身を寄せる場所が確保できない場合は，市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	B
(No.25)被害者の支援にかかる情報の取扱いへの留意	市民課 子育て支援課（現：子ども子育てサービス課） 男女平等人権課(現：文化と人権課)	住民基本台帳の他，国民健康保険，介護保険，児童手当など，住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において，情報管理を徹底します。	[市民]DVやストーカー行為等の加害者による，被害者の住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付の請求に対し，発行停止の支援措置を講じることで，被害者の安全確保を図った。支援措置の対応には細心の注意を払う必要があり，かつ同措置は関係する市区町村（本籍地・前住所地等）にも支援を依頼するため，処理にあたっては慎重に対応した。平成27年7月から，支援措置被害者情報の庁内連携(課税課・納税課・保険課・選挙管理委員会事務局・学務課)を始め，横断的に被害者の安全確保を図った。 [子サ]平成25年1月より新システムを導入し，新たに福祉部門共通で情報を共有したことにより，平成26年度に引き続き情報管理を徹底して行った。また，DV防止連絡会へのオブザーバーとして出席及び市民課の支援措置情報の連携について関係部署との情報共有等を行った。 [文人]DV防止連絡会を開催し，マイナンバー制度施行に伴う各課それぞれの対応，週末閉庁間際や時間外に相談者が来た場合の対応などについての課題を確認した。	B

(№26)さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等人権課(現:文化と人権課)	外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	外国の方からや障害のある方からの相談を受け他機関と連携して対応した。	B
(№27)民間シェルターへの財政的支援	男女平等人権課(現:文化と人権課)	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行います。	東京多摩地域民間シェルター連絡会(夫等の暴力から避難する女性等を一時保護することを目的として運営している民間の緊急一時保護施設の連絡会)に対して，昨年度に引き続き補助金の支給を行った。	B
(№28)被害者の自立支援	生活福祉課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	日常生活，就業，住居等について各種制度を活用し，関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者の回復の一助として，必要な情報を提供し，被害者の心理的な安定，回復を支援します。	[生福]一時保護を行った被害者世帯については，被害者世帯の状況に応じて，入所施設の専門職員や医療機関，児童相談所，その他関係機関と連携し，計画的かつ継続的な支援を行った。一時保護に至らなかった相談者についても，継続的な相談を行い，必要に応じて関係機関と情報共有を図った。 [文人]男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に，ハローワーク，マザーズハローワークの活用の仕方を情報提供した。離婚を希望しているが，手続がわからないという相談者に，図書資料室の書籍を案内したり，法テラスの活用方法などの情報提供をわかりやすく行った。	B
(№29)子どもの安全確保とケア	子育て相談室 保育課(現:子ども子育て事業課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課) 学校指導課	児童虐待防止の部署と連携し，DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう，学校，保育園等において丁寧な対応を行います。	[子相]相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合，文化と人権課や母子自立支援員などの紹介を行った。他市よりDVで逃げてきたり，逆に他市へ逃げる家庭に対し，転出入先の児童関係の関係機関と連携をして支援を行った。また，母子自立支援員と月一回定期的な連絡会を行い，子どものいるDVケースを把握し，支援状況の確認を行った。父子家庭の相談支援としてもウイメンズプラザなどの紹介をした。定期的に開催されるDV連絡会にも出席している。 [子事](旧保育課)保護者による不適切な養育等虐待が疑われた場合には，保育課・保育園や家庭支援センター，児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応することとされている。公立，私立に係わらずDV・虐待等が疑われる児童の早期発見に努め，保護者への指導，関係機関への通報などの適切な対処を行った。 (旧子育て支援課)日常的に直接子どもたちと関わりながら，児童虐待の早期発見に努めた。虐待と疑われるケースについて，関連機関とケース会議を開催し，情報を共有した。乳幼児親子を対象に健康推進課と連携して，ミニ相談会を実施して地域での相談ができる環境を作った。地区連絡協議会に参加し，児童虐待について，関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行った。 [学指]各学校においてサポートチームを設置し，子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し，虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努める。各学校に，児童生徒虐待防止担当教員を配置し，組織的な対応の充実を図った。児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。スクールソーシャルワーカーを配置し，定期的に学校を巡回するとともに，児童・生徒への虐待の早期防止・早期対応に努めた。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
Ａ＝前年度よりも実績が上がった
Ｂ＝前年度と同様の実績があった
Ｃ＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
Ｄ＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査が実行されていたので、そのことを記入していただきたい。（健康推進課）
◆関係する課同士の緊密な情報連携および適正なシステム運用を目指していただきたい。
◆前々年度来の提言や課題である被害者への対応マニュアルが運用されていたので，そのことを記入していただきたい。
◆自己点検票の記入は実施した内容がわかるように具体的な記述をお願いしたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
今後も関係部署・関係機関との連携を強化し，事業を実施されたい。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（3）　相談業務の充実と関係機関との連携

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No30・31・32・33・34)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.30)ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課(現：文化と人権課)	男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談に対応し，さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。	男女平等推進センターにおいて女性のための悩みごと相談，法律相談，カウンセリング相談事業を実施した。	B
(No.31)関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課(現：文化と人権課) 職員課	対応する関係者からの二次被害を防止するため，窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。	[文人]DV防止連絡会を開催し，窓口となる部署の担当者が2次被害を起こさないように対応することを確認した。男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会（DV防止連絡会のメンバーと警察署とカウンセラーによる情報交換会）を実施し，被害者支援措置など窓口対応での情報交換を行った。 [職員]東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」の開催年度ではなかったため，平成27年度は研修を実施しなかった。	C セクシュアル・ハラスメント相談員研修の実績がないことから評価Cとする。
(No.32)「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課(現：文化と人権課)	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう，庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化を図ります。また，児童虐待の担当部署との調整を図ります。	マイナンバー制度施行に伴う各課それぞれの対応，週末閉庁間際や時間外に相談者が来た場合の対応，窓口となる部署の担当者が2次被害を起こさないような対応などについての課題を確認した。	B
(No.33)庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課(現：文化と人権課)	警察や東京都などの関係機関のほか，学校，市医師会，市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会（DV防止連絡会のメンバーと警察署とカウンセラーによる情報交換会）を実施し，被害者支援措置など窓口対応での情報交換を行った。	B
(No.34)手続きの一元化についての検討	男女平等人権課(現：文化と人権課)	被害者の負担軽減のため，必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。	現在行っているそれぞれの担当部署での対応は，従前から各部署連携をとって，時には間に婦人相談員を交えて二次被害のないスムーズな案内をしていることが，DV防止連絡会で確認された。相談窓口一覧を関係部署で共有した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
C

協議会（総合）評価
C

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】担当者情報交換会実施は評価するものの，対象講座・DV防止連絡会の回数減と東京都合同研修開催年でない年の積極的な対策を講じておらず，昨年度B☆に比し後退しているため。
【提言】
◆東京都合同研修開催年度でない年には，庁内での相談業務勉強会など研修に相応するような研鑽場面を設けていただきたい。（職員課）
◆推進委員会また協議会から提言のあったLGBTに関する課題の進捗状況を明らかにしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より取組が進められたとは言えない。
DVについての相談・庁内外の連携などは，継続して着実に実施されているが，相談員研修については後退している。研修所派遣以外にも，庁内での相談員の研鑽場面を検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（4）　セクシュアル・ハラスメント等の防止

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No35･36)性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.35)セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み	男女平等人権課(現:文化と人権課)	さまざまな機会をとおして事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発を行います。	男女共同参画週間に合わせ，市報にセクハラ防止の記事を掲載した。	B
(No.36)庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課 学校指導課	庁内や学校関係者に対して，セクシュアル・ハラスメントの防止について周知します。「苦情処理委員会」などにより，被害者の立場に立った適切な対応を行います。	[職員]重点課題研修の一環として「ハラスメント防止研修」を実施した。東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシャル・ハラスメント相談員研修」については隔年実施のため，今年度は実施無し。新規採用職員（嘱託職員を含む）に対し，新任研修の一環として「セクシュアルハラスメント防止リーフレット」等を配布しセクシュアル・ハラスメントに関する説明を実施。当該年度については「苦情処理委員会」へのハラスメントに関する申し立ては無し [学校]各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置付けた相談体制を一層充実する。セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより，セクシュアル・ハラスメント事案の防止に役立てる平成23年度から学校要覧に相談員名を記載しており，意識付けを図っている。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
C

協議会（総合）評価
C

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】前年同様の実績であるが，昨年度の協議会評価・推進委員会からの提言が生かされていない。
【提言】
◆セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報啓発は，さまざまな機会をとおして行われるべきであり，限られた期間の市報記事掲載以外の手段も講じていただきたい。
◆前々年以来提言と同様，学校指導課内に担当部署の設置をしていただきたい。前年度，男女平等推進協議会の見通しとしても「外部の相談員の配置など相談しやすく実効性のある仕組づくりの検討」が促されていることに本委員会も同意する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より取組が進められたとは言えない。
セクシュアル・ハラスメント等の防止について，市民や事業者への広報・啓発の工夫が必要である。
各学校のセクシュアル・ハラスメント相談体制は整えられているが，外部相談先の周知にも取り組まれたい。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（5）　人権侵害を予防するための支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No37)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.37)ストーカー等の防止の取組み	くらしの安全課(現:防災安全課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。 防犯ブザーの貸し出しや不審者情報の提供など，つきまとい行為防止の取組みを行います。	[防安]学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し注意喚起を行った。メール配信登録者:16,308人(平成27年度末現在)※前年比＋643人。国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロール:警備員2名を配置。パトロール時間帯を平成25年度から午後5時から午後11時までとした。これによって夜間の遅い時間帯でのつきまとい勧誘行為の防止を図った。住宅街，通学路等における庁用車による青色回転灯防犯パトロールについては，青色回転灯装着車計26台で対応し，発生の抑止を図った。平成24年11月から実施している，本多地区における本多連合町会による夜間の青色防犯パトロールの継続支援を行った。 [文人]男女平等推進センターのDV被害者支援講座で，DVの加害者がストーカー行為を行うこともあることを参加者に伝え，DV被害者支援とストーカー行為についての関連を考えるきっかけを作った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆防犯出前講座や防犯まちづくり委員会開催の折には，ストーカー被害や情報について言及していただきたい。(防災安全課)
◆他市町村でのストーカー被害の情報など積極的に受信発信していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
つきまとい行為防止の取組は継続して着実に実施されている。
今後もストーカー犯罪についての情報提供や啓発を市報やホームページ，情報誌等を通じて積極的に行っていく必要がある。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（6）　子どもにとっての男女平等

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No38)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.38)「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室 男女平等人権課(現：文化と人権課)	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし，関係機関の連携を深めます。	[子相]要保護児童対策地域協議会の代表者会議，実務者会議，個別ケース検討会議を通じて各機関との連携，支援を行った。小平児童相談所と三か月毎に要保護児童の進行管理を行った。母親からの相談の中で父親の面談が必要な場合は，同席依頼や訪問をしてどちらか一方だけの相談にかたよらないような対応をした(逆も同様)。母親だけに子育ての責任が圧しかからないよう，父母が協力して育児に取り組めるような支援をした。 [文人]要保護児童対策地域協議会に，課長が出席した。協議会において，文化と人権課で受けている相談の情報提供を行い，文化と人権課内においては，協議会の内容を共有した。DVと関係するケースについては，文化と人権課の相談員を通じて関係機関と連携をとる体制を整えている。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】子育て相談室において父母が協力して育児に取り組める支援を行ったことから、評価Aとする。
【提言】
◆今後とも関係機関の連携を積極的に図られたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

父母が協力して育児に取り組める支援を行ったことは評価できる。
今後も児童虐待予防と保護支援について，関係機関との連携を積極的に図られたい。

◆計画の体系

基本目標	1．男女の人権を尊重するまち
課　題	3．性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（7） 性犯罪被害者の支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No39）性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
（No.39）性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	男女平等人権課(現：文化と人権課）	性犯罪被害者が，被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう，広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また，性犯罪に対する市民の理解を増進するため，啓発活動を行います。	平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行により設置した犯罪被害者等支援相談窓口のリーフレットを，補充した。市報で，東京都の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援の案内を掲載。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆引き続き、積極的に広報啓発していただきたい。
◆SNSなどの媒体を活用することが、広報・啓発に効果的と考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
引き続き，広報・啓発方法を工夫し，被害者が必要な相談を受けられるよう努められたい。

課題４　就労における男女平等の推進

◆計画の体系

基本目標	2．男女が平等に社会参画できるまち
課　題	4．就労における男女平等の推進

施策（1）事業者への啓発と支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No40・41・42)性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.40)雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課(現:文化と人権課) 総務課(現:契約管財課) 経済課	市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。 市内事業者への実態調査を行い，調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めます。	[文人]今年度は特に実施しなかった。 [契約]平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には，事業者の努めとして，男女平等を実現するための方策を推進することを求め，調達において男女平等，子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛込んでいる。本年度，総合評価方式競争入札に該当する案件は6件であった。 [経済]計画に掲げている当該事業については，具体的な対応はできていない。	D 次期計画に向けて実態把握がどのようにしたらできるか検討されたい。
(No.41)雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	市民や事業者への理解を広げるため，市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて，広報や学習機会の提供を行います。 ・ポジティブアクションについての啓発・女性労働者の母性保護	[文人]結婚・妊娠・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性を主な対象として起業支援講座を2本開催した。ママインターン事業を平成28年度に実施するための準備をした。男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載した。男女平等推進センターロビーで，働きたい女性のための情報コーナーを設置した。 [経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所にて実施した「男女雇用平等推進セミナーⅠ　育児・介護休業法の理解と優秀な人材定着のポイント」及び「男女雇用平等セミナーⅡ働く人のための，ハラスメント・職場のいじめ対策」についてチラシを配布し広報を行った。	B
(No.42)就労支援ネットワーク化の推進	経済課	地域において，女性をはじめとする就労困難者の就労支援を進めるため，情報交換の場をつくり，労働に関係する行政機関や事業者等との連携を図ります。	出産育児のため離職した女性をはじめとする就労困難者等の就労支援及び地域雇用創出を図るため，関係団体(※1)による国分寺市就労支援地域連絡会(※2)を設置して連携を図っている(国分寺市シルバー人材センターを参加関係団体に追加)。この就労支援地域連絡会での情報交換から，様々な関係団体と就労支援セミナー及び就職面接会等を共催にて実施し，男女を問わず就労支援を行った。 (※1)関係団体:東京しごとセンター多摩／ハローワーク立川／国分寺市社会福祉協議会／多摩信用金庫／国分寺市商工会／国分寺市シルバー人材センター (※2)就労支援地域連絡会:平成24年8月28日設置 就労困難者の雇用促進や地域就労に向けた相互の情報交換・交流などのほか，地域における就労支援事業やコミュニティビジネスの支援などについて検討を進めている。	A 就労支援地域連絡会の団体が増えるなど，連携が前年度より進んでいることは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
C

協議会（総合）評価
C

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「事業者への啓発と支援」に関しては現状の実態把握が欠かせないと考える。残念ながら，契約管財課が入札の際に実施しているだけで，不十分だと考える。「啓発・情報提供」に関しては市独自の積極的な取り組みが足りないと考える。「就労支援ネットワーク化」に関しては事業が進展しているように思われる。しかし，施策全体として取り組みが不十分と思われるため，評価Cとした。
【提言】
◆雇用における男女平等に関する実態把握に関して
・文化と人権課の実態把握に関しては単独では困難なこともあると思われる。他の課と連携して取り組むことが有効ではないかと考える。
・経済課では「実態調査は不可能」と明記しているが，取り組み姿勢に誠意が感じられない。経済課が中心となって市内事業者への実態調査などはできるのではないか。また，他の課と連携し，実施に向けて再検討を要望する。
◆雇用における男女平等に関する啓発・情報提供に関して
・文化と人権課の事業では女性を対象とした起業家，働きたい女性への啓発・情報提供は，行われているが，事業者への啓発支援も，他の課と連携し，積極的に取り組んでいただきたい。
・経済課では，東京都が実施したセミナーで，チラシを配布したとのこと，国分寺市独自の活動にも取り組んでいただきたい。
◆就労支援ネットワーク化の推進に関して
・経済課で，国分寺市就労支援地域連絡会を開催して，事業が進展しているが，そこで検討した内容を地域における直接的な就労支援につなげていただきたい。
・経済課では，東京都が実施したセミナーで，チラシを配布したとのこと，国分寺市独自の活動にも取り組んでいただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より取組が進められたとは言えない。
総合評価方式競争入札に該当する案件については継続して実態把握をしている。講座等を通じての雇用に関する啓発・情報提供もなされている。就労支援のネットワーク化も進んでいる。しかし，雇用における実態把握について取組が進められていない。女性活躍推進法に基づき公表される事業者のデータを活用するなどの検討をされたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課　題	4. 就労における男女平等の推進

施策（2）　男女平等の視点による調達の仕組みの検討

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No43)性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.43)市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	総務課(現:契約管財課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)	ア　調達の手法として，価格以外の要件に子育て支援や男女平等への取り組み状況の報告を求め，評価採点する仕組みの導入を検討しています。 イ　指名競争入札参加に係る指名等の補足資料として，市の契約に実績を持つ事業者へ調査を行い，子育て支援や男女平等などへ取組む事業者データの整備を検討します。 ウ　イのデータ提供を受け，調達時の事業者選定の仕組みを検討します。 総務課ア・ウ／男女平等人権課イ	[契約]平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には，事業者の努めとして，男女平等を実現するための方策を推進することを求め，調達において男女平等，子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛込んでいる。本年度は総合評価方式競争入札に該当する案件は6件あった。 [文人]指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため，当課独自には特に事業を行わなかった。	**達成**

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
達成

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。ただし，「調達の仕組みの検討」に関して，国分寺市公共調達条例に基づく，総合評価方式競争入札として，本年度の案件は6件あり，適切に運用されていることは評価できる。
【提言】
◆市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討に関して
・契約管財課で競争入札方式の評価基準の一つとして育児・介護休業制度の社内規定への盛り込みが挙げられているが，更に男女平等推進の実施状況についての基準が加えられると効果的だと考える。
・文化と人権課では，公共調達条例の施行を24年に達成しているが，今後の条例の見直しの際に、男女平等推進の観点から，入札要件に，実施状況等の追加を図っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総合評価方式競争入札制度が導入され，実施されていることから評価は達成とする。
国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」等に準じた公共調達における取組を検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課　題	4. 就労における男女平等の推進

施策(3)起業・再就職への支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No44・45)性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.44)再就職に関する情報提供・支援	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターの講座などをとおして，女性の再就職に役立つ情報の提供を行います。職務能力の向上など就労にむけた支援を行います。必要に応じて東京都の関係機関と連携していきます。	結婚・妊娠・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性を主な対象として起業支援講座を2本開催した。ママインターン事業を平成28年度に実施するための準備をした。男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載した。男女平等推進センターロビーで働きたい女性のための情報コーナーを設置した。	B
(No.45)起業に関する情報提供・支援	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	小口事業資金融資制度や空き店舗事業など，起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場をつくります。	[文人]結婚・妊娠・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性を主な対象として起業支援講座を2本開催した。ママインターン事業を平成28年度に実施するための準備をした。男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載した。男女平等推進センターロビーで働きたい女性のための情報コーナーを設置した。 [経済]小口事業資金融資あっせん制度については，多摩信用金庫と共催して実施した創業予定者等に対するセミナーや文化と人権課で主催した起業セミナー，市ホームページ等で周知を行った。 また，平成27年5月に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けたことに伴い，創業支援事業者である国分寺市商工会・多摩信用金庫と連携を図り，起業等に関る情報の提供や個別相談，創業塾などを実施することにより，起業支援に対する体制を強化した。	A 経済課と文化と人権課が連携した起業支援講座や，商工会や金融機関との連携による起業支援体制の構築は評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「起業・再就職への支援」に関して，起業支援講座を開催し，前年より多くの参加者があり，実績が向上している。小口事業資金融資斡旋および創業支援事業においても，前年より実績が上がっているため，評価Aとした。
【提言】
◆再就職に関する情報提供・支援に関して
・文化と人権課で行っている支援セミナーなどでは充実していると思われるが，個別的なキャリアコンサルティングによるサポートも体制を整え支援していただきたい。
◆起業に関する情報提供・支援に関して
・文化と人権課と経済課で連携して，全市民に向けて，幅広く，起業支援に関する情報の提供を行っていただきたい。
・経済課には，起業支援に関するワンストップ相談窓口の設置等実践的なサポート体制の充実を図っていただきたい。近隣市において実施されているので，それらを参考に実施していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

再就職・起業・創業に関する情報提供・支援が着実に進められていることは評価できる。
構築した支援体制を維持・強化していくことを望む。

◆計画の体系

基本目標	2．男女が平等に社会参画できるまち
課　題	4．就労における男女平等の推進

施策（4）働き方における格差の是正

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No4647)性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.46)事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等人権課(現：文化と人権課) 経済課	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて，均等待遇にむけた事業者への理解を深めます。	[文人]市報のオビで，就職差別解消促進月間を掲載した。 [経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所にて実施した「男女雇用平等推進セミナーⅠ　育児・介護休業法の理解と優秀な人材定着のポイント」及び「男女雇用平等セミナーⅡ　働く人のための，ハラスメント・職場のいじめ対策」についてチラシを配布し広報を行った。	B
(No.47)市民にむけた情報提供	男女平等人権課(現：文化と人権課) 経済課	非正規雇用の現状や，パートタイム労働法，労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い，学習機会を提供します。	[文人]男女平等推進センターで，女性の就労支援講座を2本開催し，働き方に関しての情報を提供した。前年度実施したママインターン事業参加者のその後を男女平等推進センター情報誌で伝え，働き方について考えるきっかけを作った。 [経済]東京労働相談情報センター国分寺事務所との共催で開催したセミナー及び相談会を実施した。セミナーの内容：「パートタイマー　働くとき・雇うとき　知っておきたい基礎知識」。対象：パートタイム労働者，事業主，テーマに関心のある方。参加人数：73人。参加者のうち市内在住者割合は不明	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
A

協議会（総合）評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

理由】「働き方の格差是正」に関して，事業者に向け，市報での情報提供を行っている。また，男女雇用平等推進セミナーの開催回数，参加人員ともに増えている。市民に向けた情報提供で，就労支援講座や労働セミナーで参加人員の実績が上がっている。施策全体として実績が上がっているため，評価Aとした。
【提言】
◆事業者に向けた啓発・情報提供に関して
・文化と人権課で，就職差別解消促進月間に市報で情報提供が行われているが，前年からの就業体験事業が行われなかったのは残念に思う。事業の再検討を期待したい。
◆市民に向けた情報提供に関して
・文化と人権課で，推進センター情報誌にて，情報提供されているようだが，市報で特集を組むなど，多くの市民に伝わるよう工夫していただきたい。
・経済課で，労働セミナーが開催され，参加者も大きく増加している。しかし昨年同様国分寺市民の参加人員の状況が記述されていない。国分寺市民に浸透しているか確認し，浸透していないのであれば，努力していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

啓発・情報提供のためのセミナーや講座の実績が上がっていることは評価できる。
引き続き，より多くの市民に情報が伝わるように取り組まれたい。

課題５　男女共同参画を支える環境の充実

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課　題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策（1）「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）」の推進

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No48・49)性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.48)ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	男女平等人権課(現：文化と人権課) 経済課	市報や情報誌，市ホームページなどにより，ワーク・ライフ・バランスについて広報を行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者の好事例の紹介と普及	[文人]父親が子どもの髪を切る「男性も育児講座：パパといっしょにヘアカット」や，定年後の男性を対象とした「男性の地域参画促進講座：男の料理入門」を通じて，ワークライフバランスについて考えるきっかけを作った。女性の起業支援講座を2本開催し，多様な働き方に関する情報提供を行った。男女平等推進センター情報誌で，ママインターン事業参加者のその後や，男性の地域参画促進講座の開催状況を伝えた。 [経済]東京都が主催するワークライフバランス普及啓発イベント他，ワークライフバランス関連の広報を行った。	B
(No.49)庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課 男女平等人権課(現：文化と人権課)	子育てや介護などと仕事とを両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画に基づき，次世代育成支援を進め，特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。またワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。 男性職員の育児休業取得率について，平成28(2016)年までに対象者1割の取得を目指します。そのために積極的に情報提供と意識の啓発を行います。	[職員]当年度においてもワーク・ライフ・バランス研修を実施し20名の職員の参加を得た。職員のワーク・ライフ・バランス推進及び健康管理の視点からも超過勤務の抑制・削減については，昨年同様実施した。また，夏季期間（7月～9月）については，ゆう活及び省エネルギー化の考えも加え早朝における超過勤務の推進を行った。男性職員の育児休業については，対象者13名中係長職1名，取得率としては8%。 [文人]ママインターン事業のその後などを紹介した情報誌をイントラ掲示し，多様な働き方についての普及を行った。庁内イントラネット掲示板で，男女平等推進センターの講座案内を行い，関心のある職員は出席した。庁内イントラネット掲示板で，男女平等に関する情報提供（「イクメンの星募集（国の事業）」など）を行った。	B 管理職の意識が男性職員の育休取得率向上につながると考えられるため，イクボス研修の継続実施を望む。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】庁内の広報活動に関しては，継続的に行われており，男性職員の育児休業取得者も1名いたことから成果があったことがうかがわれるため。
【提言】
◆事業実績欄への記入が不足している。チラシの配架だけしか実績報告がなかったのかなと感じる。一昨年の提言「東京都のイベントチラシの配架だけでなく，独自の政策や工夫を行うか，もしくはその姿勢だけでも見せた記述がほしい」に関して，全く変化がない。改善を強く求める。（経済課）
◆男性の育児休業取得者数1名で8%。この前例を活かしてどのように目標を達成するか，次の一手が見えてくるといいと思われる。ただし国の基準では20%だったはず。いないよりましだがさらなる取得率アップのために何をすればよいのか，是非検討して欲しい。（職員課）
◆イントラネットに掲載する際，おそらくその情報を経て行動に移す職員は相当意識の高い職員だと思う。イントラネットだけでは参加者の応募は難しいかもしれないので，まずは文化と人権課が庁内のロールモデルになることも大事なのではないか。（文化と人権課）

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
効果的な広報ができる工夫を検討されたい。男性の育児休業取得率向上の取組を検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	2．男女が平等に社会参画できるまち
課　題	5．男女共同参画を支える環境の充実

施策（2）　子育てへの支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
（事業No50・51・52・53・54）性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
（No.50）男女がともに子育てをするための意識づくり	健康推進課 子育て相談室 子育て支援課（現：子ども子育て事業課） 男女平等人権課(現：文化と人権課）	子育ては女性だけでなく，ともに行うものであることを考える機会をつくります。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 男女平等人権課は，上記の各課事業の機会を活用し，男性の育児参加についての啓発を行います。	[健推]両親学級は2種類開催。ひかりクラスは年6回・わくわくクラスは年4回，いずれも土曜日開催となっている。このうちひかりクラスはパートナー（父親）が主に沐浴実習や妊婦体験ジャケットを使用した妊婦体験などを行っている。 [子相]通園教室の家庭支援骨子に基づき，保護者交流会（4月），父親参観・講演会（5月），父子園内宿泊訓練（9月），親子行事（2月），卒園式（3月）は，通園教室通園児の父親に焦点をあてた事業として企画を行った。父親が参加しやすいように土日に行事を設定し，特に父親の積極的な行事への参加を呼び掛け，父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行った。通園教室の定員20名の内，平均約15名，卒園式においては約9割の父親が参加，意義のある行事となった。 [子事]児童館は毎週土曜日は開館し，父親が子どもを連れて来館しやすい環境を作った。父親も参加しやすい行事として，親子で参加できる児童館合同遠足を実施した。 [文人]父親が子どもの髪を切る「男性も育児講座：パパといっしょにヘアカット」を実施し，男女がともに子育てをする意識づくりを行った。土曜日の実施とし，働いている父親を主な対象とした。	B
（No.51）保育サービスの充実	保育課（現：子ども若者計画課） 子育て支援課（現：子ども子育て事業課）	保育園の待機児解消を進めます。延長保育・病後児保育，学童保育所の保育時間の延長など，保育サービスの充実，多様化を進めます。	[子若]待機児童解消のため，4月1日に認可保育所1施設を開園し，定員80名を増員した。市内認可保育所定員数が2,119名から2,199名へと増加した(定員数：，21年度1,276名，22年度1,358名，平成23年度1,638名，平成24年度1,899名，平成25年度1,987名，平成26年度2,119名）。1園開園したが，入所申込者が定員拡大人数を上回り，待機児童数は平成26年度の77名から88名に増加した（待機児童数：平成21年度101名，22年度74名，23年度39名，24年度19名，25年度53名，26年度77名）。翌年度開園を目指し定員173名の施設の開設準備に着手した。 [子事]全学童保育所の保育時間8：00～19：00開所の実施。	A 保育所の定員増など保育サービスの充実が着実に図られていることは評価できる。

(№52)子育てを支え合う関係づくり	子育て相談室 子育て支援課(現:子ども子育てサービス課)	子育て中の親が孤立することなく，地域で支え合える関係づくりを支援します。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり	[子サ]社会福祉協議会への委託事業。育児の援助をしたい者(援助会員)と育児援助をしてほしい市民(利用会員)の登録，援助活動の調整をファミリー・サポート・センター職員であるアドバイザーが行い，育児の相互援助を全市的に広げた。特に，働く女性への支援として，ワーク･ライフ･バランスの視点で支援実施した。援助会員の増加のために，講習会等を実施して，会員数の増加に努めた。また，規則改正を行い，市民だけでなく，市内で活動可能な者であれば登録可能な規定とし，対象者を拡大した。利用会員の増加のために，アドバイザーが市内親子ひろばや定期健診会場へ出張し説明および登録などを行った。活動可能な時間の始期を30分早め，送迎援助をより利用しやすくした。規則改正を行い，ひとり親家庭等への支援拡大を図った。 [子相]ファミリーサポートセンター事業は，平成27年度から，子ども子育てサービス課へ移管。児童館事業は，引き続き子ども子育てサービス課の事業である。親子ひろば事業は，市直営3ヶ所・委託1ヶ所・協働委託5ヶ所・指定管理者4ヶ所の13ヶ所を引き続き事業展開。子育て関係団体のネットワークとして，円卓会議を共同で行う。	A ファミリーサポートの援助会員増のための取組は評価できる。
(№53)子育てに関する総合的な相談・支援	保育課(現:子ども子育て事業課) 子育て相談室	子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて子育てに関する総合的な情報提供と支援を行います。 児童虐待へきめ細やかに対応します。	[子事]児童虐待への対応については，保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には，子ども子育て事業課や子ども家庭支援センター，児童相談所などと連携し，要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。虐待がおきないよう，保護者への対応にも保育に関する支援も行っている。家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり，その支援をするため，保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り，保護者は食育の講習や講話を受講し，事業を通じて育児相談等の支援を行った。男性の育児参加の促進は，参加しやすい土曜日に行事を設定した。児童虐待へは専門機関と連携し，情報を共有するなど早期発見に努めた。 [子相]家族や近隣に育児協力を得ることが困難で，育児支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣し，安心した子育てができる支援を行った。保護者の方が緊急かつやむを得ない理由で一時的に養育できない場合，お子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。虐待通告を始め，18歳未満のお子さんを持つ家庭の相談を電話，面談，訪問などで対応した。	B
(№54)子ども連れで利用しやすい施設整備	子育て支援課(現:子育て相談室)	◇市内公共施設において，ベビーシートやベビーキープの設置等を進めます。 ◇赤ちゃん・ふらっと事業の市内施設等設置を促進し，市民に制度の周知を図ります。	赤ちゃんふらっとについて，市報1ページの紙面を使用し，周知を行った。新設置(2ヶ所):地域センター[北町・もとまち]継続設置(29ヶ所):子ども家庭支援センター1・児童館6・学童保育所8・公民館5・図書館2・市役所2・教育文化施設2・公園1・親子ひろば1・JA農協1	A 赤ちゃんふらっと事業実施施設が増えたことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
Ａ＝前年度よりも実績が上がった
Ｂ＝前年度と同様の実績があった
Ｃ＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
Ｄ＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】認可保育所１施設の開設と新規開設の企画がなされていること，延長保育・病後児保育も実施されていること，市内公共施設でのベビーシート等の設置も進むなど，積極性がうかがわれるため。
【提言】
◆実施していること自体は評価したいが，市民の量的ニーズにどこまで応えられているかについては疑問が残る。待機児童については，前年度から増加しているにも関わらず評価が上がっており，評価の視点について再検討して頂きたい。
◆乳児期に限らず幼児期の両親学級を検討していただきたい。
◆保育士に男性の保育士を積極的に採用していただきたい。（子ども若者計画課）
◆ファミリーサポートセンターの活動件数が増えていることについては，もっと評価してもいいのではないか。今後とも是非継続していただきたい。（子ども子育てサービス課）
◆親子ひろば研修は予算そのままで回数も人数も3倍になっている。委託者の負担についての配慮を要望する。（子育て相談室）
◆今現在保育所を利用する中で，どうすれば支援センターにアクセスできるのかがわからない。保護者による支援センターへのアクセスのしやすさについて検討をお願いしたい。（子ども子育て事業課）

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
保育サービスや子育てを支えあう関係づくりや子ども連れで利用しやすい施設整備は，継続して着実に実施されている。
引き続き，子育てへの支援の充実を図られたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課　題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策（3）　介護への支援

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No55・56・57)性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.55)介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課(現:文化と人権課) 高齢者相談室	男性の生活自立の促進や介護に関わる性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供を行います。	[文人]定年後の男性を対象とした「男性の地域参画促進講座:男の料理入門」を実施し，料理だけでなく，その後の片づけ，ゴミの分別についても参加者が行い，男性の生活自立のきっかけ作りを行った。介護における男女共同参画講座「50代からはじめる老後資金の貯め方」を実施し，自分の介護を含めた将来を見据え，特に高い貧困率である女性が老後に向けての資金が準備できるよう，情報提供をし，老後の資金を考える機会を作った。 [高相]市全体を対象に介護予防講演会を行うとともに，高齢期の身近な生活相談の窓口である委託地域包括支援センター（市内6か所）が個別相談や講座を引き続き実施した。地域住民からの依頼により，出前講座で介護予防について講座を実施。	B
(No.56)介護者への支援	高齢者相談室 介護保険課	介護負担を軽減し，介護を社会全体で支えていくため，介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに，介護サービスの基盤整備を推進します。 ◇介護予防の取り組み ◇介護者の支え合い，仲間づくりの場の提供 男性介護者向けの講座などを通して，孤立しがちな男性介護者に情報提供と支援を行います。	[高相]【介護予防の取組】生活の不活発等により介護を要する状態に至ることを未然に防ぐため，生活機能に低下（疑含）を生じている方を把握し，機能低下の進行を予防するための事業（運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等）を委託により市内2会場において実施した。 【家族介護者交流会】委託地域包括支援センター（市内6か所）を拠点に，家族介護者交流会を実施した。情報提供と交流を合わせて行うことにより，介護者同士の繋がりを深めている。うち1センターでは，男性介護者を中心とした懇談会（つどい）を継続して5年目となったが，参加者から，性別を超えた交流会を求める声があがった。認知症高齢者家族懇談会（きさらぎ会，市内3会場にて実施）について，引き続き開催支援を行った。 [介護]介護者の負担軽減のため制度の普及・利用促進を図り，広報を実施した。	B
(No.57)介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	地域包括支援センターを中心に，介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取り組みを進め，関係機関と連携し，適切に対応します。	総合相談件数は年々増加し，地域包括支援センターが対応した事例もそれに伴い増加。最近は高齢部門の関係者だけでは解決しない事例が増加し，関係機関の調整，専門的な助言を求める場の調整が必要となっている。 地域ケア会議の専門部会である権利擁護部会においては他機関との連携による事業の運営や日常的なケース支援の協力体制を持つことができる場面を持つことができた。専門的な助言が必要な事例においては，精神科医・弁護士・学識等をアドバイザーとして迎え適宜事例検討を行い支援方針の確認，支援機関の役割整理等を行った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】男性介護者への支援などが前年度同様確実に行われているため。
【提言】
◆男性にフォーカスをあてて施策を実施している所は評価できるが，予算が倍以上になっているにも関わらず目標値が前年度とほぼ変わらない部分などは気になる。また，介護当事者だけでなく，予防施策が必要な領域かと思われるので，男女平等に配慮した予防に関する事業の実施を検討していただきたい。
◆介護予防に関する普及啓発を行う事業の予算が前年度より1,500万円増えているにもかかわらず，実績がほぼ同数であった。予算が増えただけの事業の展開を期待したい。（高齢者相談室）

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
男性介護者への支援などが継続して着実に実施されている。
引き続き，介護への支援の充実を図られたい。

◆計画の体系

基本目標	2．男女が平等に社会参画できるまち
課　題	5．男女共同参画を支える環境の充実

施策（4）　生活の安定と自立の促進

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No58・59・60・61)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.58)高齢者の自立支援	高齢者相談室	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう，さまざまな機関と連携して，高齢者の暮らしを支援します。	地域包括ケア体制を推進するため，地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。市内の全地域包括支援センター職員による全体会を開催し，相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。地域包括支援センターの各職種による連絡会を開催し専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施。	B
(No.59)障害者への支援	障害者相談室	障害者自立支援法に基づき，障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	【身体障害者相談員，知的障害者相談員】市役所及びひかりプラザで，月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応している。また，電話による相談も随時受けており，障害福祉サービスなどの情報提供も行っている。【地域活動支援センター】市内には，相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センターⅠ型が3箇所あり，ここにおいても種々の相談を受け，情報提供を行っている。【障害者就労支援センター】障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに，障害者と事業所とのコーディネートを行っている。また，就労希望者の積極的な掘り起こしや障害者雇用に取り組む企業等への支援等を行うために，地域開拓促進コーディネーターを配置している。	B
(No.60)ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課 子育て相談室 子育て支援課(現：子ども子育てサービス課)	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当，医療費助成，母子福祉資金の貸付，自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また，就労相談を行い，経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。	[生福]ひとり親家庭(母子・父子世帯)の経済的自立を支援するため，母子・父子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。 [子相]申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。 [子サ]手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については，ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し，広く制度の周知を行うとともに，市民課や生活福祉課，子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより，対象となる相談者に対しては，前年度と同様に児童扶養手当(国)，児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(都)の支給・助成を適正に行った。	B

(№61)外国人への情報提供	文化のまちづくり課(現:協働コミュニティ課)	外国人への効果的な情報提供の仕方について検討し，実地します。	「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」(英語，中国語，韓国語，ルビ付き日本語)を，平成24年度から引き続き配架し，子育てに係る手続きや市役所の窓口，サービスや支援制度などの情報提供を行った。国際協会，市政戦略室広報担当者と，外国人への効果的な情報提供について検討した。「外国人おかあさん交流会」を開催し，日本人と外国人の母親の交流を支援した(国分寺市国際協会)。「親子日本語サロン」を開催し，外国籍の母親の日本語学習を支援した(国分寺市国際協会)。「外国籍保護者のための小学校入学ガイダンス」冊子発行と説明会により，小学校入学にあたって必要な情報を提供した(国分寺市国際協会)。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

(理由)高齢者，ひとり親家庭，障害者，外国人への支援が昨年度と同様適切に行われているため。
【提言】
◆市の施策がライフラインになっている可能性があるので，相談実績が200件以上減ってしまったことの原因追求，および対策を検討していただきたい。(障害福祉課)
◆自動翻訳が必要な箇所とそうではない箇所を国際協会との連携によって検討し，より精確な情報を提供できるようにしていただきたい。(協働コミュニティ課)

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
高齢者，障害者，ひとり親家庭，外国人への支援は継続して着実に実施されている。
引き続き，支援や情報提供の充実を図られたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課　題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(5)　高齢者の虐待防止

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No62)性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.62)「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室 男女平等人権課(現:文化と人権課)	高齢者虐待予防と被虐待者の保護支援について適切な情報提供をし，関係機関の連携を深めます。	[高相]昨年と同様，高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議，実務者会議を障害者相談室と共に開催した。各ネットワーク会議においては，各機関の役割や現状確認，虐待防止に向けた活動計画について共有した。個別ケース会議においては，各関係機関との連携のもと高齢者とその家族(介護者)への支援を実施した。虐待の対応についてのマニュアル作成のため，高齢者虐待対応マニュアル策定検討委員会を3回開催した。 [文人]高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議に課長が委員として出席し，男女平等推進の立場から情報交換などを行った。高齢であるDV被害者の相談に対して常日頃から連携をとり適切な支援を行っている。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】高齢者虐待防止のための実務が昨年度と同様適切に行われているため。
【提言】
◆今後もジェンダーを意識した事業の展開を期待する。

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
引き続き情報の共有や関係機関の連携を深めるよう取り組まれたい。

課題６　政策・方針等の意思決定への男女共同参画

◆計画の体系

基本目標	2．男女が平等に社会参画できるまち
課　題	6．政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策　（1）庁内における男女共同参画

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか　②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか　③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No63・64・65)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわりなくだれもが対等に参加できること

<table>
<tr><th>事業名</th><th>担当課</th><th>計画記載の主な事業内容</th><th>所管課報告の27年度主な事業実績</th><th>専門委員会評価</th></tr>
<tr><td>(No.63)審議会等の委員における性による偏りの解消</td><td>政策経営課

男女平等人権課(現:文化と人権課)</td><td>平成28(2016)年度までに，審議会等の委員において，一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して，審議会ごとに詳細な目標値を設定し，女性ゼロの審議会等をなくします。政策経営課と男女平等人権課と連携して,各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。</td><td>[政経]平成25年度に市長の附属機関の委員の選任・委嘱に係る事務手続きフロー図を作成し，委員の選任・委嘱の際には，事前に政策経営課に連絡する等，全庁的に委員の選任・委嘱方法の統一を図る。平成26年度も引き続き事務手続きフロー図に基づき，平成11年10月20日付の「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて」の通達の趣旨を踏まえて委員の選任・委嘱手続きを行うよう周知した。平成11年の通達では，両性の意見が審議等に反映されるようにとしているため，委員の男女比の配慮に努めるよう周知した。審議会等の女性委員割合32%(前年26%)。公募市民枠の女性委員割合47%。
[文人]審議会の女性委員の比率調査について，当課で直接実施した。調査結果を庁内イントラネット掲示板に載せ，女性委員登用の意識付けを行った。</td><td>A
女性委員の選任・委嘱に配慮する周知を行い，女性委員割合が増加してきていることは評価できる。</td></tr>
<tr><td>(No.64)庁内の職域の偏りの解消</td><td>職員課</td><td>部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。

各部局における事務技術職女性職員比率推移(各年4月1日現在基準)
<table><tr><th></th><th>議会</th><th>政策</th><th>総務</th><th>市民生活</th><th>福祉保健</th><th>子ども家庭</th><th>環境</th><th>都市建設</th><th>都市開発</th><th>会計</th><th>選管</th><th>監査</th><th>教育</th><th>計</th></tr><tr><td>H26</td><td>33.3%</td><td>25.7%</td><td>24.7%</td><td>40.0%</td><td>45.6%</td><td>40.0%</td><td>5.3%</td><td>19.5%</td><td>11.1%</td><td>40.0%</td><td>0.0%</td><td>33.3%</td><td>47.6%</td><td>33.3%</td></tr><tr><td>H27</td><td>33.3%</td><td>22.5%</td><td>26.5%</td><td>38.8%</td><td>58.4%</td><td>76.4%</td><td>1.8%</td><td>11.4%</td><td>0.0%</td><td>60.0%</td><td>0.0%</td><td>66.7%</td><td>51.6%</td><td>41.1%</td></tr><tr><td>H28</td><td>33.3%</td><td>30.0%</td><td>26.4%</td><td>42.0%</td><td>56.3%</td><td>76.4%</td><td>6.3%</td><td>11.8%</td><td>0.0%</td><td>60.0%</td><td>0.0%</td><td>66.7%</td><td>55.6%</td><td>43.2%</td></tr></table></td><td></td><td>B</td></tr>
<tr><td>(No.65)女性管理職の登用促進</td><td>職員課

男女平等人権課(現:文化と人権課)</td><td>平成28(2016)年度までに，管理職の女性比率10%を目指します。そのために，女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど，庁内における女性管理職の登用にむけた取組みを促進します。(現状:管理職総数66人，女性管理職数3人，女性管理職比率4.5%・平成23(2011)年10月1日現在)</td><td>[職員]平成27年度は女性職員係長職を対象としたキャリアビジョン研修を2回実施し，計26名の参加者を得ることができた。平成27年3月31日時点の管理職に占める女性の割合は10.45%(7/67)で目標とする10%を達成できる水準まで引き上げることができた。
[文人]女性管理職登用を含む特定事業主行動計画を策定することを市町村に義務付ける女性活躍推進法が施行され，文化と人権課が窓口となり，計画策定のための都との連絡や情報の伝達を行った。特定事業主行動計画は，任命権者ごとに策定することとされているため，職員課が策定したが，策定のための情報提供を行った。</td><td>達成
目標値10%を達成したことは，評価できる。さらなる向上への取組を期待する。</td></tr>
</table>

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
A

協議会（総合）評価
A

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「庁内における男女共同参画」に関しては各審議会への女性の割合が向上している。数値による提示で実績が上がっている。また職員の適正，能力，成果によって配属されていると思われる。審議会女性委員の比率調査を直接実施し，調査結果を周知し，女性委員登用の意識づけを行うなど積極的な活動を行っていることも評価できる。具体的な活動も提示されているため評価Aとした。
【提言】
◆「審議会などの委員における性による偏りの解消」に関して
・女性委員の改善が図られているので，さらに目標値の4割を目指していただきたい。委員の団体推薦等，男性の応募しかない場合があるので周知に努めていただきたい。
・より一層の女性委員登用の意識付けを行っていただきたい。
◆「庁内の職域の偏りの解消」に関して
・都市開発部，選挙管理委員会事務局には女性職員が0パーセント，まちづくりには女性の視点も必要と思われる。
◆「女性管理職の登用促進」に関して
・女性職員係長職のキャリアビジョン研修など実績があがっているがマネージメントスキルの向上支援の充実が望まれる。
・女性管理職登用の妨げの要因，対策が明確ではない。
妨げになっている要因を洗い出す必要があると思われる。
・女性活躍推進法が施行されて市として行動計画が策定されている。なお国の基準に近づけるように努力していただきたい。
・昨年も提言したが，厚労省の推奨しているメンター制度，女性リーダーのフォーラムなども，企画・検討していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

管理職の女性比率目標値10%を達成したことは評価できる。審議会等の女性委員割合の向上も評価できる。
引き続き，さらなる向上のために取り組まれたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課　題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策 （2）地域における男女共同参画

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No66・67・68)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわりなくだれもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の27年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.66)男性の地域参画の促進	公民館課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて，男性が地域でのつながりを広げることのできる機会をつくります。	[公民]男性が地域活動に参加するきっかけとなるような場として実施。光公民館では男性のための食生活講座を3回の連続講座として実施。料理初心者からリピーターまで幅広い方々の参加があり，講座終了後はグループとして継続的に活動している。お父さん応援講座は男性の雑談力・会話術などを学び，仲間づくりの場となった。他館は男性に限った講座は開催していないが，男性参加者の多い講座も実施している。 [文人]定年後の男性を対象とした「男性の地域参画促進講座：男の料理入門」を実施し，料理だけでなく，その後の片づけ，ゴミの分別についても参加者が行い，また，参加者同士の交流の時間を設けて，地域とのつながりを持つきっかけを作った。	B
(No.67)市民活動への支援	協働コミュニティ課	情報や場の提供を通じて，さまざまな市民活動に対する支援を行います。	市民活動フェスティバルを4月19日に開催。来場者約950人，参加団体25団体。市民活動団体ヒアリングを1団体に実施。市民活動団体「こらぼdeサロン」を5回実施。27団体，58人が参加。ボランティア活動センターこくぶんじと合同イベントを開催。16団体，34名。	B
(No.68)女性リーダーの育成	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターにおいて，審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。	女性の起業支援講座を2本開催し，起業への意識づけから具体的な資金調達の方法までを取扱い，起業就労への支援を行った。起業できる力をつけられれば，さまざまな場面で活躍できる力もついていくと考えられ，そのような実践例の紹介も行った。男女平等推進センター情報誌では，平成26年度に実施したママインターン事業に参加した人のその後の紹介も行い，様々な業種で再就職して活躍していることを伝えた。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会（外部）評価
B

協議会（総合）評価
B

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「地域参画の促進」には各職場とも市民活動への支援も含めて講座の企画などよく活動している。数値が向上しているものもあるが，全体として昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆公民館の講座の中に，男女共同参画の視点を取り入れられるものには取り入れていただきたい。
◆「男性の地域参画の促進」に関して
・男女共同参画活動は現状同様に継続して行くように努力をお願いする。なお参加者の男性女性比がわかるとよいと思われる。
◆「市民活動への支援」に関して
・「団体ヒヤリング」実績数が前年度に比較して少ないのは残念に思う。団体ヒヤリングの一定の回数が必要と思われる。
◆「女性リーダーの育成」に関して
・男女平等推進センター主催講座の実施回数が前年度の実績と比較して少ないので回数を増やして行く必要があると思われる。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
男性の地域参画の機会を継続して提供できている。
引き続き，男女がともに地域で活躍できるための情報や場の提供に取り組まれたい。

◆計画の体系

基本目標	2．男女が平等に社会参画できるまち
課　題	6．政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策　（3）新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

【事業評価の視点】
①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により，男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
(事業No69・70)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわりなくだれもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.69)都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課(現:都市企画課) くらしの安全課(現:防災安全課)	まちの将来像を定めるマスタープラン策定の場など，都市計画の分野への女性の参画を推進します。	[都企]都市計画審議会の女性委員は3人であり，前回同様である。 [防安]女性の防災会議委員について平成27年度は，前年度と比べて1名の増加がありました。	B
(No.70)農業経営への男女共同参画	経済課	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして，女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	農業経営改善計画の認定につき，新たに1経営体が女性農業者を含む家族経営協定を締結した。(女性農業者を含家族経営協定締結件数/全経営体数＝19/50 。締結実績は38%)※平成27年度末時点。平成 27年 11 月に女性農業者限定の研修会を開催し，都内各地から24人(うち市内は10人)の女性農業者が参加し，交流した(市と東京都農業会議の共催)。	A 女性農業者を含む家族経営協定締結が増えたことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】「都市計画・防災分野への男女共同参画」では審議会，防災会議に女性委員が参画している。また，農業経営への女性参加の重要性が徐々に認識されていることは評価できる。しかし，全体として昨年度と同程度の実績という点で評価はBが妥当と思われるため。
【提言】
◆「都市計画・防災分野への男女共同参画」に関して
・実績は前向きであるが，地域市民からの意見などを募り，女性の視点からの具体的な意見なども聞きだすこともしていただきたい。
◆「農業経営への男女共同参画」に関して
・男女共同参画の視点から農業経営への女性の一層の参加を周知されることを求めたい。

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績が上がった
B＝前年度と同様の実績があった
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D＝実績がなかった
達成＝計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
女性農業者を含む家族経営協定締結が増えたことは評価できる。
都市計画・防災分野において，女性の参画が推進するよう取り組まれたい。

Ⅳ　数値目標の達成状況

数値目標は，計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。

1　庁内におけるワークライフバランスの推進（事業№.49）

数値目標 男性職員の育児休業取得率	計画策定当初	平成 27 年度
対象者１割の取得	５％（１人）	８％（１人）

2　審議会等の委員における性による偏りの解消（事業 No.63）

数値目標：審議会等の委員において一方の性が４割を下回らないようにする。

【各種審議会等における女性の割合】※平成 28 年４月１日時点　　文化と人権課調べ

①行政委員会（地方自治法第 180 条の５参照）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	3	75%	1	25.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	14	93%	1	6.7%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50%	1	50.0%

②附属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第 202 条の３等）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
国分寺市表彰審査委員会	秘書課	国分寺市表彰条例	5	4	80%	1	20.0%
国分寺市補助金等審査会	財政課	国分寺市補助金等審査会条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市行政改革推進委員会	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会設置条例	8	7	88%	1	12.5%
国分寺市オンブズパーソン	政策法務課（旧：政策経営課）	国分寺オンブズパーソン条例	2	2	100%	0	0.0%
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市政治倫理審査会	政策法務課	国分寺市政治倫理条例	4	3	75%	1	25.0%
非常勤職員等公務災害補償等審査会	職員課	国分寺市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	3	3	100%	0	0.0%
国分寺市職員懲戒審査会	職員課	国分寺市職員懲戒審査会設置条例	3	2	67%	1	33.3%
国分寺市職員倫理審査会	職員課	国分寺市職員倫理条例	3	2	67%	1	33.3%
国分寺市公益監察員	職員課	国分寺市職員等の公正な職務の執行の	1	1	100%	0	0.0%
国分寺市特別職報酬等審議会	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会設置条例	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市公共調達委員会	契約管財課	国分寺市公共調達条例	5	5	100%	0	0.0%

国分寺市国民保護協議会	防災安全課	国民保護法・国分寺市国民保護協議会条例	32	30	94%	2	6.3%
国分寺市防災会議	防災安全課	災害対策基本法・国分寺市防災会議条例	34	31	91%	3	8.8%
国分寺市小口事業資金融資審査委員会	経済課	国分寺市小口事業資金融資条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市商店街近代化等事業資金助成審査会	経済課	国分寺市商店街近代化等事業資金助成条例	活動実績なし				
国分寺市消費生活審議会	経済課	国分寺市消費生活条例	6	2	33%	4	66.7%
国分寺市被害救済委員会	経済課	国分寺市消費生活条例	調査時点以降に任命				
国分寺市認定農業者審査会	経済課	国分寺市認定農業者審査会設置条例	調査時点以降に任命				
国分寺市男女平等推進委員会	文化と人権課	国分寺市男女平等推進条例	9	3	33%	6	66.7%
国分寺市介護保険運営協議会	介護保険課	国分寺市介護保険条例	15	9	60%	6	40.0%
国分寺市介護認定審査会	介護保険課	介護保険法・国分寺市介護保険条例	54	32	59%	22	40.7%
国分寺市予防接種健康被害調査委員会	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市市民健康づくり推進会議	健康推進課	国分寺市市民健康づくり推進会議条例	活動実績なし				
国分寺市民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法	8	8	100%	0	0.0%
国分寺市地域包括支援センター運営協議会	高齢者相談室	国分寺市地域包括支援センター運営協議会設置条例	12	7	58%	5	41.7%
国分寺市老人ホーム入所判定委員会	高齢者相談室	国分寺市老人ホーム入所判定委員会条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市障害支援区分認定審査会	障害福祉課（旧：障害者相談室）	国分寺市障害支援区分認定審査会設置条例	10	5	50%	5	50.0%
国分寺市障害者自立支援協議会	障害福祉課（旧：障害者相談室）	国分寺市障害者自立支援協議会設置条例	11	5	45%	6	54.5%
国分寺市国民健康保険運営協議会	保険課	国民健康保険法・国分寺市国民健康保険条例	16	13	81%	3	18.8%
国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会	子ども子育てサービス課	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会設置条例	活動実績なし				
国分寺市立学童保育所使用料検討委員会	子ども子育てサービス課	国分寺市立学童保育所使用料検討委員会条例	活動実績なし				
国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例	調査時点以降に任命				
国分寺市子ども・子育て会議	子ども若者計画課	国分寺市子ども・子育て会議設置条例	選定中				
国分寺市都市計画審議会	都市企画課	都市計画法・国分寺市都市計画審議会条例	16	13	81%	3	18.8%
国分寺市まちづくり市民会議	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり条例	13	7	54%	6	46.2%
国分寺市開発事業調停委員会	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり条例	活動実績なし				
国分寺市建築審査会	建築指導課	建築基準法・国分寺市建築審査会設置条例	5	4	80%	1	20.0%
国分寺市交通安全対策協議会	事業計画課	国分寺市交通安全対策協議会条例	調査時点以降に任命				
国分寺市財産価格審議会	事業計画課	国分寺市財産価格審議会条例	7	5	71%	2	28.6%
国分寺市湧水等保全審議会	緑と建築課	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市緑化推進協議会	緑と建築課	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	14	11	79%	3	21.4%
国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例	15	5	33%	10	66.7%
国分寺市環境審議会	環境計画課	国分寺市環境基本条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市公害対策協議会	環境計画課	国分寺市公害防止条例	活動実績なし				

国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街地再開発審査会	国分寺駅周辺整備課	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例	7	7	100%	0	0.0%
国分寺市市街地再開発事業融資あっせん審査会	国分寺駅周辺整備課	国分寺市市街地再開発事業に係る権利者に対する融資あっせん及び助成に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市奨学資金審議会	教育総務課	国分寺市奨学資金支給条例	廃止				
国分寺市コミュニティ・スクール協議会（第７小学校）	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	14	4	29%	10	71.4%
国分寺市コミュニティ・スクール協議会（第８小学校）	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	11	8	73%	3	27.3%
国分寺市コミュニティ・スクール協議会（第９小学校）	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	15	7	47%	8	53.3%
国分寺市社会教育委員	社会教育課	国分寺市社会教育委員の設置に関する条例	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市青少年委員	社会教育課	国分寺市青少年委員の設置に関する条例	11	3	27%	8	72.7%
青少年問題協議会委員	子ども若者計画課	国分寺市青少年問題協議会条例	12	6	50%	6	50.0%
スポーツ推進委員	スポーツ振興課	スポーツ基本法	15	6	40%	9	60.0%
国分寺市文化財保護審議会	ふるさと文化財課	国分寺市文化財の保存と活用に関する条例	6	6	100%	0	0.0%
国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会	ふるさと文化財課	国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例	10	10	100%	0	0.0%
国分寺市本多公民館運営審議会	公民館課	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	廃止				
国分寺市立恋ヶ窪公民館運営審議会	公民館課	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	廃止				
国分寺市立光公民館運営審議会	公民館課	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	廃止				
国分寺市立もとまち公民館運営審議会	公民館課	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	廃止				
国分寺市立並木公民館運営審議会	公民館課	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	廃止				
国分寺市図書館運営協議会	図書館課	図書館法・国分寺市立図書館条例	10	5	50%	5	50.0%
国分寺市行政不服審査会	政策法務課	国分寺市行政不服審査会設置条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市公民館運営審議会	公民館課	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	11	7	64%	4	36.4%

③設置要綱などにより設置されている①，②以外の会議等

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
国分寺市指定管理者候補者選定委員会	契約管財課（旧：総務課）	国分寺市指定管理者候補者選定委員会設置要綱	7	7	100%	0	0.0%
国分寺市指定管理者評価委員会	契約管財課（旧：総務課）	国分寺市指定管理者評価委員会設置要綱	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市就労支援地域連絡会	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱	7	7	100%	0	0.0%
国分寺市認定農業者相談支援チーム	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム設置要綱	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市協働事業審査会	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会設置要綱	6	4	67%	2	33.3%
国分寺市市民活動推進事業等審査会	文化と人権課（旧：協働コミュニティ課及び文化のまちづくり課）	国分寺市市民活動推進事業等審査会設置要綱	7	5	71%	2	28.6%
国分寺市文化振興市民会議	文化と人権課（旧：文化のまちづくり課）	国分寺市文化振興市民会議設置要綱	11	7	64%	4	36.4%
国分寺市立いずみホール運営委員会	文化と人権課（旧：文化のまちづくり課）	国分寺市立いずみホール運営委員会設置要綱	6	3	50%	3	50.0%
国分寺市子育て・子育ちいきいき計画推進協議会	子ども若者計画課（旧：子育て支援課）	国分寺市子育て・子育ちいきいき計画推進協議会設置要綱	10	4	40%	6	60.0%

国分寺市要保護児童対策地域協議会（代表者会議）	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	19	16	84%	3	15.8%
国分寺市要保護児童対策地域協議会（実務者会議）	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	18	12	67%	6	33.3%
国分寺市まちづくり活動助成審査会	まちづくり推進課（旧：都市計画課）	国分寺市まちづくり活動助成審査会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市地域公共交通会議	事業計画課（旧：道路管理課）	国分寺市地域公共交通会議設置要綱	11	11	100%	0	0.0%
国分寺市環境推進管理委員会	環境計画課	国分寺市環境推進管理委員会設置要綱	12	10	83%	2	16.7%
国分寺市立小中学校給食費検討委員会	学務課	国分寺市立小中学校給食費検討委員会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会	学務課	国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会設置要綱	必要に応じて任命				
国分寺市個別支援委員会	学校指導課	国分寺市個別支援委員会設置要綱	14	6	43%	8	57.1%
国分寺市中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会	学校指導課	国分寺市立中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市立第一小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	3	38%	5	62.5%
国分寺市立第二小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第三小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	2	25%	6	75.0%
国分寺市立第四小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第五小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第六小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第十小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市立第一中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市立第二中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第三中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第四中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市立第五中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市公立学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市農業振興計画見直し検討委員会	経済課	国分寺市農業振興計画見直し検討委員会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市ビジョン会議	政策経営課	国分寺市ビジョン会議設置要綱	15	12	80%	3	20.0%
国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議	政策経営課	国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱	10	8	80%	2	20.0%
国分寺市本多公民館運営サポート会議	公民館課	国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱	10	4	40%	6	60.0%
国分寺市恋ヶ窪公民館運営サポート会議	公民館課	国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱	9	3	33%	6	66.7%
国分寺市光公民館運営サポート会議	公民館課	国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱	9	5	56%	4	44.4%
国分寺市もとまち公民館運営サポート会議	公民館課	国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市並木公民館運営サポート会議	公民館課	国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱	10	5	50%	5	50.0%

3　女性管理職の登用促進（事業 No.65）

数値目標 市の管理職の女性比率	計画策定当初	平成 27 年度
25% ※平成 24 年度行動計画より 10%	6.3%（４人）	10.45%（７人）

Ⅴ　評価方法の確認事項

総合評価で「達成」となった施策について，推進状況の確認のため自己点検票を作成し，評価を行う。

次年度以降の評価に向けての確認事項は無し。

Ⅵ　参考指標

参考指標は，国分寺市男女平等推進行動計画の各重点分野に関連して，男女平等社会形成の進ちょく状況を把握する上での一つのものさしになることを期待して，男女平等推進委員会との協議の上設定しているものです。

経年変化や他市との比較をすることで，現状分析と今後の課題を設定することに役立つものであり，その数値自体が目標値となるわけではありません。

【Ｄ　Ｖ　分　野】

○国分寺市におけるＤＶの相談件数（延べ）

年度	男女平等人権課（現：文化と人権課）						生活福祉課	
	女性のための カウンセリング		女性のための 法律相談		女性の悩みごと相談		母子・女性福祉相談件数	
		内ＤＶ相談		内ＤＶ相談		内ＤＶ相談		内ＤＶ相談
23	74	8	45	7	271	89	1067	210
24	51	13	37	10	219	71	1025	180
25	43	8	26	2	181	76	954	215
26	51	20	35	5	219	65	616	585
27	59	13	15	3	203	91	1126	762

※文化と人権課調べ

【学　校　教　育　分　野】

○公立小学校教員における職位別男女比（26 市比較）

市町村名	教員数（本務者）	男	女	校長		副校長		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	1633	675	958	55	10	56	18	65	51	497	811	0	68	0	0
立川市	485	183	302	18	2	15	5	15	13	135	260	0	21	0	0
武蔵野市	303	106	197	5	7	4	8	12	13	84	157	0	12	0	0
三鷹市	427	169	258	12	3	13	2	19	13	125	224	0	15	0	0
青梅市	400	169	231	15	1	15	2	18	11	121	197	0	17	0	1
府中市	666	259	407	16	6	17	6	41	17	185	351	0	25	0	1
昭島市	326	146	180	10	4	12	2	16	15	108	146	0	11	0	1
調布市	560	209	351	16	4	14	6	25	17	153	301	0	22	0	0
町田市	1234	479	755	33	8	29	13	52	35	365	653	0	44	0	2
小金井市	250	92	158	7	2	8	1	10	9	67	134	0	10	0	1
小平市	513	199	314	15	4	16	3	21	21	146	267	0	18	0	1
日野市	489	192	297	11	6	14	3	16	15	151	253	0	17	0	1
東村山市	384	151	233	13	2	10	5	17	13	111	198	0	15	0	0
国分寺市	280	104	176	8	2	6	4	12	13	77	148	0	9	0	0
国立市	188	79	109	7	1	5	3	9	4	57	93	0	8	0	0
福生市	162	72	90	5	2	6	1	11	2	50	76	0	8	0	1
狛江市	182	78	104	5	1	6	0	8	2	59	94	0	6	0	1
東大和市	249	104	145	8	2	8	2	10	6	77	126	0	9	1	0
清瀬市	210	86	124	8	1	6	3	18	6	53	106	0	7	0	1
東久留米市	319	118	201	9	4	7	6	9	11	92	165	0	13	0	1
武蔵村山市	250	105	145	8	0	7	3	12	8	76	125	0	8	0	1
多摩市	427	175	252	15	3	16	2	19	16	125	212	0	18	0	1
稲城市	289	103	186	8	4	8	4	9	8	78	155	0	12	0	1
羽村市	174	84	90	6	1	6	1	11	4	61	76	0	7	0	1
あきる野市	254	108	146	9	1	8	2	13	11	76	124	0	8	1	0
西東京市	488	173	315	15	3	15	3	17	19	126	273	0	16	0	1

※平成 27 年度学校基本調査より作成

○公立中学校教員における職位別男女比（26 市比較）

市区町村名	教員数（本務者）	男	女	校長		副校長		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	907	521	386	35	3	38	1	82	20	365	323	0	39	0	0
立川市	233	135	98	9	0	9	0	19	6	98	84	0	8	0	0
武蔵野市	152	91	61	6	1	6	1	14	4	65	47	0	7	0	0
三鷹市	213	115	98	4	3	6	1	15	4	90	81	0	9	0	0
青梅市	269	161	108	11	0	10	1	33	5	105	93	0	9	0	0
府中市	330	180	150	9	2	11	0	28	1	132	135	0	12	0	0
昭島市	163	89	74	5	1	5	1	12	3	67	62	0	7	0	0
調布市	250	124	126	6	2	7	1	16	3	94	110	0	8	0	0
町田市	640	342	298	20	0	17	3	45	15	259	257	0	20	0	0
小金井市	136	80	56	4	1	4	1	11	3	61	46	0	5	0	0
小平市	243	129	114	7	1	7	1	21	8	94	97	0	7	0	0
日野市	248	135	113	7	1	7	1	23	2	98	101	0	8	0	0
東村山市	220	127	93	7	0	8	0	20	4	92	83	0	6	0	0
国分寺市	**140**	**82**	**58**	**5**	**0**	**4**	**1**	**15**	**2**	**57**	**52**	**0**	**3**	**0**	**0**
国立市	82	39	43	3	0	2	1	4	4	30	35	0	3	0	0
福生市	84	54	30	3	0	3	0	8	0	39	27	0	3	0	0
狛江市	92	53	39	4	0	4	0	10	5	35	28	0	5	0	0
東大和市	130	88	42	5	0	5	0	10	3	68	35	0	4	0	0
清瀬市	115	65	50	5	0	4	1	14	0	42	44	0	5	0	0
東久留米市	176	95	81	6	1	5	2	14	6	70	64	0	8	0	0
武蔵村山市	132	77	55	5	0	4	1	14	3	54	47	0	3	0	0
多摩市	209	109	100	9	0	9	0	18	8	73	82	0	9	0	0
稲城市	146	84	62	6	0	5	1	13	6	60	50	0	5	0	0
羽村市	93	52	41	3	0	3	0	9	1	37	35	0	4	0	0
あきる野市	152	93	59	6	0	6	0	13	6	68	49	0	4	0	0
西東京市	247	142	105	8	1	8	1	22	6	104	88	0	9	0	0

※平成 27 年度学校基本調査より作成

【保　育　分　野】

○保育所入所児童数と待機児童数（26 市比較）

市町村名	平成27年4月1日				平成26年4月1日				増減			
	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数
八王子市	25,495	11,209	44.0%	144	26,218	10,995	41.9%	231	△ 723	214	2.1%	△ 87
立川市	8,658	3,634	42.0%	183	8,760	3,673	41.9%	95	△ 102	△ 39	0.1%	88
武蔵野市	6,931	2,399	34.6%	127	6,719	2,120	31.6%	208	212	279	3.0%	△ 81
三鷹市	9,245	3,294	35.6%	209	8,959	3,095	34.5%	179	286	199	1.1%	30
青梅市	5,724	3,206	56.0%	20	5,882	3,219	54.7%	29	△ 158	△ 13	1.3%	△ 9
府中市	13,796	5,167	37.5%	352	13,859	5,021	36.2%	233	△ 63	146	1.3%	119
昭島市	5,581	2,587	46.4%	51	5,634	2,585	45.9%	65	△ 53	2	0.5%	△ 14
調布市	11,635	4,352	37.4%	296	11,678	4,154	35.6%	288	△ 43	198	1.8%	8
町田市	20,295	6,996	34.5%	153	20,840	6,815	32.7%	203	△ 545	181	1.8%	△ 50
小金井市	5,754	1,923	33.4%	164	5,721	1,793	31.3%	257	33	130	2.1%	△ 93
小平市	9,791	3,345	34.2%	178	9,748	3,063	31.4%	167	43	282	2.8%	11
日野市	9,277	3,752	40.4%	164	9,198	3,583	39.0%	188	79	169	1.4%	△ 24
東村山市	7,154	2,533	35.4%	32	7,519	2,548	33.9%	97	△ 365	△ 15	1.5%	△ 65
国分寺市	**5,624**	**2,223**	**39.5%**	**88**	**5,664**	**2,141**	**37.8%**	**77**	**△ 40**	**82**	**1.7%**	**11**
国立市	3,343	1,331	39.8%	99	3,307	1,283	38.8%	34	36	48	1.0%	65
福生市	2,420	1,373	56.7%	6	2,506	1,344	53.6%	5	△ 86	29	3.1%	1
狛江市	3,759	1,343	35.7%	175	3,545	1,225	34.6%	99	214	118	1.1%	76
東大和市	4,531	2,082	46.0%	4	4,566	2,023	44.3%	14	△ 35	59	1.7%	△ 10
清瀬市	3,445	1,281	37.2%	45	3,457	1,321	38.2%	40	△ 12	△ 40	△ 1.0%	5
東久留米市	5,532	2,082	37.6%	87	5,498	2,022	36.8%	84	34	60	0.8%	3
武蔵村山市	3,716	1,935	52.1%	11	3,921	1,972	50.3%	21	△ 205	△ 37	1.8%	△ 10
多摩市	6,897	2,955	42.8%	49	7,036	2,796	39.7%	116	△ 139	159	3.1%	△ 67
稲城市	4,962	1,991	40.1%	0	5,073	1,884	37.1%	33	△ 111	107	3.0%	△ 33
羽村市	2,806	1,376	49.0%	0	2,880	1,382	48.0%	3	△ 74	△ 6	1.0%	△ 3
あきる野市	3,976	1,822	45.8%	12	4,064	1,823	44.9%	31	△ 88	△ 1	0.9%	△ 19
西東京市	9,713	3,316	34.1%	143	9,827	3,231	32.9%	193	△ 114	85	1.2%	△ 50

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「平成 27 年度保育所待機児童等の状況調査」より作成

○病児・病後児保育実施状況（26 市比較）

	病後児保育				病児保育			
	実施・未実施	施設数	定員数	対象	実施・未実施	施設数	定員数	対象
八王子市	実施	3	15	産休明け～小３	実施	3	15	産休明け～小３
立川市	未実施	–	–		実施	2	8	４ヶ月～小３
武蔵野市	実施	2	8	６ヶ月～小３	実施	2	8	６ヶ月～小３
三鷹市	実施	2	8	４ヶ月～就学前	実施	2	8	４ヶ月～就学前
青梅市	実施	1	4	産休明け～就学前 保育施設在籍者	未実施	-	-	
府中市	実施	2	10	５ヶ月～小３	実施	2	10	５ヶ月～小３
昭島市	実施	2	10	１歳～就学前	実施	2	10	１歳～就学前
調布市	実施	2	8	１歳～小３	実施	2	8	１歳～小３
町田市	実施	4	16	１歳～小３	実施	1	4	４ヶ月～小２
小金井市	実施	1	4	１歳～就学前	未実施	-	-	
小平市	実施	1	4	６ヶ月～就学前	実施	1	6	**6ヶ月～就学前**
日野市	実施	3	8	産休明け～ 概ね10歳未満	実施	3	8	産休明け～ 概ね10歳未満
東村山市	実施	1	4	**6ヶ月～小3**	実施	1	4	**6ヶ月～小3**
国分寺市	実施	3	12	産休明け～就学前 保育施設等在籍者	実施	1	2(*)	産休明け～就学前 保育施設等在籍者
国立市	実施	1	6	６ヶ月～小３	実施	1	6	６ヶ月～小３
福生市	実施	2	8	６ヶ月～小３ 保育施設在籍者	実施	1	4	**６ヶ月～小３**
狛江市	実施	1	10	小３以下	実施	1	10	小３以下
東大和市	実施	1	6	６ヶ月～小３	実施	1	6	６ヶ月～小３
清瀬市	実施	2	10	１歳～小３	実施	2	10	２ヶ月～小４
東久留米市	実施	1	4	１歳～小低学年	実施	1	4	１歳～小低学年
武蔵村山市	実施	1	4	６ヶ月～就学前 保育施設等在籍者	未実施	-	-	
多摩市	実施	2	12	未就学児・ 学童クラブ入所児	実施	1	2	**未就学児・ 学童クラブ入所児**
稲城市	実施	2	6	４ヶ月～就学前	実施	2	6	４ヶ月～小３
羽村市	実施	1	4	概ね１歳以上 保育施設等在籍者	未実施	-	-	
あきる野市	実施	1	3	保育施設在籍者	未実施	-	-	
西東京市	実施	2	10	６ヶ月～小４	実施	2	10	６ヶ月～小４

※１：施設数・定員数の内訳不明のため，病児・病後児保育の施設数・定員数の総数を記載。
※２：国分寺市は病児保育の定員を記載。病児対応型施設の定員４名のうち病児保育の定員は２名。

※子ども子育てサービス課資料より作成
（平成 27 年４月１日現在の状況）

【高齢者介護分野】

○在宅介護における主介護者の性別と要介護者との続柄（経年比較）

※国分寺市市民生活・意向等調査　介護保険実態調査より作成

＜主介護者の性別＞

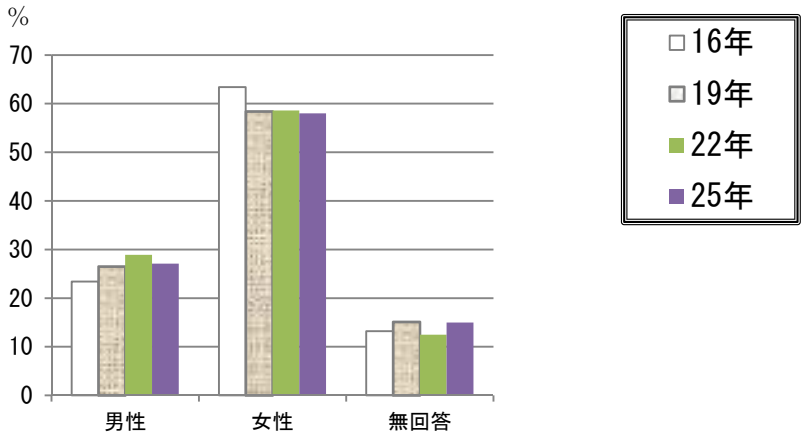

＜要介護者からみた主介護者の続柄＞

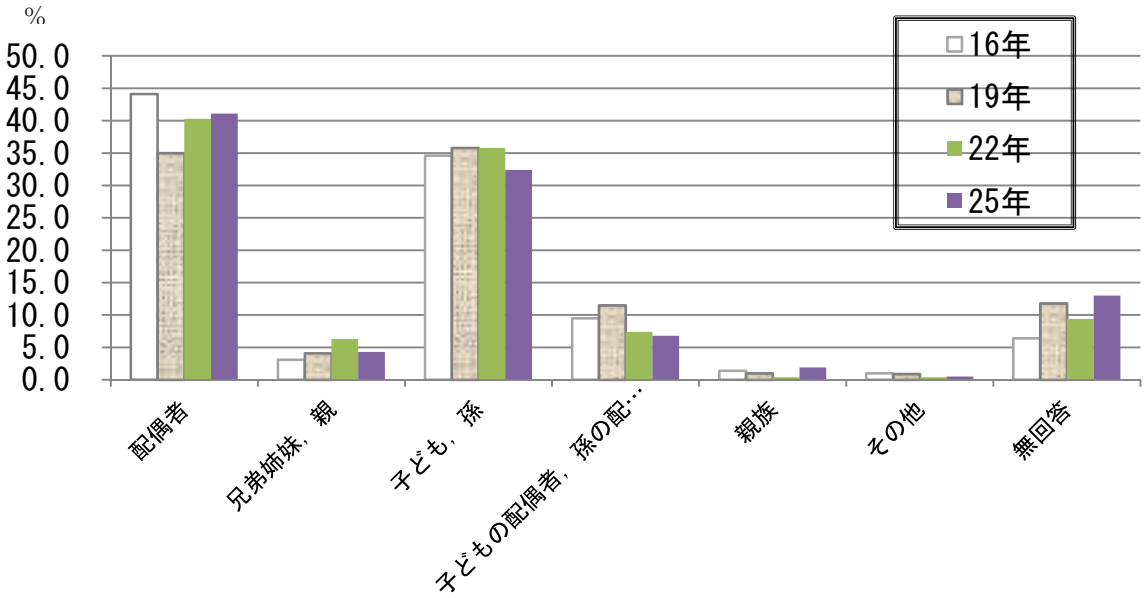

【防　災　分　野】

○防災会議における委員の男女構成比（26 市比較）

市町村名	防災会議委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性割合(%)
八王子市	47	9	19.1
立川市	40	4	10.0
武蔵野市	27	4	14.8
三鷹市	33	6	18.2
青梅市	33	3	9.1
府中市	27	4	14.8
昭島市	40	4	10.0
調布市	33	5	15.2
町田市	33	2	6.1
小金井市	29	11	37.9
小平市	33	6	18.2
日野市	27	7	25.9
東村山市	32	6	18.8
国分寺市	33	3	9.1
国立市	24	3	12.5
福生市	27	2	7.4
狛江市	29	5	17.2
東大和市	24	5	20.8
清瀬市	25	11	44.0
東久留米市	22	8	36.4
武蔵村山市	29	3	10.3
多摩市	24	4	16.7
稲城市	18	3	16.7
羽村市	26	3	11.5
あきる野市	34	4	11.8
西東京市	32	6	18.8

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成27年度）（市区町村編）より作成

【モデル事業所】

○事務系市職員の職位別男女比（26 市比較）

市区町村名	管理職総数（A）	うち女性	割合	係長級総数（B）	うち女性	割合	職員総数（AB除く）（C）	うち女性	割合	総数（A＋B＋C）	うち女性	割合
八王子市	131	15	11.5%	447	49	11.0%	1129	477	42.2%	1707	541	31.7%
立川市	66	12	18.2%	163	42	25.8%	442	160	36.2%	671	214	31.9%
武蔵野市	79	8	10.1%	162	54	33.3%	400	220	55.0%	641	282	44.0%
三鷹市	93	13	14.0%	106	23	21.7%	367	174	47.4%	566	210	37.1%
青梅市	59	5	8.5%	138	15	10.9%	395	158	40.0%	592	178	30.1%
府中市	108	10	9.3%	130	17	13.1%	540	293	54.3%	778	320	41.1%
昭島市	58	6	10.3%	106	25	23.6%	266	111	41.7%	430	142	33.0%
調布市	133	16	12.0%	164	50	30.5%	561	261	46.5%	858	327	38.1%
町田市	161	13	8.1%	347	70	20.2%	942	445	47.2%	1450	528	36.4%
小金井市	63	11	17.5%	89	18	20.2%	270	110	40.7%	422	139	32.9%
小平市	114	10	8.8%	113	25	22.1%	357	135	37.8%	584	170	29.1%
日野市	117	21	17.9%	102	33	32.4%	410	169	41.2%	629	223	35.5%
東村山市	77	7	9.1%	157	32	20.4%	316	146	46.2%	550	185	33.6%
国分寺市	**63**	**5**	**7.9%**	**97**	**26**	**26.8%**	**258**	**111**	**43.0%**	**418**	**142**	**34.0%**
国立市	44	5	11.4%	66	13	19.7%	178	68	38.2%	288	86	29.9%
福生市	49	5	10.2%	104	32	30.8%	180	72	40.0%	333	109	32.7%
狛江市	47	6	12.8%	47	11	23.4%	175	75	42.9%	269	92	34.2%
東大和市	54	5	9.3%	90	15	16.7%	237	100	42.2%	381	120	31.5%
清瀬市	43	3	7.0%	64	15	23.4%	203	103	50.7%	310	121	39.0%
東久留米市	36	3	8.3%	79	17	21.5%	262	124	47.3%	377	144	38.2%
武蔵村山市	50	4	8.0%	83	11	13.3%	187	79	42.2%	320	94	29.4%
多摩市	66	10	15.2%	160	43	26.9%	398	210	52.8%	624	263	42.1%
稲城市	48	10	20.8%	81	22	27.2%	192	72	37.5%	321	104	32.4%
羽村市	62	8	12.9%	81	4	4.9%	150	85	56.7%	293	97	33.1%
あきる野市	44	3	6.8%	103	20	19.4%	186	74	39.8%	333	97	29.1%
西東京市	57	1	1.8%	156	37	23.7%	363	165	45.5%	576	203	35.2%
東京都	1,629	298	18.3%	5038	1,694	33.6%	12414	6,484	52.2%	19081	8,476	44.4%

※東京都については平成26年4月1日現在

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「平成 27 年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査報告」より作成

Ⅶ　参考資料

資料№.１　平成 27 年度事業推進状況内訳書
資料№.２　自己点検票書式
資料№.３　会議の開催状況
資料№.４　国分寺市男女平等推進行動計画の概要
資料№.５　国分寺市男女平等推進条例
資料№.６　国分寺市男女平等推進協議会設置規程

資料№.１　平成 27 年度事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）

基本目標１　男女の人権を尊重するまち

課題1　男女平等意識の醸成

施策（1）　家庭や地域における男女平等の意識づくり

No.	事業名	所管課	事業実績
1	男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○庁内横断的に男女平等の概念を事業に浸透させるため，男女平等推進センターの各種講座を実施する際には連携できる部署がないか検討し，あれば連携を働きかけた。その結果，各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができた。連携した際に各課の担当職員と関わることによって，職員への情報提供も同時に行うことができた。例として，起業支援講座での経済課との関わり，デートDV講座における児童館との関わりがあげられる。起業支援講座では，講師による講演だけでなく，経済課職員が市の小口事業資金融資あっせんの説明を行い，多摩信用金庫による資金調達についての説明も行い，女性が企業に踏み出すきっかけを作った。デートDV講座は，児童館の宿泊行事の際に，講師と文化と人権課職員が訪問し，小学生から高校生までの参加者に，自分を大切にし相手も大切にすることやDVについての理解を促すことに取り組み，若年層が考えるきっかけを作った。○講座以外では，若年層向けのデートDV防止リーフレットを作成し，市内都立高校の生徒に配付し，男女平等・DVについて考えるきっかけ作りなどに取り組んだ。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
関連主催講座	10	243	257,000	
他課との連携講座数	2	94	59,000	
チラシ配布枚数				約4,000

所管課	事業実績
公民館課	幼い子（6か月～未就学児）をもつ親を対象に『幼い子のいる親のための教室』を5館全館で開催。 本多・並木公民館では子どものいる日々の暮らしを絵本にする講座や子どもの育ちを考える講座を11～12回で実施した。また、光・もとまち公民館では、防災学習会や地域での子育て・孫育ての学習会を5～7回で開催。恋ヶ窪公民館では1～2回のおこづかいの使い方講座やコーチング講座を実施した。『お父さん応援講座』を光公民館で実施。ワーク・ライフ・バランスや雑談力、夫婦間のコミュニケーションの取り方などを学習。今年度は女性の参加もあり、それぞれの立場での意見交換等が出来た。また託児付にしたことで同じ年齢の子供を持つお父さん同士の交流の場となり、講座終了後も家族同士の繋がりができた。 また光公民館では男性向けの講座として『男性のための食生活講座』を実施。料理初心者からリピータまで幅広い方々の参加があり、講座終了後はグループとして公民館で継続的に活動している。

内容	回数（回）	延人数（人）	予算（円）	その他
保育室に子どもを預けて活動している親の人数	264		4,297,000	
子どもの育ちを考える	12	119	125,000	
コーチング講座	2	50	52,000	
人権講座	0	0	0	人権講座は実施したが、取り上げたテーマが違うので、今回は『0』とした。

所管課	事業実績
保育課（現・子ども子育て事業課）	○園児に対し，男女隔てなく保育を行い，幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。 ○保育所の日々の保育の中では男性保育士も女性保育士も安心・安全な保育，より良い保育という共通の目標の下，協力しあっている。 ○園行事や地域交流で集まった保護者に，男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで，子育ては男女隔てないものという意識と，子育てをすることの喜びを感じてもらう機会とした。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	割合
公立保育園男性保育士数・保育士に占める割合		4		7%
私立保育園男性保育士数・保育士に占める割合		23		9%

2	男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○情報誌では，特集として，モラルハラスメントについて扱った。臨床心理士の本田りえさん，「女性ネットSaya-Saya代表理事」の松本和子さんにインタビューを行い，情報の収集と提供を実施した。また，市内在住で「みたから幼稚園園長」の山本なほ江さんの歩みについて，男性の地域参画促進講座として実施した講座について，女性の再就職支援としてNPO法人ArrowArrowと協働で実施したママインターン事業についてのコーナーを設け，情報を提供した。○講座開催情報，各種相談の情報などを継続してHPに掲載し，わかりやすくなるようHPの改善を行った。○図書資料室の本棚の一部をロビーに配置し，室内に入らずとも図書が手にとれるように改良し，新規利用者増を図った。○情報誌とともに，ライツライブラリーニュースを発行し，おススメ本や新着本を紹介した。
			内容 / 回数（回） / 人数（人） / 予算（円） / その他 男女平等推進センター情報誌発行 / 1 / / / 2,500部 図書資料室貸出数 / / 延べ93人 / / 延べ196冊
		図書館課	○6月に男女共同参画週間に合わせて，全館で男女平等をテーマとした図書を含めた展示を行った。 ○市内各図書館で，男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を，購入し，提供した。 ○市役所等（国・東京都等を含む）が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。
			内容 / 回数（回） / 人数（人） / 予算（円） / その他 男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書の受入冊数 / / / / 39冊
		総合情報課（現・市政戦略室）	市報を作成する上で，常に男女平等の視点に立ち，人権及び男女平等に配慮した。また，市報の配布については，住民への全戸配布以外に公民館，地域センター等の公共施設のほかJR国分寺駅，JR西国分寺駅及び西武鉄道恋ヶ窪駅への配架を通じより多くの市民に広報活動を行った。
			内容 / 回数（回） / 人数（人） / 予算（円） / その他 市報発行 / 24 / / 43,732,000 /
3	国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○国際理解講座を行い，男女平等意識の理解や多文化共生社会を考えるきっかけを作った。バイリンガル教育や多文化共生をテーマに研究をしている講師から，子どもを国際人に育てるヒントを聞き，家庭や子どもにとって何が必要なのかを参加者が考える講座とした。
			内容 / 回数（回） / 人数（人） / 予算（円） / その他 対象講座 / 1 / 1 / 23,000 /
		公民館課	地域に住む外国人の日本語学習支援および市民との交流を目的とし，日常生活での日本語使用において，できるだけ不自由のないよう，また活動が制限されることがないよう，日本語の基本的な知識・話法を生活レベルで修得を目指すことをねらいとし，春学期（4月～7月），秋学期（9月～12月），冬学期（1月～3月）で全32回実施。また，公民館まつりに参加し，外国人による日本語のスピーチを実施した。 本多公民館で開催した人権講座は「地域で暮らす外国人」のテーマのもとに、日常生活で感じることを出し合いながら、各国の生活様式の違いなどを理解し、学習する機会とした。
			内容 / 回数（回） / 延人数（人） / 予算（円） / その他 外国人のための生活日本語講座 / 32 / 230 / 208,000 /
			人権講座 / 3 / 50 / 78,000 /
		文化のまちづくり課（現・協働コミュニティ課）	●「外国人おもてなし語学ボランティア養成講座（初級）」 2月25日～3月29日（全5回） 参加者24名（東京都の共催事業） 以下の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出。 ●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」（年4回実施） 第1回 「スウェーデンの移民受け入れの現状と問題点」 6月13日実施、参加者43名 第2回 「ロシアと日本の文化比較」 9月26日実施、参加者31名 第3回 「東アジアの動向と日本の今後について」 12月19日実施、参加者41名 第4回 「オーストリアの魅力と人々の生活について」 3月19日実施、参加者33名 ●姉妹都市交流講演会「オーストラリアの見どころと日豪の文化」2月14日実施，参加者38名 ●日本語地域連携連絡会懇談会 「都市の中の生活の安全－自転車の安全走行と各国の自転車事情」 3月12日実施、参加者25名
			内容 / 回数（回） / 人数（人） / 予算（円） / その他 講座 / 4 / 172 / 120,000 /
			姉妹都市交流講演会 / 1 / 38 / 0 /
			日本語地域連携連絡会懇談会 / 1 / 25 / 50,000 /

施策(2)　学校における男女平等教育の充実

No.	事業名	所管課	事業実績				
4	男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	○国分寺市人権教育推進委員会を開催し，「人権教育の基盤に立った教育活動の創造と推進」という主題のもと，各教科等における人権教育について指導方法の改善・充実を図るとともに，人権課題「性的マイノリティ」について言及したリーフレットの作成を行った。 ○市独自のいじめに関する実態調査を年間　3回実施し，性差にかかわらず相手を大切にすることの大切さについて，啓発を行った。 ○各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。 ○「LGBT」をテーマにした研修会を初めて開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			人権教育推進委員会(分科会を含む)	4	19	0	
			人権作文コンテスト応募作品数				801編
5	性別にとらわれない職業意識の醸成・進路指導	学校指導課	国分寺市のキャリア教育を推進し，児童・生徒のキャリア形成を図るために，キャリア教育・進路指導推進委員会を開催した。 また，児童・生徒の望ましい勤労観・職業観をはぐくむための具体的な機会として，中学校全校で1年生又は2年生を対象とする職場体験活動を3日間実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			中学生職場体験活動参加者数	5校 3日	751		
			キャリア教育・進路指導推進委員会	1	15		
6	教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	○各学校においては男女が互いの違いを認めつつ，個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために，学習指導要領に基づいて，男女平等教育の適正な実施に努めている。 ○校内において，セクシュアル・ハラスメント担当を配置して，相談できる体制をつくっている。 ○教員研修では，セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため，各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。 ○毎月の校長連絡会や副校長連絡会及び学校訪問の機会に，服務事故の具体的な事例に基づき，事故防止のための啓発を図っている。 ○校長対象の研修会で「LGBT」について理解を深めた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			服務事故防止研修会	2			
			管理職研修会	1	15	9,225	

施策(3)　庁内における男女平等意識の徹底

No.	事業名	所管課	事業実績				
7	職員への男女平等研修の実施	職員課	・男女平等研修として，庁内研修「ワーク・ライフ・バランス研修」を全職層を対象に実施した。 ・新任研修及び重点課題研修として「ハラスメント防止研修」を実施した。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			ワーク・ライフ・バランス研修	1	20	26,000	
			パワーハラスメント防止研修	1	18	26,000	
			東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」への派遣	1	4		
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○新人研修において，ハラスメント防止についての説明を実施した。 ○庁内イントラネット掲示板で，男女平等推進センターの講座案内を行い，関心のある職員は出席した。 ○庁内イントラネット掲示板で，男女平等に関する情報提供(男女共同参画週間標語募集など)を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			新人職員研修	1			
		保育課（現・子ども子育て事業課）	ハラスメントやワークライフバランスの庁内研修に職員を派遣し，男女平等の意識について認識を高めた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			庁内職員研修参加職員数	1	1		
		子育て支援課（現・子ども子育て事業課）	児童館・学童保育施設として，子どもたちの男女平等の意識形成など配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換をした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			職員会議の場所を各児童館・学童保育施設での設定とし，施設環境を見ながら施設内掲示物の表記など男女平等を意識している設定であるか情報交換する。	2	38	0	

8	男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課	平成27年度については調査を実施しなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			男女平等に関する職員意識調査	0			
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	結果分析・公表についての協議を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			意識調査集計	0	0		
			意識調査票配布	0	0		

施策(4)　男女平等に関する実態把握

No.	事業名	所管課	事業実績				
9	男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○平成27年7月に「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施した。結果は11月に報告書としてまとめ，関係者に送付し，次期行動計画策定のための資料としている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			市民意識・実態調査調査票案検討	1	1		
			市民意識・実態調査実施	1	1	3,645,000	
10	資料・データ等の整備	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○昨年度に引き続き，男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し，市長以下担当課長，市議会議員，都や他市の関係部署に送付し，行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。 ○各課に当課から直接連絡し，審議会への女性登用状況を調査した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

施策(5)　男女の人権に配慮した表現の推進

No.	事業名	所管課	事業実績				
11	メディア・リテラシー（情報活用能力）を育成する学習機会の充実	男女平等人権課（現・文化と人権課）	メディア・リテラシーに特化した講座は実施しなかったが，男女平等推進センターの国際理解講座の中で，情報に惑わされず，多文化共生社会を生きる子どもを育てるための情報提供を行い，参加者が考えるきっかけを作った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			講座開催	1	25	23,000	
		公民館課	五館で実施している幼い子のいる親を対象にした講座の中で，メディア・リテラシーを学ぶ機会を持っている。				
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他
			幼い子のいる親のための教室	5	63	118,000	
			メディア・リテラシー講演会	0	0	0	
		学校指導課	○いじめ防止児童会・生徒会フォーラムにおいて児童・生徒が自ら話し合って策定した「国分寺e－ルール」について，全小・中学校への一層の周知を図った。このことを踏まえて，各校は情報モラルの向上を図って指導を行い，メディアリテラシーの向上に取り組んだ。 ○全校において，携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための指導を実施するとともに，自らが加害者になり得る危険性について指導した。 ○情報教育・ICT教育活用委員会を年2回，情報教育・ICT教育活用研修会年1回開催し,その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い，情報教育の推進に努めた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			情報教育・ICT活用推進委員会	2	19		
			情報教育・ICT活用研修会	1	32		
			情報モラル研修会	1	19		

12	男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課（現・市政戦略室）	「男女平等の視点による表現のガイドライン」は作成されなかったものの市報を作成する上で，男女平等の観点に配慮した。また，配慮が欠けている原稿については，校正段階で広報担当と原稿作成者の間で協議し修正した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			市報発行	24		43,732,000	
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	ガイドライン作成を検討するため，他の自治体の情報を集めることとした。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
		公民館課	公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては，人権を尊重した表現を行っている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			公民館だより「けやきの樹」の発行・配布	12		0	
13	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	男女平等人権課（現・文化と人権課）	ガイドラインの策定について方向性の検討を行ったが，策定までは至らなかったので広報もしていない。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
		総合情報課（現・市政戦略室）	「男女平等の視点による表現のガイドライン」が作成されなかったため，市民に広報することができなかった。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

課題2　たがいの性の尊重と健康支援

施策（1）　たがいの性を理解し，尊重する意識の醸成

No.	事業名	所管課	事業実績				
14	たがいの性を理解し，尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等推進センター主催講座で，デートDV啓発講座を市内の2つの児童館で行った。児童館の宿泊行事に集まった児童に対し，自分を大事にし相手も大事にすることを考えるきっかけを作った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			学習会	2	68		
		子育て支援課（現・子ども子育て事業課）	日常の児童館において，児童が自然な関わりをもてるよう配慮している。小学生から中高生などの若年層が，同空間にて自然な形で相手と調和がとれる場の設定として，館内宿泊を実施する。また，児童館と学童保育所および中学生障害児保育が実施されている施設においては，日常的に幅広い学年の関わりが持て，多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			児童館館内宿泊の実施（6館）	12	706		
		学校指導課	小学校4年生の体育では，体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では，思春期には，内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや，成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。これらの発達段階に応じた指導が，全小・中学校で作成する指導評価計画に記載され，教育課程に位置付いている。 また，都の「性教育の手引」を踏まえ，道徳や理科及び学級活動等でも指導がなされている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			小学校における対象授業				各2時間
			中学校における対象授業				各3時間

15	HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	東京都エイズ予防月間にあわせ，市ホームページで，広報を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			市ホームページでの広報	1			
		健康推進課	基本的にHIV・性感染症は，都の事業であるため，センター内にポスターの掲示や相談時・講座実施時における啓発資料（リーフレット等）の配布を実施している。健康推進課では，相談時に対応（質問に回答）したり，保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
		学校指導課	小学校6年生の体育の学習指導では，病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し，中学校3年生の保健体育では，感染症は病原体が主な要因となって発生すること，感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること，主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。こうした教育活動をとおして，HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。 また，都の「人権教育プログラム」において人権課題「HIV感染者・ハンセン病患者等」の指導事例が掲載されており，人権教育の視点から啓発が図られている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			小学校における対象授業				各1時間
			中学校における対象授業				各1時間

施策（2） 性差や年代に応じた健康支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
16	性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	女性特有のがんである「乳がん予防」の講座を実施した。また，女性に多い気分の落ち込みの対処法について「メンタルヘルス講座」を実施した。保育（託児）も実施し，子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。 H26年度より子育て世代の女性を対象に子どもの健診時に乳がん・子宮がんの予防方法，視触診について説明とポスター配布をH27年度も継続的に行った。 また，健康づくりの情報提供として，高齢者に対しては敬老会や地域包括支援センターでの出前講座の実施，働き盛り世代等に対しては両親学級などの母子保健事業の中で親世代の健康づくりについての情報提供の実施，若い世代に対しては，市内大学に食事や健康に関するチラシの配布を実施するなど，年代に応じた内容・情報発信方法を工夫して実施した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			女性向け講座　腸の病気講座→乳がん予防講座	1	9	41,700	男女比 6対20
			メンタルヘルス講座　冬うつ対策講座→メンタルヘルス講座	1	15	21,500	男女比 2対13
			乳がん予防お風呂ポスター配布	24	951	59,184	
17	性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	・乳がん検診：40歳以上の女性を対象に、4月～翌年3月、国分寺市医師会公衆衛生センターおよび東京都がん検診 　センターで実施。受診者総数：2,334人。 ・子宮がん検診：20歳以上の女性を対象に、4月＝翌年2月、国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施。 　受診者総数：2,608人。 ・骨粗検診：20歳以上の女性を対象に実施。実施期間：平成27年6月4日（木）～7日（日）。参加者数合計：584名。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			骨粗しょう症検診	1	584	450,025	
			乳がん検診・子宮がん検診		4,942	51,000,857	
18	妊産婦への支援	健康推進課	妊娠届出時に，妊娠に対する気持ちや協力者の有無等についてアンケート記載をいただき，産後のメンタルヘルスについて周知徹底，相談先の紹介実施。記載いただいたアンケート結果は，保健師による会議を開催し，支援が必要な方に対して個別支援を開始できるようにした。妊娠期から乳幼児期にかけて(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施している。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			母子手帳交付件数		1,093	671,640	
			妊産婦・新生児訪問件数		2,046	7,430,017	
			助産師による電話訪問(保健師含)		285(保健師含)	151,200	

課題3　性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（1）　ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

No.	事業名	所管課	事業実績
19	広報啓発活動による普及	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等推進センター主催の啓発講座を4回開催した。 ・デートDV講座（2回）：2箇所の児童館の宿泊行事にあわせて，講師及び文化と人権課職員が出向き，自分を大切に相手も大切にすることを考えるきっかけを作った。 ・DV被害者支援講座：精神的DVともいえるモラルハラスメントについて，身近な人が被害にあっていたらどのような支援ができるかについて考えるきっかけを作った。 ・DV・モラハラ理解講座：実際にDV被害にあって現在は独立して社会生活を営んでいる女性講師に実体験を通じた話をしていただき，参加者がともにDV・モラハラについて考えるきっかけを作った。 ○啓発リーフレットを市内の民間商業施設におけるよう調整を図り，広く一般市民の目に触れるようにした。 ○男女平等推進センター情報誌でモラハラについて特集を組み，関係各所に配布した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
啓発講座開催	4	97	75,000	
リーフレット配布数				約1,100枚

No.	事業名	所管課	事業実績
20	「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等推進センター主催の啓発講座を開催した。 ・デートDV講座（2回）：2箇所の児童館の宿泊行事にあわせて，講師及び文化と人権課職員が出向き，自分を大切に相手も大切にすることを考えるきっかけを作った。 ○講座以外では，若年層向けのデートDV防止リーフレットを作成し，市内都立高校の生徒に配付し，男女平等・DVについて考えるきっかけ作りなどに取り組んだ。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
関連講座開催	2	68	23,000	
市報での啓発	0			
デートDVリーフレット配布			96,000	670

所管課	事業実績
子育て支援課（現・子ども子育て事業課）	児童館の中高生タイムの実施により，中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で，自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
中高生タイムの実施	79	294		

No.	事業名	所管課	事業実績
21	学校教育における暴力予防教育	学校指導課	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し，児童・生徒の意識の向上を図り，主体的に考え，行動する機会とした。 また，小学校5年生，中学校1年生の全学級で弁護士によるいじめ防止授業を行い，法の視点から暴力の否定を訴えた。 市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し，いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。 また，国の問題行動調査における暴力に関する調査も年間1回実施している。 教職員に対しては，不適切な指導を含めて，体罰防止の撲滅について啓発するとともに，都調査と連携した体罰防止研修を実施した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
いじめに関する実態調査	3	45		
問題行動調査	1			
いじめ防止児童会・生徒会フォーラム	1	92		

施策（2）　ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	所管課	事業実績
22	健診などを通じての発見と対応	健康推進課	母子保健事業を通じて，母親や家族背景を把握。 保健師の役割を説明し，信頼関係を築き，安心して相談できる関係を作る。 家族の全体像をアセスメントし，安全確保と，生活面や精神面でのフォローとして必要な機関（相談・医療機関）の利用・支援者の自己決定を支援した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他（受診率）
3～4箇月児健康診査	24	1,019	4,754,068	97.2%
1歳6箇月児健康診査	24	915	7,903,248	96.2%
3歳児健康診査	24	893	6,835,500	92.4%

No.	事業名	所管課	事業実績
23	関係者による通報の周知	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○啓発リーフレットを，昨年度まで配布していたところに，引き続き補充配布を行った。 ○市報で，オビに男女平等推進センター相談専用電話の案内を掲載（毎月の相談案内コーナーとは別に）。 ○市報で，東京都の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援の案内を掲載。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
リーフレット配布数				約1,100枚
市報での周知	3			

24	被害者の安全確保	生活福祉課	DV被害者との面接相談によって，一時保護の必要性を判断し，被害者にとって最も適切な施設に一時保護した。なお，一時保護解除後については，世帯の状況に応じて，母子生活支援施設入所や民間アパート転宅となった。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
東京都女性相談センターへの保護	13	27		
民間の保護施設への保護	2	3		
市契約施設への保護	0	0		

		男女平等人権課（現・文化と人権課）	緊急一時保護費支給対象となる案件がなかった。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

		総務課（現・契約管財課）	○休日や夜間など市役所の閉庁時に，ドメスティック・バイオレンスによる被害者から保護を求めてきた時は，二次被害を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。 ○近くに身を寄せる場所が確保できない場合は，市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

25	被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	市民課	○ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の加害者による，被害者の住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付の請求に対し，発行停止の支援措置を講じることで，被害者の安全確保を図った。 ○支援措置の対応には細心の注意を払う必要があり，かつ同措置は関係する市区町村（本籍地・前住所地等）にも支援を依頼するため，処理にあたっては慎重に対応した。 ○平成27年7月から，支援措置被害者情報の庁内連携(課税課・納税課・保険課・選挙管理委員会事務局・学務課）を始め，横断的に被害者の安全確保を図った。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
DV被害者支援措置件数				65件

		子育て支援課（現・子ども子育てサービス課）	平成25年1月以降より新システムを導入し，新たに福祉部門共通で情報を共有したことにより，平成26年度に引き続き情報管理を徹底して行った。また，DV防止連絡会へのオブザーバーとして出席及び市民課の支援措置情報の連携について関係部署との情報共有等を行った。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○DV防止連絡会（市の内部の関係部署の連絡会）を開催し，マイナンバー制度施行に伴う各課それぞれの対応，週末閉庁間際や時間外に相談者が来た場合の対応などについての課題を確認した。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
DV防止連絡会	3	延べ32		

26	さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等人権課（現・文化と人権課）	外国の方からや障害のある方からの相談を受け他機関と連携して対応した。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
外国人である相談者への対応	1	1		
夫が外国籍である相談者への対応	0	0		
障害のある相談者への対応	45	6		

27	民間シェルターへの財政的支援	男女平等人権課（現・文化と人権課）	東京多摩地域民間シェルター連絡会（夫等の暴力から避難する女性等を一時保護することを目的として運営している民間の緊急一時保護施設の連絡会）に対して，昨年度に引き続き補助金の支給を行った。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
民間シェルター連絡会への補助金支給	1		300,000	

28	被害者の自立支援	生活福祉課	一時保護を行った被害者世帯については，被害者世帯の状況に応じて，入所施設の専門職員や医療機関，児童相談所，その他関係機関と連携し，計画的かつ継続的な支援を行った。 一時保護に至らなかった相談者についても，継続的な相談を行い，必要に応じて関係機関と情報共有を図った。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

		男女平等人権課（現・文化と人権課）	男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に，ハローワーク，マザーズハローワークの活用の仕方を情報提供した。離婚を希望しているが，手続がわからないという相談者に，図書資料室の書籍を案内したり，法テラスの活用方法などの情報提供をわかりやすく行った。

内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
女性のための悩みごと相談	203			
女性のための法律相談	15			
女性のためのカウンセリング	59			

29	子どもの安全確保とケア	子育て相談室	相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合，文化と人権課や母子自立支援員などの紹介を行った。 他市よりDVで逃げてきたり，逆に他市へ逃げる家庭に対し，転出入先の児童関係の関係機関と連携をして支援を行った。 また，母子自立支援員と月一回定期的な連絡会を行い，子どものいるDVケースを把握し,支援状況の確認を行った。 父子家庭の相談支援としてもウイメンズプラザなどの紹介をした。 定期的に開催されるDV連絡会にも出席している。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			DVが絡んだ相談件数		7		
			母子自立支援員との連絡会の開催件数	10			
		保育課（現・子ども子育て事業課）	○保育所は厚生労働省の定める保育所保育指針に基づき業務を遂行している。 ○保護者による不適切な養育等虐待が疑われた場合には，保育課・保育園や家庭支援センター，児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応することとされている。 ○公立，私立に係わらずDV・虐待等が疑われる児童の早期発見に努め，保護者への指導，関係機関への通報などの適切な対処を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数，対象児童数	50	35		
		子育て支援課（現・子ども子育て事業課）	○日常的に直接子どもたちと関わりながら，児童虐待の早期発見に努めた。 ○虐待と疑われるケースについて，関連機関とケース会議を開催し，情報を共有した。 ○乳幼児親子を対象に健康推進課と連携して，ミニ相談会を実施して地域での相談ができる環境を作った。 ○地区連絡協議会に参加し，児童虐待について，関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
		学校指導課	○各学校においてサポートチームを設置し，子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し，虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努める。 ○各学校に，児童生徒虐待防止担当教員を配置し，組織的な対応の充実を図った。 ○児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。 ○スクールソーシャルワーカーを配置し，定期的に学校を巡回するとともに，児童・生徒への虐待の早期防止・早期対応に努めた。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			児童・生徒虐待対応担当教諭研修会	1	15		
			サポートチーム会議	1	19		

施策（3） 相談業務の充実と関係機関との連携

No.	事業名	所管課	事業実績				
30	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等推進センターにおいて女性のための悩みごと相談，法律相談，カウンセリング相談事業を実施した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			女性のための悩みごと相談	203			
			女性のための法律相談	15			
			女性のためのカウンセリング	59			
31	関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○DV防止連絡会（市の内部の関係部署の連絡会）を開催し，窓口となる部署の担当者が2次被害を起こさないように対応することを確認した。 ○男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会（DV防止連絡会のメンバーと警察署とカウンセラーによる情報交換会）を実施し，被害者支援措置など窓口対応での情報交換を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			対象講座実施	0	0	0	
			DV防止連絡会	3	延べ32		
		職員課	東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」の開催年度ではなかったため，平成27年度は研修を実施しなかった。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」への相談員の派遣	0	0	0	

32	「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○マイナンバー制度施行に伴う各課それぞれの対応，週末閉庁間際や時間外に相談者が来た場合の対応，窓口となる部署の担当者が2次被害を起こさないような対応などについての課題を確認した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			DV防止連絡会	3	延べ32		
33	庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会（DV防止連絡会のメンバーと警察署とカウンセラーによる情報交換会）を実施し，被害者支援措置など窓口対応での情報交換を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			情報提供数	0	0		
			担当者情報交換会	1	17		
34	手続きの一元化についての検討	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○現在行っているそれぞれの担当部署での対応は，従前から各部署連携をとって，時には間に婦人相談員を交えて二次被害のないスムーズな案内をしていることが，DV防止連絡会で確認された。相談窓口一覧を関係部署で共有した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

施策（4） セクシュアル・ハラスメント等の防止

No.	事業名	所管課	事業実績				
35	セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み	男女平等人権課（現・文化と人権課）	男女共同参画週間に合わせ，市報にセクハラ防止の記事を掲載した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			市報記事掲載	1			
36	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課	・重点課題研修の一環として「ハラスメント防止研修」を実施した。 ・東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシャル・ハラスメント相談員研修」については隔年実施のため，今年度は実施無し。 ・新規採用職員（嘱託職員を含む）に対し，新任研修の一環として「セクシュアルハラスメント防止リーフレット」等を配布しセクシュアル・ハラスメントに関する説明を実施 ・当該年度については「苦情処理委員会」へのハラスメントに関する申し立ては無し。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			ハラスメント防止研修	1	18	26,000	
			東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」へ相談員を派遣 【隔年実施の研修のため当年度は実施無し】	0	0	0	
		学校指導課	○各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置付けた相談体制を一層充実する。 ○セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより，セクシュアル・ハラスメント事案の防止に役立てる。 ○平成23年度から学校要覧に相談員名を記載しており，意識付けを図っている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

施策（5） 人権侵害を予防するための支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
37	ストーカー等の防止の取組み	くらしの安全課（現・防災安全課）	○学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し注意喚起を行った。 メール配信登録者：16,308人（平成27年度末現在）※前年比＋643人 ○国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロール：警備員2名を配置。パトロール時間帯を平成25年度から午後5時から午後11時までとした。これによって夜間の遅い時間帯でのつきまとい勧誘行為の防止を図った。 ○住宅街，通学路等における庁用車による青色回転灯防犯パトロールについては，青色回転灯装着車計26台で対応し，発生の抑止を図った。平成24年11月から実施している，本多地区における本多連合町会による夜間の青色防犯パトロールの継続支援を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			生活安全・安心メールによる不審者情報の配信回数	12回		155,520	
			国分寺駅周辺地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロールの実施	243回		6,770,952	
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等推進センターのDV被害者支援講座で，DVの加害者がストーカー行為を行うこともあることを参加者に伝え，DV被害者支援とストーカー行為についての関連を考えるきっかけを作った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			対象講座開催	1	15	26,000	
			情報誌への関連記事掲載	0			2,500部

施策（6） 子どもにとっての男女平等

No.	事業名	所管課	事業実績				
38	「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の代表者会議，実務者会議，個別ケース検討会議を通じて各機関との連携，支援を行った。 小平児童相談所と三か月毎に要保護児童の進行管理を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			個別ケース会議開催数	50			
			個別ケース会議参加機関数				57機関
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○要保護児童対策地域協議会に，課長が出席した。協議会において，文化と人権課で受けている相談の情報提供を行い，文化と人権課内においては，協議会の内容を共有した。DVと関係するケースについては，文化と人権課の相談員を通じて関係機関と連携をとる体制を整えている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			要保護児童対策地域協議会	4			
			関連講座	0			
			センター情報誌への関連テーマ掲載	0			

施策（7） 性犯罪被害者の支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
39	性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行により設置した犯罪被害者等支援相談窓口のリーフレットを，補充した。 ○市報で，東京都の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援の案内を掲載。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	配布枚数
			犯罪被害者等支援相談窓口啓発リーフレット配布				100
			支援者向け講座	0	0	0	
			啓発講座	0	0	0	

基本目標Ⅱ　男女が平等に社会参画できるまち

課題4 就労における男女平等の推進

施策（1） 事業者への啓発と支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
40	雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課（現・文化と人権課）	今年度は特に実施しなかった。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
		総務課（現・契約管財課）	○平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には，事業者の努めとして，男女平等を実現するための方策を推進することを求め，調達において男女平等，子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛込んでいる。 ○本年度，総合評価方式競争入札に該当する案件は6件であった。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			総合評価方式競争入札の実施	6			
		経済課	計画に掲げている当該事業については，具体的な対応はできていない。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			契約業者への調査回数	0			
			市内事業者への調査・啓発	0			

41	雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○結婚・妊娠・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性を主な対象として起業支援講座を2本開催した。 ○ママインターン事業を平成28年度に実施するための準備をした。 ○男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載した。 ○男女平等推進センターロビーで働きたい女性のための情報コーナーを設置した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
関連掲示掲載				4月～3月
情報誌発行				2,500部
対象講座開催	2	55	52,000	

		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所にて実施した「男女雇用平等推進セミナーⅠ　育児・介護休業法の理解と優秀な人材定着のポイント」及び「男女雇用平等セミナーⅡ　働く人のための，ハラスメント・職場のいじめ対策」についてチラシを配布し広報を行った。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
男女雇用平等推進セミナー	2	151		

42	就労支援ネットワーク化の推進	経済課	出産育児のため離職した女性をはじめとする就労困難者等の就労支援及び地域雇用創出を図るため，関係団体（※1）による国分寺市就労支援地域連絡会（※2）を設置して連携を図っている。（国分寺市シルバー人材センターを参加関係団体に追加） この就労支援地域連絡会での情報交換から，様々な関係団体と就労支援セミナー及び就職面接会等を共催にて実施し，男女を問わず就労支援を行った。 （※1）関係団体：東京しごとセンター多摩／ハローワーク立川／国分寺市社会福祉協議会／多摩信用金庫／国分寺市商工会／国分寺市シルバー人材センター （※2）就労支援地域連絡会：平成24年8月28日設置 　就労困難者の雇用促進や地域就労に向けた相互の情報交換・交流などのほか，地域における就労支援事業やコミュニティビジネスの支援などについて検討を進めている。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
国分寺市就労支援地域連絡会の開催	2			

施策（2）　男女平等の視点による調達の仕組みの検討

No.	事業名	所管課	事業実績
43	市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	総務課（現・契約管財課）	○平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には，事業者の努めとして，男女平等を実現するための方策を推進することを求め，調達において男女平等，子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛込んでいる。 ○本年度は総合評価方式競争入札に該当する案件は6件あった。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
総合評価方式競争入札の実施	6			

		男女平等人権課（現・文化と人権課）	指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため，当課独自には特に事業を行わなかった。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

施策（3）　起業・再就職への支援

No.	事業名	所管課	事業実績
44	再就職に関する情報提供・支援	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○結婚・妊娠・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性を主な対象として起業支援講座を2本開催した。 ○ママインターン事業を平成28年度に実施するための準備をした。 ○男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載した。 ○男女平等推進センターロビーで働きたい女性のための情報コーナーを設置した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
対象講座	2	55	52,000	市が実施

45	起業に関する情報提供・支援	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○結婚・妊娠・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性を主な対象として起業支援講座を2本開催した。 ○ママインターン事業を平成28年度に実施するための準備をした。 ○男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載した。 ○男女平等推進センターロビーで働きたい女性のための情報コーナーを設置した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			対象講座開催	2	55	52,000	市が実施
		経済課	小口事業資金融資あっせん制度については，多摩信用金庫と共催して実施した創業予定者等に対するセミナーや文化と人権課で主催した起業セミナー，市ホームページ等で周知を行った。 　また，平成27年5月に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けたことに伴い，創業支援事業者である国分寺市商工会・多摩信用金庫と連携を図り，起業等に関る情報の提供や個別相談，創業塾などを実施することにより，起業支援に対する体制を強化した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			平成27年度あっせん決定実績　小口（運転・設備・創業）　女性事業者　15人／115人		15		
			創業支援事業計画による女性創業者　3人／6人		3		

施策（4）　働き方における格差の是正

No.	事業名	所管課	事 業 実 績				
46	事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○市報のオビで，就職差別解消促進月間を掲載した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			就業体験	0	0		
		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所にて実施した「男女雇用平等推進セミナーⅠ　育児・介護休業法の理解と優秀な人材定着のポイント」及び「男女雇用平等セミナーⅡ　働く人のための，ハラスメント・職場のいじめ対策」についてチラシを配布し広報を行った。 （事業№41と同事業が記載対象）				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			男女雇用平等推進セミナーの開催	2	151		
47	市民にむけた情報提供	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○男女平等推進センターで，女性の就労支援講座を2本開催し，働き方に関しての情報を提供した。 ○前年度実施したママインターン事業参加者のその後を男女平等推進センター情報誌で伝え，働き方について考えるきっかけを作った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			対象講座開催	2	55	52,000	市が実施
		経済課	東京労働相談情報センター国分寺事務所との共催で開催したセミナー及び相談会を実施した。 ○セミナーの内容：「パートタイマー　働くとき・雇うとき　知っておきたい基礎知識」 ○対象：パートタイム労働者，事業主，テーマに関心のある方 ○参加人数：73人 ○参加者のうち市内在住者割合は不明				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			労働セミナーの開催（共催）／2日間	1	73		

課題5　男女共同参画を支える環境の充実

施策（1）「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進

No.	事業名	所管課	事 業 実 績				
48	ワークライフバランスに関する広報活動	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○父親が子どもの髪を切る「男性も育児講座：パパといっしょにヘアカット」や，定年後の男性を対象とした「男性の地域参画促進講座：男の料理入門」を通じて，ワークライフバランスについて考えるきっかけを作った。 ○女性の起業支援講座を2本開催し，多様な働き方に関する情報提供を行った。 ○男女平等推進センター情報誌で，ママインターン事業参加者のその後や，男性の地域参画促進講座の開催状況を伝えた。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			WLB啓発イベント	0	0	0	
			関連講座	4	延べ93人	98,000	
		経済課	東京都が主催するワークライフバランス普及啓発イベント他，ワークライフバランス関連の広報を行った				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			イベントチラシの配架	1			

49	庁内におけるワークライフバランスの推進	職員課	・当年度においてもワーク・ライフ・バランス研修を実施し20名の職員の参加を得た。 ・職員のワーク・ライフ・バランス推進及び健康管理の視点からも超過勤務の抑制・削減については，昨年同様実施した。 　また，夏季期間（7月～9月）については，ゆう活及び省エネルギー化の考えも加え早朝における超過勤務の推進を行った。 ・男性職員の育児休業については，対象者13名中係長職1名，取得率としては8%				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			ワーク・ライフ・バランス研修の実施	1	20	26,000	
			年度中に新規の対象者となった男性職員のうち，育児休業を取得した人の数		1		
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○ママインターン事業のその後などを紹介した情報誌をイントラ掲示し，多様な働き方についての普及を行った。 ○庁内イントラネット掲示板で，男女平等推進センターの講座案内を行い，関心のある職員は出席した。 ○庁内イントラネット掲示板で，男女平等に関する情報提供（「イクメンの星募集（国の事業）」など）を行った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			市役所イクメンコンテスト参加者数		0		
			庁内情報提供	3			

施策（2）　子育てへの支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
50	男女がともに子育てをするための意識づくり	健康推進課	両親学級は2種類開催。ひかりクラスは年6回・わくわくクラスは年4回，いずれも土曜日開催となっている。このうちひかりクラスはパートナー（父親）が主に沐浴実習や妊婦体験ジャケットを使用した妊婦体験などを行っている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			両親学級ひかりクラス（土曜日開催，年6回）	6	全399 男197	283,002	
			両親学級わくわくクラス（土曜日2回，平日2回，計4回）	4	全192 男81	163,680	
		子育て相談室	通園教室の家庭支援骨子に基づき，4月の保護者交流会，5月の父親参観・講演会，9月の父子園内宿泊訓練，12月の子供会，2月の親子行事，3月の卒園式は，通園教室通園児の父親に焦点をあてた事業として企画を行った。父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し，特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に，父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行った。通園教室の定員20名の内，1回の行事の参加数は平均すると約12名前後。卒園式においては約8割の父親が参加しており，参加率は高く，意義のある行事となっている。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			父親参加行事（保護者交流会母17名：父13名，父親参観・講演会母9名：父11名，父子園内宿泊訓練父12名，子ども会母19名：父16名，親子行事母16名：父9名，卒園式母20名：父16名）参加	5	61		
			自主組織へのボランティア協力（例会12回，父子キャンプ1回，デイキャンプ1回への参加）	14	約260		
		子育て支援課（現・子ども子育て事業課）	○児童館は毎週土曜日は開館し，父親が子どもを連れて来館しやすい環境を作った。 ○父親も参加しやすい行事として，親子で参加できる児童館合同遠足を実施した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			児童館合同遠足	1	65		
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○父親が子どもの髪を切る「男性も育児講座：パパといっしょにヘアカット」を実施し，男女がともに子育てをする意識づくりを行った。土曜日の実施とし，働いている父親を主な対象とした。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			男性の育児参加支援講座	1	22	20,000	

51	保育サービスの充実	保育課（現・子ども若者計画課）	待機児童解消のため，４月１日に認可保育所1施設を開園し，定員80名を増員した。市内認可保育所定員数が2,119名から2,199名へと増加した。（定員数：，21年度1,276名，22年度1,358名，平成23年度1,638名，平成24年度1,899名，平成25年度1,987名，平成26年度2,119名） 1園開園したが，入所申込者が定員拡大人数を上回り，待機児童数は平成26年度の77名から88名に増加した。（待機児童数：平成21年度101名，22年度74名，23年度39名，24年度19名,25年度53名，26年度77名） 翌年度開園を目指し定員173名の施設の開設準備に着手した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
認可保育所の新規開園数，定員拡大の状況（増加した定員数・施設数）		80		1施設
待機児童の状況		88		
病後児保育の受け入れ（定員数）		16		4施設

		子育て支援課（現・子ども子育て事業課）	○全学童保育所の保育時間８：００～１９：００開所の実施。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

52	子育てを支え合う関係づくり	子育て支援課（現・子ども子育てサービス課）	○社会福祉協議会への委託事業。育児の援助をしたい者（援助会員）と育児援助をしてほしい市民（利用会員）の登録，援助活動の調整をファミリー・サポート・センター職員であるアドバイザーが行い，育児の相互援助を全市的に広げた。特に，働く女性への支援として，ワーク･ライフ･バランスの視点で支援実施した。 ○援助会員の増加のために，講習会等を実施して，会員数の増加に努めた。また，規則改正を行い，市民だけでなく，市内で活動可能な者であれば登録可能な規定とし，対象者を拡大した。 ○利用会員の増加のために，アドバイザーが市内親子ひろばや定期健診会場へ出張し説明および登録などを行った。 ○活動可能な時間の始期を30分早め，送迎援助をより利用しやすくした。 ○規則改正を行い，ひとり親家庭等への支援拡大を図った。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
講習会の参加人数	2	34		
ファミリーサポート新規援助会員数		27		
ファミリーサポートセンター活動件数	6,902			

		子育て相談室	組織改正及び業務担当課変更≫上記の事業内容◇ファミリーサポートセンター事業は，平成27年度から，子ども子育てサービス課へ移管。◇児童館事業は，引き続き子ども子育てサービス課の事業である。 ○親子ひろば事業は，市直営3ヶ所・委託1ヶ所・協働委託5ヶ所・指定管理者4ヶ所の13ヶ所を引き続き事業展開。 ○子育て関係団体のネットワークとして，円卓会議を共同で行う。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
子ども・子育て円卓会議	12	374	0	
親子ひろばの実施（13ヶ所の開設日数）	1,262	35,976	23,410	
親子ひろば研修の実施	3	132	36	

53	子育てに関する総合的な相談・支援	保育課（現・子ども子育て事業課）	○児童虐待への対応については，保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には，子ども子育て事業課や子ども家庭支援センター，児童相談所などと連携し，要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。 ○虐待がおきないよう，保護者への対応にも保育に関する支援も行っている。 ○家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり，その支援をするため，保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り，保護者は食育の講習や講話を受講し，事業を通じて育児相談等の支援を行った。 ○男性の育児参加の促進は，参加しやすい土曜日に行事を設定した。 ○児童虐待へは専門機関と連携し，情報を共有するなど早期発見に努めた。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			公立保育園での地域支援事業の開催数，参加者数	88	353		
			要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数，対象児童数	50	35		
			地域支援・子育て支援のための専用施設の設置				2施設
		子育て相談室	○家族や近隣に育児協力を得ることが困難で，育児支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣し，安心した子育てができる支援を行った。 ○保護者の方が緊急かつやむを得ない理由で一時的に養育できない場合，お子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。 ○虐待通告を始め，18歳未満のお子さんを持つ家庭の相談を電話，面談，訪問などで対応した。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			平成27年度育児支援ヘルパー申請・派遣数		74件 71家庭		2097.5時間
			平成27年度ショートステイ利用数		4回 2家庭		10日
			平成27年度の相談対応件数（個別ケース会議など会議参加回数含む）	10,645			
54	子ども連れで利用しやすい施設整備	子育て支援課（現・子育て相談室）	○赤ちゃんふらっとについて，市報1ページの紙面を使用し，周知を行った。 ○新設置（2ヶ所）：地域センター[北町・もとまち] ○継続設置（29ヶ所）：子ども家庭支援センター1・児童館6・学童保育所8・公民館5・図書館2・市役所2・教育文化施設2・公園1・親子ひろば1・JA農協1				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			設置数（授乳・おむつ替え・手洗い・給湯・冷暖房）				31

施策（3） 介護への支援

No.	事業名	所管課	事 業 実 績				
55	介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○定年後の男性を対象とした「男性の地域参画促進講座：男の料理入門」を実施し，料理だけでなく，その後の片づけ，ゴミの分別についても参加者が行い，男性の生活自立のきっかけ作りを行った。 ○介護における男女共同参画講座「50代からはじめる老後資金の貯め方」を実施し，自分の介護を含めた将来を見据え，特に高い貧困率である女性が老後に向けての資金が準備できるよう，情報提供をし，老後の資金を考える機会を作った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			該当講座	2	28	26,000	
		高齢者相談室	【介護予防の普及啓発に関する取組等】 ○市全体を対象に介護予防講演会を行うとともに，高齢期の身近な生活相談の窓口である委託地域包括支援センター（市内6か所）が個別相談や講座を引き続き実施した。 ○地域住民からの依頼により，出前講座で介護予防について講座を実施。				
			内容	回数（回）	人数（人）	決算額（円）	その他
			介護予防に関する普及啓発を行う事業（教室，地域づくりのためのサロン等）の開催	42	718	27,150,000	

56	介護への支援	高齢者相談室	【介護予防の取組】 ○生活の不活発等により介護を要する状態に至ることを未然に防ぐため，生活機能に低下（疑含）を生じている方を把握し，機能低下の進行を予防するための事業（運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等）を委託により市内2会場において実施した。 【家族介護者交流会】 ○委託地域包括支援センター（市内6か所）を拠点に，家族介護者交流会を実施した。情報提供と交流を合わせて行うことにより，介護者同士の繋がりを深めている。うち1センターでは，男性介護者を中心とした懇談会（つどい）を継続して5年目となったが，参加者から，性別を超えた交流会を求める声があがった。 ○認知症高齢者家族懇談会（きさらぎ会，市内3会場にて実施）について，引き続き開催支援を行った。

内容	回数（回）	人数（人）	決算額（円）	その他
介護者交流会の開催	17	240	委託料に含めて実施	
通所型介護予防事業（運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善）	476	3,322	30,594,000	

	介護保険課	介護者の負担軽減のため制度の普及・利用促進を図り，広報を実施した。	

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
「介護保険べんり帳」を窓口で配布，「介護保険ミニガイド」を被保険者証に同封			894,240	

57	介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	（1）総合相談における相談実績（基幹型地域包括支援センター・委託先地域包括支援センターの実績）29,900件 （2）権利擁護における相談実績（成年後見制度・高齢者虐待・地域福祉権利擁護事業等）2,298件 （3）高齢者虐待に関する対応（国分寺市虐待防止ネットワーク実施要綱に基づく緊急受理会議・個別ケース会議の開催数） 59回 （まとめ）総合相談件数は年々増加し，地域包括支援センターが対応した事例もそれに伴い増加。最近は高齢部門の関係者だけでは解決しない事例が増加し，関係機関の調整，専門的な助言を求める場の調整が必要となっている。 地域ケア会議の専門部会である権利擁護部会においては多機関との連携による事業の運営や日常的なケース支援の協力体制を持つことができる場面を持つことができた。 専門的な助言が必要な事例においては，精神科医・弁護士・学識等をアドバイザーとして迎え適宜事例検討を行い支援方針の確認，支援機関の役割整理等を行った。

内容	回数（回）	人数（人）	決算額（円）	その他
支援困難ケース事例検討会	4	1回につき約10	57,000	
高齢者虐待対応研修	1	50	35,000	
社会福祉士連絡会（平成27年度より「虐待事例検討会」に名称変更）	1	19	22,000	

施策（4） 生活の安定と自立の促進

No.	事業名	所管課	事業実績
58	高齢者の自立支援	高齢者相談室	（1）地域包括ケア体制を推進するため，地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。 （2）市内の全地域包括支援センター職員による全体会を開催し，相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。 （3）地域包括支援センターの各職種による連絡会を開催し専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施

内容	回数（回）	人数（人）	決算額（円）	その他
地域ケア会議（作業部会含む）・小地域ケア会議・各種専門部会	20	520	116,500	
地域包括支援センター全大会	3	116	44,000	

59	障害者への支援	障害者相談室（現・障害福祉課）	【身体障害者相談員，知的障害者相談員】 市役所及びひかりプラザで，月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応している。また，電話による相談も随時受けており，障害福祉サービスなどの情報提供も行っている。 【地域活動支援センター】 市内には，相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センターⅠ型が3箇所あり，ここにおいても種々の相談を受け，情報提供を行っている。 【障害者就労支援センター】 障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに，障害者と事業所とのコーディネートを行っている。また，就労希望者の積極的な掘り起こしや障害者雇用に取り組む企業等への支援等を行うために，地域開拓促進コーディネーターを配置している。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
身体障害者・知的障害者相談員相談実績		392		
地域活動支援センター相談実績		36,721		
就労支援センター相談実績		4,965		

60	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課	ひとり親家庭（母子・父子世帯）の経済的自立を支援するため，母子・父子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
東京都母子・父子福祉資金の貸付	674件	81	43,987,400	
自立支援給付金(高等技能訓練促進費)	24件	2	2,400,000	

		子育て相談室	○申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。 ○ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
ひとり親ホームヘルプサービス利用数				12家庭
ひとり親ホームヘルプサービス派遣回数	654			

		子育て支援課（現・子ども子育てサービス課）	手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については，ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し，広く制度の周知を行うとともに，市民課や生活福祉課，子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより，対象となる相談者に対しては，前年度と同様に児童扶養手当（国），児童育成手当（都）及びひとり親家庭等医療費助成（都）の支給・助成を適正に行った。

内容	回数（回）	人数（人）	決算（円）	その他
児童育成手当の支給　※人数は支給延人数		10,733	148,459,500	
児童扶養手当の支給　※人数は支給延人数		5,364	214,567,000	
ひとり親医療費の助成　※人数は各年度3月実績	10,776	844	27,494,000	

61	外国人への情報提供	文化のまちづくり課（現・協働コミュニティ課）	○「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」（英語，中国語，韓国語，ルビ付き日本語）を，平成24年度から引き続き配架し，子育てに係る手続きや市役所の窓口，サービスや支援制度などの情報提供を行った。 ○国際協会，市政戦略室広報担当者と，外国人への効果的な情報提供について検討した。 ○「外国人おかあさん交流会」を開催し，日本人と外国人の母親の交流を支援した（国分寺市国際協会）。 ○「親子日本語サロン」を開催し，外国籍の母親の日本語学習を支援した（国分寺市国際協会）。 ○「外国籍保護者のための小学校入学ガイダンス」冊子発行と説明会により，小学校入学にあたって必要な情報を提供した（国分寺市国際協会）。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
配架部数				約700
予算			0	

62	「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室	昨年と同様，高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議，実務者会議を障害者相談室と共に開催した。 各ネットワーク会議においては,各機関の役割や現状確認，虐待防止に向けた活動計画について共有した。 個別ケース会議においては，各関係機関との連携のもと高齢者とその家族(介護者）への支援を実施した。 虐待の対応についてのマニュアル作成のため，高齢者虐待対応マニュアル策定検討委員会を3回開催した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
緊急受理会議・個別ケース会議の開催	59	1回につき約10		
高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	1	17		
高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	2	第1回19 第2回17		

	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議に課長が委員として出席し，男女平等推進の立場から情報交換などを行った。 ○高齢であるDV被害者の相談に対して常日頃から連携をとり適切な支援を行っている。

内容	回数（回）	人数（人）	決算額（円）	その他
70代以上の高齢者の相談件数		1		

課題6　政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（1）　庁内における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績
63	審議会等の委員における性による偏りの解消	政策経営課	○平成25年度に市長の附属機関の委員の選任・委嘱に係る事務手続きフロー図を作成し，委員の選任・委嘱の際には，事前に政策経営課に連絡する等，全庁的に委員の選任・委嘱方法の統一を図る。平成26年度も引き続き事務手続きフロー図に基づき，平成11年10月20日付の「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて」の通達の趣旨を踏まえて委員の選任・委嘱手続きを行うよう周知した。 ○平成11年の通達では，両性の意見が審議等に反映されるようにとしているため，委員の男女比の配慮に努めるよう周知した。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
各種審議会等の女性委員割合（平成28年1月1日現在，政策経営課において把握している数値）				約32%（総数516人の内）
上記のうち，公募市民枠の女性委員割合（平成28年1月1日現在，政策経営課において把握している数値）				約47%（総数53人の内）

	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○審議会の女性委員の比率調査について，当課で直接実施した。 調査結果を庁内イントラネット掲示板に載せ，女性委員登用の意識付けを行った。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
関連記事の市報掲載	0			
委員数調査・調査結果庁内周知	1			

64	庁内の職域の偏りの解消	職員課	各部局における事務技術職女性職員比率推移（各年4月1日現在基準）

	議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども家庭	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計
H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%
H27	33.3%	22.5%	26.5%	38.8%	58.4%	76.4%	1.8%	11.4%	0.0%	60.0%	0.0%	66.7%	51.6%	41.1%
H28	33.3%	30.0%	26.4%	42.0%	56.3%	76.4%	6.3%	11.8%	0.0%	60.0%	0.0%	66.7%	55.6%	43.2%

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

65	女性管理職の登用促進	職員課	・平成27年度は女性職員係長職を対象としたキャリアビジョン研修を2回実施し，計26名の参加者を得ることができた。 ・平成27年3月31日時点の管理職に占める女性の割合は10.45%（7/67）で目標とする10%を達成できる水準まで引き上げることができた。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
管理職総数に対する女性比率		7/67		10.45%

	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○女性管理職登用を含む特定事業主行動計画を策定することを市町村に義務付ける女性活躍推進法が施行され，文化と人権課が窓口となり，計画策定のための都との連絡や情報の伝達を行った。特定事業主行動計画は，任命権者ごとに策定することとされているため，職員課が策定したが，策定のための情報提供を行った。

内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他

施策（2） 地域における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績				
66	男性の地域参画の促進	公民館課	男性が地域活動に参加するきっかけとなるような場として実施。光公民館では男性のための食生活講座を3回の連続講座として実施。料理初心者からリピーターまで幅広い方々の参加があり、講座終了後はグループとして継続的に活動している。お父さん応援講座は男性の雑談力・会話術などを学び、仲間づくりの場となった。 他館は男性に限った講座は開催していないが，男性参加者の多い講座も実施している。				
			内容	回数（回）	延人数（人）	予算（円）	その他
			男性のための食生活講座	3	56	60000	
			お父さん応援講座	4	72	69000	
			歴史講座	2	113	52000	
			日本を知るⅢ	3	76	66000	
		男女平等人権課（現・文化と人権課）	○定年後の男性を対象とした「男性の地域参画促進講座：男の料理入門」を実施し，料理だけでなく，その後の片づけ，ゴミの分別についても参加者が行い，また，参加者同士の交流の時間を設けて，地域とのつながりを持つきっかけを作った。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			関連講座実施	1	16	26,000	
67	市民活動への支援	協働コミュニティ課	市民活動フェスティバルを4月19日に開催。来場者約950人，参加団体25団体。 市民活動団体ヒアリングを1団体に実施。 市民活動団体「こらぼdeサロン」を5回実施。27団体，58人が参加。 ボランティア活動センターこくぶんじと合同イベントを開催。16団体，34名。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			市民活動フェスティバルの実施	1	約950		25団体出展
			団体ヒヤリングの実施	1	3		1団体
			「こらぼdeサロン」の実施	5	58		27団体
68	女性リーダーの育成	男女平等人権課（現・文化と人権課）	○女性の起業支援講座を2本開催し，起業への意識づけから具体的な資金調達の方法までを取扱い，起業就労への支援を行った。起業できる力をつけられれば，さまざまな場面で活躍できる力もついていくと考えられ，そのような実践例の紹介も行った。 ○男女平等推進センター情報誌では，平成26年度に実施したママインターン事業に参加した人のその後の紹介も行い，様々な業種で再就職して活躍していることを伝えた。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			男女平等推進センター主催講座	2	55		
			男女平等推進センター情報誌発行	1			2,500部

施策（3） 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績				
69	都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課（現・都市企画課）	都市計画審議会の女性委員は3人であり，前回同様である。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			都市計画審議会女性委員の人数		3		
		くらしの安全課（現・防災安全課）	○女性の防災会議委員について平成27年度は，前年度と比べて1名の増加がありました。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			国分寺市防災会議の女性委員の人数（平成26年度末時点）	1	3	28,500	
70	農業経営への男女共同参画	経済課	・農業経営改善計画の認定につき，新たに1経営体が女性農業者を含む家族経営協定を締結した。（女性農業者を含む家族経営協定締結件数/全経営体数＝19/50 。締結実績は38%）※平成27年度末時点。 ・平成 27年 11 月に女性農業者限定の研修会を開催し，都内各地から24人（うち市内は10人）の女性農業者が参加し，交流した（市と東京都農業会議の共催）。				
			内容	回数（回）	人数（人）	予算（円）	その他
			女性認定農業者の研修参加人数	1	10		
			国分寺市の女性農業者の交流＆バス見学ツアー参加人数	0	0		

資料№.２　自己点検票書式

記入例

平成27年度　国分寺市男女平等推進行動計画　自己点検票					事業№.	1
担当課	文化と人権課					○○ ○○
男女平等推進の視点	男女平等社会を実現するための基本理念（国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より）					
	1号	性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること					

条例第3条第1項1号～5号のうち，事業に該当する理念を選択して記入する。

事務局で事業ごと・シートごとに挿入

対象事業						
基本目標	1					男女の人権を尊重するまち
課題		1				男女平等意識の醸成
施策名			（1）			家庭や地域における男女平等の意識づくり
事業名				①		男女平等に関する学習機会の提供
事業内容	男女平等推進センターや公民館で，女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し，若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう，テーマや開催日時の工夫をします。 ◇男女平等推進条例，男女平等推進行動計画の周知　◇多様な団体との連携による広報　◇公民館保育室事業の実施 ◇男女平等の保育，幼児教育の促進　◇若年層とともに進める事業の実施　◇市民への作品募集による意識の普及					

所管課で事業実績を自由記述する。

事業実績

●事業実績を書いてください。

（例）女性のエンパワーメントを目的に講座を開催した。他団体との連絡会を初めて開催した。

○庁内横断的に男女平等の概念を事業に浸透させるため，男女平等推進センターの各種講座を実施する際には連携できる部署がないか検討し，あれば連携を働きかけた。その結果，各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができた。連携した際に各課の担当職員と関わることによって，職員への情報提供も同時に行うことができた。例として，起業支援講座での経済課との関わり，デートDV講座における児童館との関わりがあげられる。起業支援講座では，講師による講演だけでなく，経済課職員が市の小口事業資金融資あっせんの説明を行い，多摩信用金庫による資金調達についての説明も行い，女性が企業に踏み出すきっかけを作った。デートDV講座は，児童館の職員が訪問し，小学生から高校生までの参加者に，自分を大切にし相手も大切にすることを組み，若年層が考えるきっかけを作った。○講座以外では，若年層向けのデートDV防止生徒に配付し，男女平等・DVについて考えるきっかけ作りなどに取り組んだ。

●特記事項　※行動計画規定外の事業で，関連事業として実施し，成果をあげたものがあればご記入ください。評価の際に加点します。

何か記入があれば意欲を評価して総合評価数値換算時に1点加点する。

数値化可能な事業実施内容につき，所管で考えて適切な項目・データを記入してください。数値化情報は，量的な事業実績を示すデータとします。

●数値化可能な事業について，回数，参加者数（男女比），予算などを書いてください。

（例）　講座，他団体との連絡会，啓発チラシ配布など	回数（回） 評価年度	回数（回） 前年度	人数（人） 評価年度	人数（人） 前年度	予算（円） 評価年度	予算（円） 前年度	その他 評価年度	その他 前年度
関連主催講座	10	13	24			257,000		
他課との連携講座数	2	4	9			52,000		
チラシ配布枚数							約4,000	約9,000

数値化可能な事業について所管課で記入する。必ずしも3つ埋める必要はないが，最低一つは入れてもらう

事業の評価

●下記の各「評価の視点」から見て，前年度と比べた推進状況A～D）を評価してください。

所管で自己評価する

事業評価の視点	当年度（n）評価	数値換算	過年度（n-1）評価	過年度（n-2）評価	過年度（n-3）評価	過年度（n-4）評価
男女平等に関する学習機会の提供は行われたか	A	4	A	A	A	
評価理由：男女平等に関する男女平等推進センター講座の開催回数は昨年より減っているが，例年の開催回数と同様の成果と言える。今まで取組が少なかった若年層への男女平等・DV理解促進に取り組み，児童館での[illegible]るきっかけを作れたと考える。						
市民にむけての意識啓発の方法は，適切で，効果的で[illegible]	B	3	A	A	A	
評価理由：講座開催を平日昼間だけでなく，夜間や土曜日の開催も行った。それにより，参加者数が昨年を下回ったが，平日昼間では参加できない層（今まで意識啓発してきていない層）へも意識啓発をすることができた。						
事業実施により，男女平等に関する市民の理解を進めることができたか	B	3	A	A	B	
評価理由：講座の際に実施したアンケートによると，講座に参加して「よかった」，講座受講前後で「意識が変わった」と回答した方の率が，平均して95%以上であり，前年度と同様の成果を得られた。						

①計画に沿った事業を行ったかという視点からの評価。

評価に基づき，自動換算される

②事業実施の際に，男女平等推進の視点を盛り込んで行ったかどうか，もしくは，事業実施の内容が男女平等推進の視点から見て適切・効果的であったかという視点からの評価。

評価に基づき，自動換算される。

③事業実施により，男女平等社会の実現の観点から成果をあげることができたかという視点からの評価。

評価に基づき，自動換算される。

評価の説明

【評価の基準】
A＝前年度よりも実績があがった　B＝前年度と同様の[illegible]
かった　達成＝計画所定の事業内容を達成した　休止・[illegible]
【数値換算の方法について】
各事業評価の視点における評価につき，A＝4　B＝3　C＝2　D＝1　達成＝4　休止・廃止＝1点として合計点を事業評価の視点数3で除し，各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価とした。

◎：計画改定時よりも進ちょくが大幅に図られている。
○：計画に基づき概ね予定通りに進ちょくが図られている。
△：未着手，進展なし。又は着手したものの，当初予定よりも進ちょくが大幅に遅れている。

■計画改定時（24年度）と比べた場合の推進状況	■総合的に見た場合の当該年度の推進状況
○	B☆

●二重線囲みで示した，男女平等推進の視点から見た今後の課題及び次年度以降の取組み予定	●課題を解決するために連携の必要な所管課
男女平等推進センターの講座は，男女平等推進行動計画の趣旨を踏まえ，適切な内容で学習機会を提供していると考える。より多くの人が参加できるような工夫が必要。	引き続き講座は取り組むテーマに関連する部署と連携して行えるようにする

資料№.３　平成 28 年度会議の開催状況

（１）国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第１回	平成 28 年５月 27 日	・年間スケジュールと今年度評価手法の説明 ・評価作業グループ分け ・次回以降の委員会日程検討
第２回	平成 28 年６月 21 日	・施策推進状況の検討（各グループからの報告） ・ヒアリング対象課検討
第３回	平成 28 年７月１日	・ヒアリング（子ども若者計画課及び健康推進課） ・意見交換
第４回	平成 28 年７月８日	・施策別推進状況評価審議
第５回	平成 28 年７月 15 日	・施策別推進状況評価審議
第６回	平成 28 年７月 25 日	・施策評価内容の最終調整 ・答申案審議

○平成 28 年度　国分寺市男女平等推進委員会委員

（任期：平成 28 年４月１日から平成 30 年３月 31 日）

氏名	所属等	選出区分
吉田　英子	フェミネット奏	１号委員 （男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
織井　恵美子	国際ソロプチミスト国分寺	
堀江　由香里	特定非営利活動法人 ArrowArrow	
升田　範夫	一般市民公募	２号委員 （公募市民）
北島　稔	一般市民公募	
中村　洋子	一般市民公募	
苫米地　伸	東京学芸大学准教授	３号委員 （識見を有する者）
◎長津　芳	元国分寺市立第七小学校校長	
○橋本　恭子	一橋大学特別研究員 日本社会事業大学・津田塾大学非常勤講師	

◎･･･委員長　　○･･･副委員長

（２）国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第１回	平成 28 年４月 28 日	・評価スケジュールについて ・今年度評価の手法について
第２回	平成 28 年５月 24 日	（第２次行動計画策定のための開催） ※評価のための開催ではない
第３回	平成 28 年９月 28 日	・施策別推進状況評価について（推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討）

○平成 28 年度　国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長（会長）	内藤　達也
市民生活部長（副会長）	小川　恵一郎
政策部長	水越　寿男
総務部長	塩野目　龍一
福祉保健部長	一ノ瀬　理
子ども家庭部長	根本　裕之
教育部長	本橋　信行

（３）国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第１回	平成 28 年５月 12 日	（第２次行動計画策定のための開催） ※評価のための開催ではない
第２回	平成 28 年５月 19 日	
第３回	平成 28 年９月９日	・事業推進状況評価検討
第４回	平成 28 年９月 12 日	・事業推進状況評価検討

○平成 28 年度　国分寺市男女平等推進専門委員会委員

（任期：平成 27 年８月５日から平成 29 年８月４日）

所属	氏名
政策部政策経営課	○宍戸　雅哉
政策部政策法務課	柳井　幸
総務部職員課	村上　航
市民生活部経済課	髙澤　芳友
福祉保健部地域福祉課	田中　由佳
福祉保健部障害福祉課	京極　充慶
福祉保健部介護保険課	小池　純子
子ども家庭部子ども子育てサービス課	田原　美幸 （７月１日人事異動により解任）
子ども家庭部子ども子育てサービス課	川勝　容子 （７月１日人事異動により任命）
子ども家庭部子育て相談室	安原　佳子
教育部教育総務課	河合　光子
教育部学校指導課	茂木　陽
教育部公民館課	豊泉　早苗
教育部国分寺市立第二小学校	◎山口　悦子

◎…委員長　　○…副委員長

資料№.４　国分寺市男女平等推進行動計画の概要

１　計画の目的

本計画は，国分寺市男女平等推進条例第９条に基づき，男女平等社会の実現に向けて，国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

２　計画の位置づけ

（１）　国分寺市男女平等推進条例第９条に基づき策定する計画です。

（２）　男女共同参画社会基本法第 14 条第３項の規定に基づき市が策定する,男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。

（３）「課題３　性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」の「施策（１）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み」から「施策（３）相談業務の充実と関係機関との連携」は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第２条の３第３項に基づく，国分寺市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当します。

３　計画の期間

第４次国分寺市長期総合計画の実施年度に合わせ，期間を平成 20(2008)年度から平成 28(2016)年度の９年間としています。平成 23(2011)年度に計画の見直しを行い，平成 24（2012）年度から中間見直し計画を施行しました。

４　計画の推進

（１）　推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会(以下「推進委員会」という。)」において，男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進ちょく状況について，専門的あるいは市民的見地から調査審議し，市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて，男女平等推進施策を展開します。推進委員会は，男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表４人以内，公募市民３人以内，識見を有する者３人以内の 10 人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として，副市長を会長とし６人の部長で構成する市の内部組織である「国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。)」により，男女平等推進施策の総合的な推進と調整を行います。

（２）市民，事業者等との連携と協働

男女平等推進をめぐる課題は，あらゆる分野に深く根ざしています。男女平等社会の実現にむけて施策を推進するにあたっては,市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

（３）国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

（４）行動計画の効果的な進行管理

計画をより実効性のあるものとするために，年度ごとに推進状況の報告を行い，進ちょく状況を示します。また，国分寺市男女平等推進条例第 10 条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

進ちょく状況の評価にあたっては，評価基準を明確にし，それをもとに評価した結果を計画の見直しに反映します。

５　計画の基本理念

本計画に基づき施策を推進するにあたっては，国分寺市男女平等推進条例第３条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

（１）性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダー(社会的性別)による固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。

（２）性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

（３）市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわりなくだれもが対等に参加できること。

（４）性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育てや介護等家族としての役割を果たすことと，職場や地域等において活動することとを両立できるようにすること。

（５）国際社会における取組みと密接な関係があることを認識して,取組みを推進すること。

6　計画の体系

【施策体系図】

【目　標】	【課　題】	【施　　策】
基本目標1　男女の人権を尊重するまち	課題　1 男女平等意識の醸成	(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり
		(2) 学校における男女平等教育の充実
		(3) 庁内における男女平等意識の徹底
		(4) 男女平等に関する実態把握
		(5) 男女の人権に配慮した表現の推進
	課題　2 たがいの性の尊重と健康支援	(1) たがいの性を理解し，尊重する意識の醸成
		(2) 性差や年代に応じた健康支援
	課題　3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み
		(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援
		(3) 相談業務の充実と関係機関との連携
		(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止
		(5) 人権侵害を予防するための支援
		(6) 子どもにとっての男女平等
		(7) 性犯罪被害者の支援

【目　標】	【課　題】	【施　　策】
基本目標２　男女が平等に社会参画できるまち	課題　４ 就労における男女平等の推進	(1) 事業者への啓発と支援
		(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討
		(3) 起業・再就職への支援
		(4) 働き方における格差の是正
	課題　５ 男女共同参画を支える環境の充実	(1) ワークライフバランス（仕事と生活との調和）の推進
		(2) 子育てへの支援
		(3) 介護への支援
		(4) 生活の安定と自立の促進
		(5) 高齢者の虐待防止
	課題　６ 政策・方針等の意思決定への男女共同参画	(1) 庁内における男女共同参画
		(2) 地域における男女共同参画
		(3) 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

資料№.５　国分寺市男女平等推進条例

平成19年3月29日

条例第10号

目次

前文
第1章　総則(第1条―第7条)
第2章　性別による権利侵害の禁止等(第8条)
第3章　基本的施策(第9条・第10条)
第4章　具体的施策(第11条―第17条)
第5章　男女平等推進センター(第18条―第22条)
第6章　苦情等への対応(第23条・第24条)
第7章　男女平等推進委員会(第25条・第26条)
第8章　雑則(第27条)
附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで，かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く，性別にかかわらず平等です。

これまで，我が国では個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下，「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し，国際社会における取組と連動して，男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては，昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し，男女平等社会の実現に向けて，市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし，いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には，個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり，自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は，すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され，認め合い，支え合いながら，ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して，この条例をつくります。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は，男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の理念に基づき，国分寺市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現に関し，基本理念並びに市，市民及び事業者等の責務を定め，市の施策の基本的事項を明らかにするとともに，男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより，男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによ

る。

(1)　男女平等社会　一人ひとりが個人として尊重され，性別に起因する差別を受けず，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され，対等な立場でともに協力し合い，責任を分かち合う社会をいう。

(2)　市民　市内に住む者又は市内で働く者，学ぶ者若しくは活動する者をいう。

(3)　事業者等　市内において事業を行うもの及び非営利の活動，公共的活動その他の活動を行うものをいう。

(4)　ジェンダー　生まれついての生物学的性別と異なり，社会通念又は慣習の中にある男性像，女性像等社会によって作られた性別をいう。

(5)　セクシュアル・ハラスメント　職場，学校等社会のあらゆる場で，性的な言動により，他の者を不快にさせ，又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。

(6)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。)による身体的暴力又は精神的，性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条　男女平等社会を実現するため，次に掲げる事項を基本理念とする。

(1)　性別にかかわりなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。

(2)　性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

(3)　市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわりなくだれもが対等に参加できること。

(4)　性別にかかわりなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること。

(5)　国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条　市は，この条例の基本理念に基づき，男女平等社会の実現に向けて，総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

2　市は，男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては，男女平等社会の実現に配慮しなければならない。

3　市は，自らも事業者等であることを認識し，その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

4　市は，男女平等社会の実現に向けて，市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5　市は，男女平等社会の実現に向けて，国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は，職場，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる場において，この条例の基本理念に基づき，男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2　市民は，市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条　事業者等は，その活動を行うに当たっては，この条例の基本理念に基づき，男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2　事業者等は，労働環境の整備に当たっては，その労働者が性別にかかわりなく，子育て，介護又は地域活動と，仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3　事業者等は，市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

（市民及び事業者等の協力）

第7条　市民及び事業者等は，互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章　性別による権利侵害の禁止等

（性別による権利侵害の禁止等）

第8条　何人も，あらゆる場において，直接的であるか間接的であるかを問わず，性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2　何人も，ドメスティック・バイオレンス，子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3　何人も，セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4　何人も，ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条（定義）第2項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

5　何人も，外部に情報を提供するときは，前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章　基本的施策

（行動計画等）

第9条　市長は，この条例の基本理念に基づき，男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため，男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2　市長は，男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては，第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに，市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3　市長は，男女平等推進行動計画を策定し，又は変更したときは，速やかにこれを公表しなければならない。

（年次報告）

第10条　市長は，男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について，第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し，公表しなければならない。

第4章　具体的施策

（啓発活動及び教育による普及）

第11条　市は，男女平等社会の実現に関し，学校教育，生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて，市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における施策）

第12条　市は，雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため，事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　市は，市と契約を締結した事業者等に対し，男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

（生涯にわたる健康への支援）

第13条　市は，男女が対等な関係の下，妊娠，出産，更年期等に関して互いに理解し，尊重し合い，男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

（ドメスティック・バイオレンス等の防止）

第14条　市は，ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し，その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

（委員構成）

第15条　市は，附属機関等の委員の構成に当たっては，男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

（調査研究）

第16条　市は，男女平等社会の実現のため，必要な調査研究を行わなければならない。

（財政上の措置等）

第17条　市は，男女平等社会の実現のため，財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章　男女平等推進センター

（設置）

第18条　この条例の基本理念に基づき，男女平等推進施策を実施し，市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため，国分寺市立男女平等推進センター(以下「男女平等推進センター」という。)を設置する。

（位置）
第19条　男女平等推進センターの位置は，次のとおりとする。
国分寺市光町一丁目46番地8
（愛称）
第20条　男女平等推進センターの愛称は，「ライツこくぶんじ」とする。
（事業）
第21条　男女平等推進センターは，次に掲げる事業を行う。
(1)　情報及び学習の機会の提供
(2)　市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
(3)　相談に関する事業
(4)　図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
(5)　前各号に定めるもののほか，市長が必要と認める事業
（管理及び運営）
第22条　この章に定めるもののほか，男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は，別に定める。

第6章　苦情等への対応

（施策への苦情又は改善提案の申出への対応）
第23条　市長は，市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し，適切に対応しなければならない。
2　市長は，前項の場合において，男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは，第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。
（性別に起因する人権侵害に係る相談への対応）
第24条　市長は，性別に起因する人権侵害に係る相談については，関係機関，関係団体等と連携を図るとともに，相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章　男女平等推進委員会

（男女平等推進委員会の設置及び組織）
第25条　市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため，市長の附属機関として，国分寺市男女平等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2　委員会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査審議し，答申するほか，当該事項について市長に建議することができる。
(1)　男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
(2)　男女平等推進行動計画の進ちょく状況に関すること。
3　委員会は，次に掲げる委員10人以内をもって組織し，市長が委嘱する。
(1)　男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者　4人以内

(2)　公募により選出された市民　3人以内

(3)　識見を有する者　3人以内

4　委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

5　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

6　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

7　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（委員会の会議）

第26条　委員会は，委員長が招集し，委員長は，会議の議長となる。

2　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4　委員会は，会議の運営上必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴き，又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5　委員会の会議は，公開する。ただし，国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は，当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6　委員会の庶務は，市民生活部文化と人権課において処理する。

（平成25年条例第42号・一部改正）

第8章　雑則

（委任）

第27条　この条例に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際，現に存する国分寺市女性行動計画は，この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止）

3　国分寺市男女平等推進委員会条例(平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。)は，廃止する。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置）

4　この条例の施行の際，現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については，この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において，当該委員の任期は，旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

（国分寺市立女性センター条例の一部改正）

5　国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

1　この条例は，平成26年4月1日から施行する。

資料№.6　国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日
訓令第15号

（設置）

第1条　国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため，国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

（所掌事項）

第2条　推進協議会は，次に掲げる事項について協議する。

(1)　男女平等推進施策の総合調整

(2)　男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。

(3)　その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（組織）

第3条　推進協議会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　副市長

(2)　政策部長

(3)　総務部長

(4)　市民生活部長

(5)　福祉保健部長

(6)　子ども福祉部長

(7)　教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・一部改正）

（会長及び副会長）

第4条　推進協議会に会長及び副会長を置き，会長は副市長，副会長は市民生活部長をもって充てる。

2　会長は，推進協議会を代表し，推進協議会の会務を総理する。

3　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改，平成18年訓令第36号・一部改正）

（推進協議会の会議）

第5条　推進協議会の会議は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（男女平等推進専門委員会）

第6条　推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2　専門委員会は，第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し，その結果を会長に報告する。

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（専門委員会の組織）

第7条　専門委員会は，次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し，市長が任命し，又は委嘱する。

(1)　政策部　2人以内

(2)　総務部　1人

(3)　市民生活部　2人以内

(4)　福祉保健部　3人以内

(5)　子ども福祉部　2人以内

(6)　教育部　4人以内

（平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の委員長及び副委員長）

第8条　専門委員会に委員長及び副委員長を置き，会長が指名する。

2　委員長は，専門委員会を代表し，専門委員会の会務を総理する。

3　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の会議）

第9条　専門委員会の会議は，委員長が招集し，委員長は，会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（任期）

第10条　専門委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（平成19年訓令第25号・追加）

（意見の聴取等）

第11条　推進協議会及び専門委員会(以下「推進協議会等」という。)は，会議の運営上必要があると認めるときは，委員及び専門委員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ，その意見を聴き，又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正）

（庶務）

第12条　推進協議会等の庶務は，市民生活部文化と人権課において処理する。

（平成14年訓令第5号・一部改正，平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第15条繰上，平成26年訓令第16号・一部改正）

（委任）

第13条　この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は，別に定める。

（平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第16条繰上）

附　則

この訓令は，平成10年9月1日から施行する。

［以下略］

国分寺市男女平等推進行動計画

（国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

推進状況年次評価報告書

【平成２７年度　実施状況】

平成２８年 10 月発行

国分寺市　市民生活部　文化と人権課

国分寺市光町 1-46-8　ひかりプラザ２階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388